

2017年10月27日

食品衛生分科会

「食品衛生規制の見直しに
ついて」に関する資料

(1) 「食品衛生規制の見直しについて」

．．．． 3～12

これまでの主な指摘事項等

平成29年10月13日

※点線囲み部分が懇談会等での指摘事項

1. 食中毒対策について

○ 食中毒対策については、これまでも規格基準や衛生規範の設定などによる対策を講じてきたが、ノロウイルス、カンピロバクター等による食中毒は依然として数多く発生しているほか、食中毒発生件数全体では近年下げ止まりの傾向が見られており、これまでの対策の周知・徹底に加え、食品の安全性向上のための更なる対策が必要である。

○ ノロウイルスは、調理従事者を介した食品の汚染が相当程度あることから、調理従事者の健康確認や体調不良者を調理に従事させない等の対策の徹底が重要である。

また、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌は、加熱や殺菌の不徹底による食中毒発生も少なくないことから、消費者への注意喚起や事業者への監視指導、情報提供等を適切に行うことが必要である。

○ 食中毒対策については、調理段階における対策だけでなく、フードチェーン全体を通じた衛生管理の向上が必要である。特に、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌等は、と畜場や食鳥処理場における食肉処理の段階での食中毒菌汚染等も想定されることから、これらの段階での対策が重要である。

また、ノロウイルスやカンピロバクターは食中毒の発症に必要な菌数が他の食中毒の原因菌と比べて少ないことなど、定量的なリスク評価が重要である。

○ 効果をあげたサルモネラ対策や腸炎ビブリオ対策と同様、他の食中毒対策においても、生産段階とその後の段階の連携強化を図るべきである。

また、広域にわたる食中毒事案への適切な対応を図るためには、都道府県等の横の連携を図ることが重要である。

さらに、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌等は、人から人にうつるなどの感染症的な側面もあるため、感染症対策との連携も考えるべきである。

○ 現行の食中毒統計では数字に表れない潜在的な患者がおり、実際の食中毒リスクがより身近であることについて、国民の理解を深めることが重要である。

2. 農薬について

○ ポジティブリスト導入時に設定した農薬等の暫定基準について本基準への移行を促進することが必要である。

○ 急性参照用量（ARfD）が評価されていない農薬について、ARfDを考慮した基準を設定することが必要である。

○ 食品分類を見直し、食品のグループ化による残留基準の設定を導入し、残留基準設定について、より一層の国際整合を推進する必要がある。

3. 添加物について

○ 添加物の指定等に係る要請への対応の体制を強化し、迅速化を図るとともに、引き続き、マーケットバスケット方式等の手法により添加物の一日摂取量調査を実施し、我が国における食品添加物の摂取実態を明らかにする必要がある。

また、収穫前の農薬の基準設定と収穫後の添加物の指定手続についても、迅速化する必要がある。

○ 既存添加物の安全性の確認評価がなされていないものについては、早急に評価を行うべきである。

また、指定添加物の再評価についても検討を行うべきである。

○ 引き続き、第9版食品添加物公定書作成に係る取組を推進するとともに、第10版の作成に向けて、体制の強化を図る必要がある。

4. 遺伝子組換え食品について

○ これまで審査されたことのない種の遺伝子組換え食品が開発され、商品化されてきている。（例：GMサケ等）これらの食品についても、適切に安全性審査を行う必要がある。

○ ゲノム編集技術等の新しい育種技術（NBT）を活用した食品の開発が進展している。これらの技術を活用した食品に対する法規性上の取扱いについては、諸外国においても検討段階にあり、我が国においても、国際的な議論の動向やカルタヘナ法における取扱いの検討状況等を踏まえ、検討していく必要がある。

- 新技術であるゲノム編集について、誤解が広がらないよう、早期の段階でのリスクコミュニケーションの在り方について慎重に検討する必要がある。また、遺伝子組換え食品については、遺伝子組換えかどうかの表示だけでなく、その食品が科学的に安全で、しっかりと管理されていることについて、国民にきちんと説明することが必要である。

5. いわゆる健康食品について

- 様々な形状の商品が出る可能性があるため、対策は、錠剤・カプセルなどの形状の枠だけに囚われないことが重要である。しかし他方で、対策に実効性を持たせるという観点からは、何かしら枠を設定する必要もある。

また、対策を講じるに当たっては、成分の毒性が不明であることが問題なのか、カプセルや錠剤等の形状に加工されて成分が濃縮されていることが問題なのか、事業者が成分含有量を把握できていないことが問題なのか、整理して考えるべきであり、規制の強化に当たっては、それぞれに対する規制にどのような趣旨があるのか理解した上で、規制の目的と手段の均衡を図る必要がある。

- EU の Novel food の制度と同様に、販売前に安全性を評価する仕組みについても検討すべきである。

- いわゆる健康食品（以下「健康食品」という。）の適正な製造管理のあり方については、平成 17 年に錠剤カプセル状等食品に関するガイドラインが通知により示されているが、現在自主管理とされていることについて遵守の徹底や、より実効性のある仕組みの構築を行う必要がある。

- 医薬品でなく食品になると、錠剤やカプセルがリスク管理の網から外れてしまうことは問題であり、平成 17 年通知で求めている製造工程管理（GMP）による安全性の確保等を義務化することなどの対策が必要である。

- 食品衛生法第 7 条に基づく食品の暫定流通禁止措置は、高度の因果関係が不明な中で危害発生を防止するため、柔軟かつ機動的に行うことが必要であることから、食品安全委員会の評価を受けなくとも実施できる仕組みとすべきである。

- 現在、通知に基づき、健康食品の健康被害情報の収集等を行っているが、食品等事業者における健康食品の被害情報の把握が適確に行われていないケースもあることから、被害情報の収集体制の確立が必要であり、また、自治体や医療機関との情報共有、関係当局・関係団体との必要な連携を行い、健康食品の被害情報を処理する体制の充実強化を図る必要がある。

○ 適切な規制に活用するためにも、製造している事業者の把握や他製品（医薬品等）との併用に関する情報も含めて、収集する健康被害情報の質を高めること及び収集した情報を適切に処理することが重要である。また、収集した健康被害情報のうち特に重篤なものについては、因果関係が明らかではなくとも、迅速に情報提供・注意喚起を行うことが必要である。

○ 健康食品に関する誤った情報や過大な期待が見られる中で、消費者に対する健康食品の情報提供についても、充実強化を図る必要がある。特に、健康食品は食品であって医薬品の代わりではないという前提を改めて周知する必要がある。

○ 厚生労働省や食品安全委員会、国民生活センター等の情報発信は、事業者団体等の関係団体の協力を得ながら、一般消費者や事業者まで確実に伝わるようにすることが重要である。

副作用より効果効能に着目してしまう消費者の傾向及び売る側からの情報提供への消費者の反応を考慮することや、インターネットなどに氾濫する情報について監視を行うことが重要である。

6. 食品中の汚染物質等について

○ 食品中の汚染物質等について、摂取量調査や汚染実態調査を継続するとともに、調査の結果、重金属等対応が必要なものに対しては、基準値の設定等の対策を引き続き講じる必要がある。

○ 震災から6年が経過した現在も、被災地産の食品に対する安全性に懸念を持つ消費者が存在している。食品中の放射性物質対策や安全性情報の発信方法について、更なる工夫が必要である。

○ 放射性物質検査について、28年度末には、栽培／飼養管理が可能な品目群を中心に検査が効率化されたところであるが、栽培／飼養管理が困難な品目群等についても、引き続き効率化に向けた検討が必要である。

また、長期間基準値の超過が見られないにもかかわらず、消費者への訴求のため、継続されている検査（牛肉の全頭検査等）の効率化が必要である。

7. BSEについて

- 国内外のBSEリスクが低下していることから国際的な基準や動向及び最新の科学的知見を踏まえ、現在のリスクに応じたリスク管理措置に見直す必要がある。

8. 野生鳥獣肉の衛生管理について

- 地方自治体による施設に対する指導を推進し、衛生管理のガイドラインへの遵守状況を向上させる必要がある。

- 野生鳥獣肉の取扱関係者や消費者に対して、野生鳥獣肉のリスク、処理、加工の安全確保、加熱の重要性等食品の安全に関する知識を普及する必要がある。

またその際、牛や豚などの一般の食肉と比較してリスクがどれだけ高いのか等、具体性をもった情報をもって周知する必要がある。

- 厚生労働科学研究等を通じ、野生鳥獣肉のリスク評価や管理に資する科学的データの収集、整理、分析を行う必要がある。

9. リスクコミュニケーションについて

- 「情報発信していることを知らなかった」、「内容がわかりづらい」、「そもそも興味が無い」、「情報を探しづらい」などの国民からの意見を踏まえ、具体性を持った情報を含めることや親しみを持たせるかたちで周知することなど、発信方法と発信内容のさらなる工夫が必要。特に、より多くの一般消費者が参加するようにすることや、関係事業者への周知、関係省庁がよりよく連携した取組等を行う必要がある。

- 鶏肉などの生食のリスクについては、未だに飲食店でも理解していないケースも多いため、一層の注意喚起が必要である。ジビエなど食経験のばらつきがある食品や新規の食品については、消費者・事業者共に知識がなく、危険性を認識していない場合があるため、しっかりと情報提供を行う必要がある。また、BSEなどは歴史上の話となり、若者等では知識がないことが多いため、リマインドが必要であることにも留意すべきである。

- リスクコミュニケーションの一環として、インターネット等に出回っている情報の収集にも配慮すべきである。
- リスクコミュニケーションの強化を図るためには、リスクコミュニケーターの人材育成を行うことも重要である。

10. 監視指導について

- 監視指導の役割を担う自治体では、人員の確保に苦勞している現状があるため、人材不足への対応を検討すべきである。

11. 登録検査機関について

- 登録検査機関における製品検査の業務管理の詳細については、業務管理要領（G L P、信頼性確保に関する要件）を定め、通知しているが、G L Pについては、最終改正から約10年が経過していることから、近年の国際基準の改正状況も踏まえた国際整合化のための見直しが必要である。なお、登録検査機関と同様にG L Pの対象となっている地方衛生研究所の中には、改正G L Pの実施が困難な地方衛生研究所もあると考えられることから、対応を検討する必要がある。
- 登録検査機関における検査員の要件については、食品衛生法の別表において、修めるべき大学等の課程が列挙されているが、近年の学部・学科等の専門多様化も踏まえ、検査員が修めるべき大学等の課程について明確化するべきである。

12. 輸入について

- 加工食品の輸入増加やグローバル化に伴うフードチェーンの複雑化等を踏まえ、効果的に輸出国での生産段階の安全性を確保する取組をより推進していく必要がある。
 - ・ 米国やEUは、食肉、水産食品等については、H A C C Pによる衛生管理を実施している施設からのみ輸入を認めている。我が国でH A C C Pによる衛生管理が制度化された場合には、輸入食品にも規制の同等性を確保する必要がある。
 - ・ 食肉等については、衛生証明書により、輸入時に、健康な動物由来である旨を確認しており、適切なリスク管理が求められる動物性食品のうち、日E U E P A等で輸入量の増加が見込まれる乳製品や生産地での衛生管理が重要な水産食品等についても同様の仕組みが必要である。

- 今後の輸入食品の増加の可能性を踏まえ、検疫所職員の資質の向上、必要な職員や検査機器の確保等、適切な監視指導を徹底するための体制の整備を図る必要がある。

また、法違反食品の未然防止に有効な輸入者等に対する輸入事前指導の充実を図る必要がある。

輸入時検査については、民間の検査機関の更なる活用を可能とすることを検討することが必要である。

- 厚生労働省が策定する輸入食品監視指導計画については、単年度の業務計画だけではなく、人員確保も含め、中長期的な視点も持つことも重要である。

13. 輸出について

- 都道府県等の施設の認定、監視指導、衛生証明書の発行等の事務が増加しているが、衛生証明書発行等の輸出関連事務については、食品衛生法に具体的な規定が存在せず、自治体での人員や予算の確保が難しいことから、食品衛生法に必要な規定を設けることを検討する必要がある。

- HACCPの制度化に係る取組を通じて、食品の輸出に取り組む食品等事業者の国際競争力の向上が期待される中、円滑な輸出に資するため、引き続き、輸出手続の電子化による迅速化及び簡素化、検査経費等の削減などを含めた輸出先国との連携、強化を図る必要がある。

14. HACCPの制度化について

- 食品等事業者において、HACCPに関する様々な誤解が生じており、普及の阻害要因となっていることから、正確な知識を分かりやすく伝えるとともに、HACCPによる衛生管理の導入によるフードチェーンを通じた食品の安全性の確保が必要との認識の共有を図る必要がある。

- 基準Bの範囲について、従業員数、対象食品や業種の特性等を踏まえ、実現可能性も十分に配慮して、総合的に検討を進める必要がある。また、食品の業態や特性に配慮し、衛生管理計画の策定が負担とならないよう、衛生管理計画のフォーマットを含めた基準Bの手順書の作成を推進する必要がある。

- 国と地方自治体は、十分に連携を図りながら、食品等事業者に対してきめ細かな支援を行っていくとともに、より効率的な支援を行うため、業界団体等との連携を図っていく必要がある。また、研修の充実等により食品衛生監

視員の資質の向上を図り、体制強化に努める必要がある。

- 規模にかかわらず、基礎的な知識を持つ人材、事業所で中心となって導入を進める人材、指導・助言ができる人材等、現場のニーズにあった人材の育成を図る必要がある。
- 現在、食品衛生法の許可業種は34業種とされているが、それ以外に都道府県等の条例で許可業種としているものもある。制度化に向けて、34業種以外の業種も含め、監視指導の際に必要なHACCP制度化の対象事業者を把握するための仕組みを構築し、制度の定着を図る必要がある。

○ なお、HACCP制度化と許可業種の見直しについては、両者の関連性に留意する必要がある。

○ HACCP導入への事業者の理解促進に当たり、食品衛生法第61条に規定されている食品衛生推進員の積極的な活用を検討すべきである。

○ HACCPによる衛生管理に事業者が適切かつ積極的に取り組んでもらうため、米国のようなランク付けなど、事業者の意欲を引き出す仕組みを検討すべきである。

15. 営業届出の創設及び許可制度の見直しについて

○ 食品衛生法上の営業許可については、昭和47年までに現行の34業種が順次定められたが、その後、現在に至るまで見直されておらず、現状の営業実態から乖離のある場合がある。また、許可分類が細分化されており、取り扱う食品の種類により、1施設で複数の営業許可申請を求めていることも多い。さらに、地方自治体によって、許可が必要な業種や、届出を求める業種もそれぞれ独自に定められている。他方、HACCPによる衛生管理の制度化において、全ての食品等事業者を対象とすることとしており、許可対象業種以外の事業者も把握する仕組みを構築する必要もある。

近年、食品の製造・加工、流通の形態が多様化する中で、食中毒リスクに応じたものにする等の一定の判断基準を設けて、許可の対象事業者を見直すとともに、営業届出制度を創設し、実態に応じたわかりやすい仕組みを構築する必要がある。その際、業種の区分については、現状のように細分化せず、可能な限り大きくくりでまとめて整理すべきである。

○ 許可業種の見直しに当たっては、自治体への財政面等での影響に配慮するとともに、電子申請・届出システムの構築に当たっては、自治体の既存システムに留意したものにすることが必要である。

また、現在、条例で定めている許可業種の施設基準について、省令で基準を示す際には、ローカルな形態の事業者にも配慮した形で検討すべきである。

○ 営業届出制度においては、自治体による営業実態の定期的な確認を行う必要があり、またその際は届出内容を最小限にすることやシステムを活用することなど、自治体や事業者の負担に配慮することが必要である。

16. 器具・容器包装について

○ 器具及び容器包装のポジティブリスト制度化に当たっては、材質ごとのリスクを踏まえ、各材質について、制度の対象とする必要性や優先度の検討を進めるべきである。また、諸外国や我が国の業界団体の取組を踏まえ、ポジティブリスト制度の対象となる物質の範囲やリスク管理の仕組みを具体化する必要がある。

○ ポジティブリストに適合する製品を製造するためには、管理対象物質の必要な情報が事業者間で伝達される仕組みの構築が必要である。そのため、伝達すべき具体的な情報の内容及びその伝達方法等の明確化を図る必要がある。

○ ポジティブリスト制度においては、製造工程における原材料の適正管理、意図しない物質の混入防止等の管理が必要であるため、諸外国の制度や業界団体の取組を踏まえ、具体的な管理基準等を策定する必要がある。

○ 器具及び容器包装事業者の監視指導に当たっては、同事業者の把握と適切な監視指導の具体的方法が必要であるため、自治体が同事業者を把握するための届出等及び具体的な監視指導方法の仕組みを構築する必要がある。

17. 食品リコールについて

○ 食品衛生法においては、事業者自主回収の報告を義務付ける規定等、自主回収に関する規定がないが、食品の安全情報を国民に適切に提供する観点から、食品等事業者自らが製造・輸入等を行った製品について自主回収を行うとした場合の情報を把握する仕組みを検討する必要がある。

また、事務手続の効率化の観点から、全国共通の届出システムの構築を検討する必要がある。加えて、衛生管理計画の中にも自主回収の手順について定めることを検討する必要がある。

○ 食品衛生法違反や健康被害があるものなど、リコール報告対象の範囲や判断基準などを明確にする必要がある。健康被害があるものの、回収に至っていない製品があるが、それらも含んだ情報提供についても併せて検討すべきである。

○ 消費者庁が所管するアレルギーや消費期限等の食品表示法違反により回収する場合も、リコール報告の対象とする必要がある。

○ 報告された回収情報の国民への周知については、情報を一覧することができるようにするとともに、危害性等の分類や、どれが重要な情報なのか等について分かりやすいようにすべきである。

18. その他について

○ 農薬等の試験法の開発を積極的に行うことにより、地方自治体等において簡易・迅速・安価な試験法が利用できるようにすることが重要である。

○ 基準を超過した食品の廃棄等を考える際には、食品ロス削減の観点も取り入れるべき。

○ 平成15年の食品衛生法改正から現在までを振り返って、施策の現状と課題について整理することが必要である。

2017年10月27日

食品衛生分科会

審議事項に関する資料

(2) 審議事項

- ①食品中の農薬等の残留基準の設定について
 - ・ピラジフルミド（新規の国内登録申請） 15～18
 - ・フェンキノトリオン（新規の国内登録申請） 19～22
 - ・フロメトキン（新規の国内登録申請） 23～26
- ②農薬等の告示試験法の設定について
 - ・プロファム試験法 27～32
- ③分析部位の変更について
 - ・西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご 33～36

ピラジフルミド (Pyraziflumid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	ピラジンビフェニル型カルボキサミド系殺菌剤である。病原糸状菌のミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱ（コハク酸脱水素酵素複合体）活性を阻害することにより孢子発芽、菌糸伸長及び孢子形成を抑制して殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害等	あずき／菌核病 等
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.021 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（雄ラット・混餌） 無毒性量 2.15 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雄で甲状腺ろ胞細胞腺腫及び甲状腺ろ胞細胞癌、雌で肝細胞腺腫の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序はいずれも遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD:設定の必要なし ピラジフルミドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量（ARfD）の設定は必要ないと判断した。</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピラジフルミドとする。

<p>暴露評価</p>	<p>長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 237 1433 465"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>21.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>38.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>22.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	21.3	幼小児 (1~6 歳)	38.8	妊婦	20.7	高齢者 (65 歳以上)	22.6
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	21.3										
幼小児 (1~6 歳)	38.8										
妊婦	20.7										
高齢者 (65 歳以上)	22.6										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 8 月 18 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

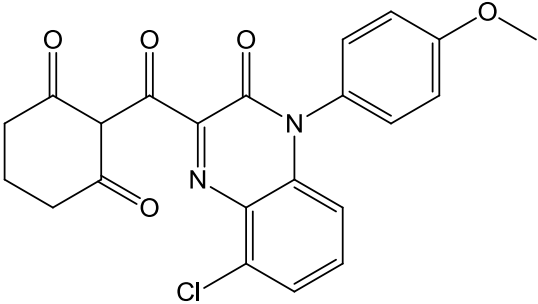
食品名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登 録 有 無	参 考 基 準 値		作 物 残 留 試 験 成 績 等 ppm
				国 際 基 準 ppm	外 国 基 準 値 ppm	
小豆類	0.3		申			0.04,0.08,0.10(いんげんまめ)
はくさい	2		申			0.10-0.84\$(n=6)
キャベツ	3		申			0.07-1.55\$(n=6)
ブロッコリー	3		申			0.34,0.93,1.63(\$)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20		申			9.14,10.8(サラダ菜) 5.61,14.2\$(リ-レタス)
たまねぎ	0.3		申			<0.01-0.12\$(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	5		申			0.62-2.90\$(n=6)
トマト	2		申			0.51-0.94\$(n=6)(ニ-トマト)
ピーマン	5		申			0.98,1.04,2.24(\$)
なす	0.7		申			0.16-0.44\$(n=6)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7		申			0.16-0.36\$(n=6)
すいか	0.02		申			<0.01-0.01(n=6)
メロン類果実	0.05		申			<0.01,<0.01,<0.01
その他のうり科野菜	1		申			0.22,0.34\$(にがうり)
未成熟えんどう	5		申			0.98,2.57(さやえんどう)
未成熟いんげん	5		申			1.01,1.14,1.66\$(さやいんげん)
えだまめ	10		申			0.52,0.56,4.82(\$)
その他の野菜	10		申			(えだまめ参照)
みかん	0.1		申			0.02-0.04\$(n=6)
なつみかんの果実全体	2		申			0.38,0.46,0.66(\$)
レモン	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	1		申			0.23-0.46\$(n=6)
日本なし	1		申			0.27-0.46\$(n=6)
西洋なし	1		申			(日本なし参照)
もも	0.2		申			<0.01,0.02,0.03(\$)
ネクタリン	2		申			0.38,0.92
あんず(アプリコットを含む。)	3		申			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.7		申			0.05,0.26(\$)
うめ	3		申			0.58,0.80,1.38(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	3		申			0.60,1.15(\$)
いちご	3		申			0.40,0.78,1.36(\$)
ぶどう	2		申			0.41-0.98(n=5)
かき	0.5		申			0.14-0.30(n=6)
その他のスパイス	10		申			1.98-4.88\$(n=6)(みかん(果皮))

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

ピラジフルミド

食品名	残留基準値 ppm	
小豆類 ^{注1)}	0.3	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
はくさい	2	豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及
キャベツ	3	びレンズを含む。
ブロッコリー	3	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	
たまねぎ	0.3	
ねぎ(リーキを含む。)	5	
トマト	2	
ピーマン	5	
なす	0.7	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	
すいか	0.02	
メロン類果実	0.05	
その他のうり科野菜 ^{注2)}	1	注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類
未成熟えんどう	5	果実及びまくわうり以外のものをいう。
未成熟いんげん	5	
えだまめ	10	
その他の野菜 ^{注3)}	10	注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
みかん	0.1	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野
なつみかんの果実全体	2	菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科
レモン	2	野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きの
グレープフルーツ	2	こ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
ライム	2	
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	2	注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ
りんご	1	類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん
日本なし	1	の外皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレ
西洋なし	1	ンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外
もも	0.2	のものをいう。
ネクタリン	2	
あんず(アブリコットを含む。)	3	
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.7	
うめ	3	
おうとう(チェリーを含む。)	3	
いちご	3	注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西
ぶどう	2	洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パ
かき	0.5	プリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、
その他のスパイス ^{注5)}	10	ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

フェンキノトリオン (Fenquinotrione)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／除草剤
作用機構	トリケトン系除草剤である。プラストキノン生合成経路に関与する4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼの阻害により、殺草作用を示すと考えられている。
適用作物／適用雑草等	移植水稻／水田一年生雑草（イネ科雑草を除く）等
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.0016 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験（雄ラット・混餌） 無毒性量 0.166 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ラットを用いた2年間発がん性試験において、角膜扁平上皮癌が認められたが、持続的な炎症によるものと考えられ、また、遺伝毒性試験は全て陰性であったことから、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD: 設定の必要なし</p> <p>フェンキノトリオンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する最小毒性量は、ラットを用いた急性毒性試験の2,000 mg/kg 体重であり、カットオフ値（500 mg/kg 体重）以上であったことから、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェンキノトリオンとする。

<p>暴露評価</p>	<p>長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 244 1434 472"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 244 975 297"></th> <th data-bbox="975 244 1434 297">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 297 975 342">一般 (1 歳以上)</td> <td data-bbox="975 297 1434 342">1.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 342 975 387">幼小児 (1~6 歳)</td> <td data-bbox="975 342 1434 387">3.2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 387 975 432">妊婦</td> <td data-bbox="975 387 1434 432">1.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 432 975 472">高齢者 (65 歳以上)</td> <td data-bbox="975 432 1434 472">2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	1.9	幼小児 (1~6 歳)	3.2	妊婦	1.1	高齢者 (65 歳以上)	2.0
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	1.9										
幼小児 (1~6 歳)	3.2										
妊婦	1.1										
高齢者 (65 歳以上)	2.0										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 7 月 5 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

答申(案)

(別紙2)

フェンキトロン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.01

フロメトキン (Flometoquin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	キノリン骨格を有する殺虫剤である。ミトコンドリアの電子伝達系複合体Ⅲを阻害することにより、殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	なす／タバココナジラミ類 等										
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.008 mg/kg 体重/day [設定根拠] 妊娠 6～27 日 (22 日間) 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 0.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>発がん性試験において、雌ラットで卵巣腫瘍及び雄マウスで小腸腺癌の発生頻度増加が認められたが、腫瘍発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARFD:0.044 mg/kg 体重 [設定根拠] 2 世代 繁殖試験 (雌ラット・混餌) 無毒性量 4.45 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：フロメトキンとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>48.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6 歳)</td> <td>79.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>45.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>59.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI (%)	一般 (1 歳以上)	48.5	幼小児 (1～6 歳)	79.4	妊婦	45.6	高齢者 (65 歳以上)	59.1
	TMDI／ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	48.5										
幼小児 (1～6 歳)	79.4										
妊婦	45.6										
高齢者 (65 歳以上)	59.1										

	<p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、一般（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注。</p> <p>注）基準値案又は作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>
意見聴取の状況	平成29年7月28日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1		申			<0.01,0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5		申			1.17,1.56(\$)
はくさい	2		申			0.08,0.54(\$)
キャベツ	0.5		申			0.08,0.20
たまねぎ	0.05		申			<0.01,<0.01
ねぎ(リーキを含む。)	1		申			0.19,0.44
トマト	1		申			0.30,0.37
ピーマン	2		申			0.66,0.94
なす	1		申			0.16,0.32(\$)
すいか	0.05		申			<0.01,<0.01
ほうれんそう	2		申			0.16,0.84(\$)
みかん	0.05		申			<0.01,<0.01
なつみかんの果実全体	1		申			0.14,0.36(\$)
レモン	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
いちご	2		申			0.67,0.96
茶	5		申			0.19,2.46(\$)(荒茶)
その他のスパイス	3		申			0.44,1.26(\$)(みかん果皮)

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

フロムキン

食品名	残留基準値 ppm
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 はくさい キャベツ	0.1 5 2 0.5
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	0.05 1
トマト ピーマン なす	1 2 1
すいか	0.05
ほうれんそう	2
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	0.05 1 1 1 1 1 1
いちご	2
茶	5
その他のスパイス ^{注2)}	3

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

プロファム試験法

プロファムは、食品安全委員会による食品健康影響評価において「ラット以外の実験動物で実施された適切な試験が報告されていないこと、発生毒性に関して適切に評価できる試験が実施されていないこと等により、一日摂取許容量（ADI）を設定するための試験成績が不十分であったことから、プロファムの ADI を設定しない。」と評価された。

この評価結果をふまえ、平成 22 年 6 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、「食品に含有されるものであってはならない」とする規格を継続し、改正しないこととされた。

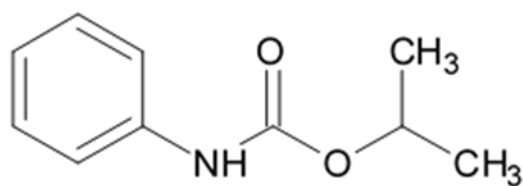
当該成分の試験法については、厚生省告示第370号において示されているが、この試験法は畜水産物について、その試験法の性能が評価されたものではなかった。

そのため、開発が進められてきたところ、今般、その開発が終了したため、同試験法について審議するものである。

1. 概要

(1) 分析対象の化合物

プロファム



(2) 分析対象食品

農産物及び畜水産物

(3) 試験法の概要

プロファムを試料からアセトンで抽出し、*n*-ヘキサンに転溶した後、穀類、豆類、種実類及び畜水産物（はちみつを除く。）については、アセトニトリル/ヘキサン分配で脱脂する。オクタデシルシリル化シリカゲルミニカラム及びエチレンジアミン-*N*-プロピルシリル化シリカゲルミニカラムで精製し、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計で定量及び確認する方法である。

(4) 検出限界 0.01 mg/kg

2. 真度及び精度の評価

以下の食品を対象として添加回収試験（添加濃度 0.01 ppm）を行い、真度及び併行精

度の確認を実施した。

農産物：玄米、大豆、ばれいしょ、ほうれんそう、キャベツ、りんご、オレンジ、茶（煎茶）

畜水産物：牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛乳、鶏卵、はちみつ、うなぎ、しじみ

表 検討結果の真度及び併行精度（試行数5で実施）

	対象食品	検討結果	目標値
真度	農産物	85～96%	70～120%
	畜水産物	83～96%	
併行精度	農産物	2～5%	25%未満
	畜水産物	1～5%	

3. 答申案

別紙のとおり。

(参考) これまでの経緯

平成17年11月29日	残留農薬基準告示
平成19年6月5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価について要請
平成21年1月8日	食品安全委員会から委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成22年6月22日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
平成29年5月15日	残留農薬等公示分析法検討会で検討
平成29年7月25日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成29年8月2日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成29年8月30日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに告示試験法改定に係る食品健康影響評価について照会
平成29年9月5日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに回答について通知

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

○ 穂山 浩	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝	埼玉県衛生研究所化学検査室長
井之上 浩一	立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授
折戸 謙介	麻布大学獣医生理学教授
魏 民	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学准教授
佐々木 一昭	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清	元 一般財団法人残留農薬研究所理事
佐野 元彦	東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部部長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申（案）

プロファム試験法

1. 装置

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計を用いる。

2. 試薬・試液

次に示すもの以外は、第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。

なお、「(特級)」と記載したものは、日本工業規格試薬の特級の規格に適合するものであることを示す。

アセトニトリル 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

アセトン 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

エチレンジアミン-N-プロピルシリル化シリカゲルミニカラム (500mg) 内径8～9mmのポリエチレン製のカラム管に、エチレンジアミン-N-プロピルシリル化シリカゲル500mgを充填したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

オクタデシルシリル化シリカゲルミニカラム (1,000mg) 内径12～13mmのポリエチレン製のカラム管に、オクタデシルシリル化シリカゲル1,000mgを充填したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

ギ酸アンモニウム ギ酸アンモニウム (特級)

ジエチレングリコール 純度98%以上の試薬を用いる。

n-ヘキサン 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

水 蒸留水、精製水、純水等の化学分析に適したものを用いる。当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含む場合には、n-ヘキサン等の溶媒で洗浄したものを用いる。

メタノール 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

3. 標準品

プロファム標準品 本品はプロファム98%以上を含む。

4. 試験溶液の調製

a 抽出法

① 穀類、豆類及び種実類の場合

試料10.0gに水20mLを加え、30分間放置する。これにアセトン100mLを加え、ホモジナイズした後、吸引ろ過する。ろ紙上の残留物にアセトン50mLを加えてホモジナイズし、上記と同様にろ過する。得られたろ液を合わせ、アセトンで正確に200mLとする。この溶液から正確に20mLを採り、40℃以下で約3mLまで濃縮する。これに10w/v%塩化ナトリウム溶液100mLを加え、n-ヘキサン100mL及び50mLで2回振とう抽出する。抽出液を合わせ、無水硫酸ナトリウムを加えて脱水し、無水硫酸ナトリウムをろ別した後、2vol%ジエチレングリコール・アセトン溶液0.2mLを加え、40℃

以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物に n-ヘキサン30mLを加え、n-ヘキサン飽和アセトニトリル30mLずつで2回振とう抽出する。抽出液を合わせ、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にアセトン4mLを加えて溶かし、水16mLを加える。

② 果実及び野菜の場合

試料20.0gにアセトン100mLを加え、ホモジナイズした後、吸引ろ過する。ろ紙上の残留物にアセトン50mLを加えてホモジナイズし、上記と同様にろ過する。得られたろ液を合わせ、アセトンで正確に200mLとする。この溶液から正確に10mLを分取し、40℃以下で約2mLまで濃縮する。これに10w/v%塩化ナトリウム溶液100mLを加え、n-ヘキサン100mL及び50mLで2回振とう抽出する。抽出液を合わせ、無水硫酸ナトリウムを加えて脱水し、無水硫酸ナトリウムをろ別した後、2vol%ジエチレングリコール・アセトン溶液0.2mLを加え、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にアセトン4mLを加えて溶かし、水16mLを加える。

③ 茶及びホップの場合

試料5.00gに水20mLを加え、30分間放置する。これにアセトン100mLを加え、ホモジナイズした後、吸引ろ過する。ろ紙上の残留物にアセトン50mLを加えてホモジナイズし、上記と同様にろ過する。得られたろ液を合わせ、アセトンで正確に200mLとする。この溶液から正確に40mLを分取し、40℃以下で約6mLまで濃縮する。これに10w/v%塩化ナトリウム溶液100mLを加え、n-ヘキサン100mL及び50mLで2回振とう抽出する。抽出液を合わせ、無水硫酸ナトリウムを加えて脱水し、無水硫酸ナトリウムをろ別した後、2vol%ジエチレングリコール・アセトン溶液0.2mLを加え、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にアセトン4mLを加えて溶かし、水16mLを加える。

④ 筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、乳、卵及び魚介類の場合

試料10.0gにアセトン100mLを加え、ホモジナイズした後、吸引ろ過する。ろ紙上の残留物にアセトン50mLを加えてホモジナイズし、上記と同様にろ過する。得られたろ液を合わせ、アセトンで正確に200mLとする。この溶液から正確に20mLを分取し、40℃以下で約3mLまで濃縮する。これに10w/v%塩化ナトリウム溶液100mLを加え、n-ヘキサン100mL及び50mLで2回振とう抽出する。抽出液を合わせ、無水硫酸ナトリウムを加えて脱水し、無水硫酸ナトリウムをろ別した後、2vol%ジエチレングリコール・アセトン溶液0.2mLを加え、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にn-ヘキサン30mLを加え、n-ヘキサン飽和アセトニトリル30mLずつで2回振とう抽出する。抽出液を合わせ、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にアセトン4mLを加えて溶かし、水16mLを加える。

⑤ はちみつの場合

試料10.0gに水20mLを加えて溶かす。これにアセトン100mLを加え、ホモジナイズした後、吸引ろ過する。ろ紙上の残留物にアセトン50mLを加えてホモジナイズし、上記と同様にろ過する。得られたろ液を合わせ、アセトンで正確に200mLとする。この溶液から正確に20mLを分取し、40℃以下で約3mLまで濃縮する。これに10w/v%塩化ナトリウム溶液100mLを加え、n-ヘキサン100mL

及び50mLで2回振とう抽出する。抽出液を合わせ、無水硫酸ナトリウムを加えて脱水し、無水硫酸ナトリウムをろ別した後、2 vol% ジエチレングリコール・アセトン溶液0.2mLを加え、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にアセトン4 mLを加えて溶かし、水16mLを加える。

b 精製法

オクタデシルシリル化シリカゲルミニカラム (1,000mg) にアセトニトリル10mL並びにアセトン及び水の混液 (1 : 4) 10mLを順次注入し、各流出液は捨てる。エチレンジアミン-N-プロピルシリル化シリカゲルミニカラム (500mg) にアセトニトリル及び水の混液 (7 : 3) 10mLを注入し、流出液は捨てる。オクタデシルシリル化シリカゲルミニカラムに a 抽出で得られた溶液を注入した後、更にアセトニトリル及び水の混液 (1 : 4) 10mLを注入し、流出液は捨てる。次いで、このカラムの下部にエチレンジアミン-N-プロピルシリル化シリカゲルミニカラムを接続し、アセトニトリル及び水の混液 (7 : 3) 10mLを注入し、溶出液を採り、アセトニトリル及び水の混液 (7 : 3) を加えて正確に10mLとしたものを試験溶液とする。

5. 操作法

a 検量線の作成

プロファム標準品のアセトニトリル及び水の混液 (7 : 3) の溶液を数点調製し、それぞれ液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、ピーク高法又はピーク面積法で検量線を作成する。なお、本法に従って試験溶液を調製した場合、試料中 0.01mg/kg に相当する試験溶液中濃度は、0.001mg/L である。

b 定量試験

試験溶液を液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、a 検量線の作成によりプロファムの含量を求める。

c 確認試験

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計により確認する。

d 測定条件

(例)

カラム：オクタデシルシリル化シリカゲル 内径2.1mm、長さ150mm、粒子径 3 μ m

カラム温度：40℃に保持する。

移動相：2 mmol/Lギ酸アンモニウム溶液及びメタノールの混液 (1 : 1) から (1 : 9) までの濃度勾配を10分間で行う。

イオン化モード：エレクトロスプレーイオン化法 ポジティブイオンモード

主なイオン (m/z)：プリカーサーイオン180、プロダクトイオン138、120

注入量：5 μ L

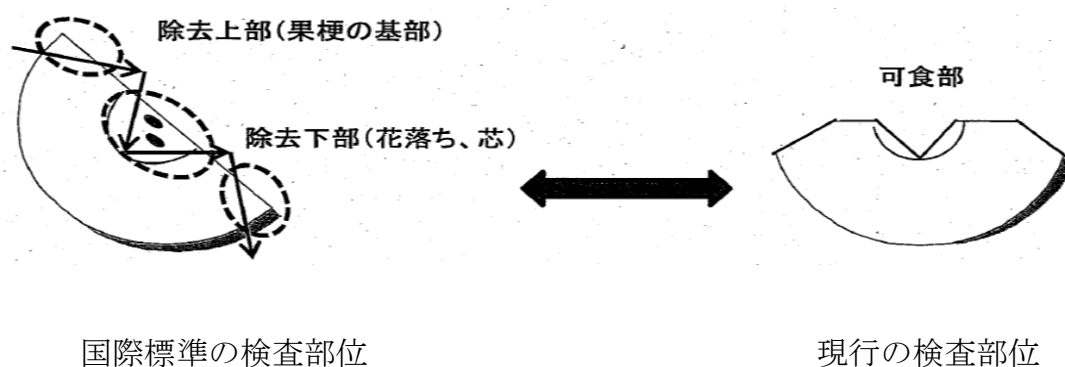
保持時間の目安：8分

西洋なし、日本なし、マルメロ及びびりんごの 分析部位の変更について

1. 現状

りんごなどの仁果類の分析部位は、我が国においては、食品、添加物等の規格基準第1食品Aの部食品一般の成分規格の5(2)、6(2)及び7(2)検体の表中「西洋なし、日本なし、マルメロ及びびりんご」において、『花おち、しん及び果梗(かこう)の基部を除去したもの』とされており、国際標準や諸外国の『果梗を除去したもの』と一致していない。

そのため、国際的な整合を推進する観点から、当該食品の分析部位を国際標準に合わせて変更することを検討した。



2. 検討結果

6種の農薬(ボスカリド、フルベンジアミド、フルフェノクスロン、イミダクロプリド、ピラクrostロビン及びシメコナゾール)について、りんご及びなしの「果実全体(果梗のみ除去、(A))」、「花おち、しん及び果梗の基部を除去したもの(可食部、(B))」及び「花おち、しん及び果梗の基部(非可食部、(C))」で分析部位の違いによる残留濃度の差異を検討したところ、非可食部(C)には可食部(B)より比較的高濃度で農薬が残留する傾向がみられたが、(A)、(B)及び(B)+(C)の3つの残留濃度間には統計的な有意差は認められなかった(Kruskal-Wallis検定、有意水準5%)と報告されている(矢島ら、2014)¹。

現行規定の分析部位を国際標準の分析部位に変更した場合でも両者の残留濃度の間には大きな差異はないと考えられる。

¹ 国産仁果類における分析部位の取り扱いが農薬残留濃度に与える影響 日本農薬学会誌 39(1), 1-9(2014)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjpestics/39/1/39_W13-31/_pdf

表 りんご、日本なし及び西洋なしの可食部、非可食部における各農薬の残留濃度

	残留濃度 (mg/kg)				C/B	A/B	A/D	Kruskal-Wallis 検定
	果実実測値 (A)	可食部実測値 (B)	非可食部実測値 (C)	全果実計測値 (D)				
	国際標準	現行	現行で除くこととしている箇所	B+C				
ボスカリド	0.36±0.04 (0.32-0.42)	0.29±0.04 (0.26-0.37)	0.69±0.38 (0.39-1.49)	0.35±0.06 (0.29-0.44)	2.38	1.24	1.03	NS
フルベンジアミド	0.23±0.05 (0.14-0.28)	0.20±0.05 (0.12-0.28)	0.36±0.24 (0.18-0.87)	0.22±0.05 (0.13-0.29)	1.80	1.15	1.05	NS
フルフェノクスロン	0.16±0.07 (0.08-0.26)	0.15±0.06 (0.06-0.23)	0.29±0.19 (0.15-0.66)	0.17±0.07 (0.08-0.27)	1.93	1.07	0.94	NS
イミダクロプリド	0.16±0.11 (0.05-0.34)	0.14±0.10 (0.04-0.28)	0.22±0.11 (0.08-0.39)	0.15±0.10 (0.06-0.31)	1.57	1.14	1.07	NS
ピラクロストロビン	0.16±0.04 (0.12-0.23)	0.14±0.03 (0.10-0.20)	0.29±0.10 (0.20-0.47)	0.17±0.03 (0.13-0.23)	2.07	1.14	0.94	NS
シメコナゾール	0.13±0.06 (0.05-0.20)	0.11±0.06 (0.03-0.19)	0.25±0.09 (0.11-0.38)	0.14±0.06 (0.06-0.20)	2.27	1.18	0.93	NS

試行数は6で実施（6圃場で30個体から得た3組の縮分試料は、1組を果実全体(A)分析用とし、非可食部(C)の試料量が少ないため、残り2組を合わせて部位別分析用とした）

3. 今後の取扱い

食品、添加物等の規格基準第1食品Aの部食品一般の成分規格の5(2)、6(2)及び7(2)の表中「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」の検体を、現行の「花おち、しん及び果梗の基部を除去したもの」から「果梗を除去したもの」に変更する。

なお、現在設定されている残留基準値の変更は行わない。

本変更は、国際的な整合性からも妥当であり、試料調製が容易になることで、農薬の食品中残留濃度の分析が容易になると考えられる。

現行の規定と国際標準で残留濃度に大きな差はなく、また、非可食部は可食部と比べて農薬等が残留しやすい部分であることから、今回の分析部位の変更により規制が緩くなることはない。

(参考)

これまでの経緯

平成 4 年 10 月 27 日 残留基準告示改正
平成 29 年 6 月 16 日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成 29 年 6 月 22 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成 29 年 9 月 27 日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに告示試験法改定に係る食品健康影響評価について照会
平成 29 年 10 月 3 日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに回答について通知

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
[委員]

○ 穂山 浩 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝 埼玉県衛生研究所化学検査室長
井之上 浩一 立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授
折戸 謙介 麻布大学獣医生理学教授
魏 民 大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学准教授
佐々木 一昭 東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清 元 一般財団法人残留農薬研究所技術顧問
佐野 元彦 東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣 明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授
根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子 日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部部长
宮井 俊一 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一 静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申(案)

食 品	検 体
西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご	果梗（かこう）を除去したもの

2017年10月27日

食品衛生分科会

報告事項に関する資料

(3) 報告事項

食品中の農薬等の残留基準の設定について

- ・ DCIP（暫定基準の見直し） 39～44
- ・ カズサホス（急性参照用量を考慮した基準値の見直し） 45～48
- ・ クロラントラニリプロール（適用拡大申請） 49～58
- ・ シアナジン（暫定基準の見直し＋適用拡大申請） 59～63
- ・ デスメディファム（暫定基準の見直し） 64～67
- ・ トリシクラゾール（暫定基準の見直し＋魚介類の基準値設定） 68～72
- ・ トリホリン（暫定基準の見直し＋適用拡大申請） 73～79
- ・ ピラクロストロビン（適用拡大申請） 80～88
- ・ ピリベンカルブ（適用拡大申請） 89～94
- ・ フルチアニル（適用拡大申請） 95～97
- ・ プロシミドン（暫定基準の見直し＋適用拡大申請） 98～105
- ・ ホセチル（暫定基準の見直し） 106～112
- ・ ホルペット（暫定基準の見直し＋新規の国内登録申請） 113～116
- ・ マンジプロパミド（適用拡大申請＋インポートトレランス申請） 117～122
- ・ メタアルデヒド（適用拡大申請） 123～126
- ・ メタフルミゾン（適用拡大申請） 127～132
- ・ メピコートクロリド（暫定基準の見直し＋適用拡大申請） 133～137
- ・ ジノテフラン（適用拡大申請＋インポートトレランス申請） 138～145
- ・ チアムリン（暫定基準の見直し） 146～149
- ・ フラボフォスフォリポール（暫定基準の見直し） 150～153

DCIP (DCIP)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入前に設定した基準値及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	$\text{Cl}-\text{CH}_2-\underset{\text{CH}_3}{\text{CH}}-\text{O}-\underset{\text{CH}_3}{\text{CH}}-\text{CH}_2-\text{Cl}$
用途	農薬／殺線虫剤
作用機構	有機塩素系の殺線虫剤である。角皮から体内に浸透し、酵素の塩基性求核中心部と結合し酵素阻害により殺線虫効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	なす／ネコブセンチュウ 等
我が国の登録状況	農薬：かんしょ、はくさい等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.027 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (雄ラット・混餌) 無毒性量 2.70 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>DNA 修復試験、宿主経路試験及び小核試験は陰性であったが、染色体異常試験において、代謝活性化系存在下及び非存在下ともに陽性反応が認められた。特に、代謝活性化系存在下では低用量において細胞毒性と高い染色体異常の誘発が観察されたことから DCIP は代謝活性化により遺伝毒性を発現することが示唆された。一方、復帰突然変異試験においては、代謝活性化系存在下での試験は用量が不十分であり、代謝活性化による変異原性の有無は確認できなかった。以上のことから、これらの試験結果だけから DCIP の遺伝毒性を判定することは困難と考えられた。しかしながら、DCIP はラット及びマウスを用いた発がん性試験において陰性の結果が得られていることから、生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。</p> <p>ARfD:0.5 mg/kg 体重 [設定根拠①] 28日間 亜急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) [設定根拠②] 28日間 亜急性毒性試験 (イヌ・強制経口) 無毒性量 50 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：DCIP とする。

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 241 1433 470"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARFD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	0.9	幼小児 (1~6 歳)	1.5	妊婦	0.6	高齢者 (65 歳以上)	1.1
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	0.9										
幼小児 (1~6 歳)	1.5										
妊婦	0.6										
高齢者 (65 歳以上)	1.1										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 7 月 5 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにやくいも その他のいも類	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	0.3	1.0	○			0.064,0.071
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) その他のきく科野菜		1.0				
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜		1.0				
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜	0.7	1.0	○			<0.005,0.216(\$)
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	0.02 0.02	1.0	○			<0.005,<0.005
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろり すいか メロン類果実 まくわり その他のうり科野菜	0.02 0.02	1.0 1.0	○			<0.005,<0.005
		0.2	○			0.005,<0.005
		0.2				
		0.2				
		1.0				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう	0.05	1.0	○			0.005,0.012
たけのこ		1.0				
オクラ		1.0				
しょうが		1.0				
未成熟えんどう		1.0				
未成熟いんげん		1.0				
えだまめ		1.0				
マッシュルーム		1.0				
しいたけ		1.0				
その他のきのこ類		1.0				
その他の野菜		1.0				
みかん	0.1	0.2	○			<0.02,<0.02
なつみかんの果実全体		0.2				
レモン		0.2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.2				
りんご	0.05	0.2	○			<0.01(#),<0.01(#)
日本なし		0.2				
西洋なし		0.2				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		0.2				
ネクタリン		0.2				
あんず(アプリコットを含む。)		0.2				
すもも(プルーンを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)		0.2				
いちご		0.2				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー		0.2				
クランベリー		0.2				
ハuckleベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう		0.2				
かき		0.2				
バナナ		0.2				
キウイ		0.2				
パパイヤ		0.2				
アボカド		0.2				
パイナップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.2				
その他の果実	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(いちじく)
ひまわりの種子		0.2				
ごまの種子		0.2				
べにばなの種子		0.2				
綿実		0.2				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なたね		0.2				
その他のオイルシード		0.2				
ぎんなん		0.2				
くり		0.2				
ペカン		0.2				
アーモンド		0.2				
くるみ		0.2				
その他のナッツ類		0.2				
茶	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04
その他のスパイス	0.5	1	○			<0.03,0.19(みかんの果皮)
その他のハーブ		1				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

DCIP

食品名	残留基準値
	ppm
かんしょ	0.02
はくさい	0.3
セロリ	0.7
トマト	0.02
なす	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02
すいか	0.02
ほうれんそう	0.05
みかん	0.1
りんご	0.05
その他の果実 ^{注1)}	0.2
茶	0.2
その他のスパイス ^{注2)}	0.5

注1)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

カズサホス (Cadusafos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	急性参照用量 (ARfD) を考慮した基準値の見直しを行う。										
構造式	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{O}-\overset{\text{O}}{\parallel}{\text{P}} \left(\overset{\text{CH}_3}{\text{SCHCH}_2\text{CH}_3} \right)_2$										
用途	農薬／殺虫剤 (殺線虫剤)										
作用機構	有機リン系殺虫剤 (殺線虫剤) である。アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	だいこん／キスジノミハムシ 等										
我が国の登録状況	農薬：大豆、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、2009 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はバナナに設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてバナナに、EU において柑橘類、仁果類等に、豪州においてさとうきび、しょうが等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.00025 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2 世代 繁殖試験 (雄ラット・混餌) 無毒性量 0.025 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD:0.005 mg/kg 体重 [設定根拠] 単回 コリンエステラーゼ活性阻害検討試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：カズサホスとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>29.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>17.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	14.7	幼小児 (1~6 歳)	29.8	妊婦	13.6	高齢者 (65 歳以上)	17.2
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	14.7										
幼小児 (1~6 歳)	29.8										
妊婦	13.6										
高齢者 (65 歳以上)	17.2										

意見聴取の状況	平成 29 年 9 月 27 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.01	0.01	○			<0.001,<0.001
ばれいしょ	0.03	0.03	○			<0.001-0.008(\$)(n=4)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03	0.03	○			0.007,0.008
かんしょ	0.02	0.02	○			0.002,0.004
さとうきび	0.01	0.01			0.01 豪州	【<0.005(n=3)(豪州)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	0.05	○			0.007,0.010
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05	0.05	○			0.004,0.010(\$)(つまみ菜、 間引き菜)
キャベツ	0.01	0.01	○			<0.001(n=4)
きょうな	0.05	0.05	○			0.012,0.012(みずな)
ごぼう	0.5	0.5	○			<0.001-0.136(\$)(n=4)※1
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	0.01	○			<0.001,0.001
にんにく	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
トマト	0.01	0.01	○			<0.001,0.001(トマト) <0.001,<0.001(ミニトマト)
ピーマン	0.01	0.01	○			<0.001,0.001
なす	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
その他のなす科野菜	0.01	0.01	○			<0.001,0.002(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	0.05	○			0.006,0.012
すいか	0.01	0.01	○			<0.001,0.002
メロン類果実	0.02	0.02	○			0.003,0.004
ほうれんそう	0.1	0.1	○			0.003-0.026(\$)(n=6)
しょうが	0.1	0.1	○		0.1 豪州	【0.05,0.06(豪州)】
えだまめ	0.01	0.01	○			<0.001,0.002
みかん		0.01				
なつみかんの果実全体	0.01	0.01		0.01	豪州	【豪州オレンジ参照】
レモン	0.01	0.01		0.01	豪州	【豪州オレンジ参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.01	0.01		0.01	豪州	【<0.005(n=5)(豪州)】
グレープフルーツ	0.01	0.01		0.01	豪州	【豪州オレンジ参照】
ライム	0.01	0.01		0.01	豪州	【豪州オレンジ参照】
その他のかんきつ類果実	0.01	0.01		0.01	豪州	【豪州オレンジ参照】
いちご	0.05	0.05	○			<0.001-0.013(\$)(n=4)
バナナ	0.01	0.01		0.01		
その他のハーブ	0.5	0.5	○			<0.001,0.108(\$)(しその葉)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

※1)線虫類は地表に生息しており、約50~100cmの深層混和を行うことは一般的でないことから、深層混和を行った2つの作物残留試験の結果は基準値設定に使用しなかった。

カズサホス

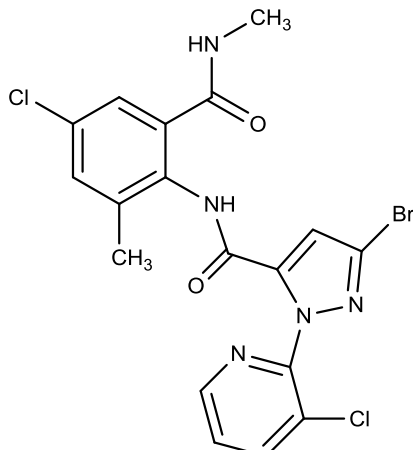
食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.01
ばれいしょ	0.03
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03
かんしょ	0.02
さとうきび	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05
キャベツ	0.01
きょうな	0.05
ごぼう	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	0.01
にんにく	0.02
トマト	0.01
ピーマン	0.01
なす	0.02
その他のなす科野菜 ^{注1)}	0.01
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05
すいか	0.01
メロン類果実	0.02
ほうれんそう	0.1
しょうが	0.1
えだまめ	0.01
なつみかんの果実全体	0.01
レモン	0.01
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.01
グレープフルーツ	0.01
ライム	0.01
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	0.01
いちご	0.05
バナナ	0.01
その他のハーブ ^{注3)}	0.5

注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

クロラントラニリプロール (Chlorantraniliprole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	 <p>The chemical structure of Chlorantraniliprole consists of a central benzimidazole ring system. One nitrogen of the benzimidazole is substituted with a 2-chloro-5-methylphenyl group. The other nitrogen is substituted with a 2-(4-chloro-5-methylphenyl)acetamido group. The 2-position of the benzimidazole ring is also substituted with a 4-bromophenyl group.</p>
用途	農薬／殺虫剤
作用機構	アントラニリックジアミド系殺虫剤である。昆虫の筋小胞体膜のカルシウムチャネル（リアノジン受容体）に作用してカルシウムイオンを放出させ、筋収縮を起こすことにより殺虫効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	キャベツ／コナガ 等
我が国の登録状況	農薬：とうもろこし、大豆等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、2008 年に ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしとされている。国際基準は穀類、葉菜類等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、びわ等に、カナダにおいてりんご、あんず等に、EUにおいてりんご、ナッツ類等に、豪州においてぶどう、レタス等に、ニュージーランドにおいてアボカド、ばれいしょ等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 1.5 mg/kg 体重/day [設定根拠] 18 か月間 発がん性試験 (雄マウス・混餌) 無毒性量 158 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD: 設定の必要なし クロラントラニリプロールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：クロラントラニリプロールとする。

<p>暴露評価</p>	<p>長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 237 1433 465"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 237 975 286"></th> <th data-bbox="975 237 1433 286">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 286 975 331">一般 (1 歳以上)</td> <td data-bbox="975 286 1433 331">5.0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 331 975 376">幼小児 (1~6 歳)</td> <td data-bbox="975 331 1433 376">9.6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 376 975 421">妊婦</td> <td data-bbox="975 376 1433 421">4.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 421 975 465">高齢者 (65 歳以上)</td> <td data-bbox="975 421 1433 465">5.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	5.0	幼小児 (1~6 歳)	9.6	妊婦	4.9	高齢者 (65 歳以上)	5.5
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	5.0										
幼小児 (1~6 歳)	9.6										
妊婦	4.9										
高齢者 (65 歳以上)	5.5										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 9 月 27 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
小麦	6	6		0.02	6.0 米国	【0.183-0.409(n=5)(小麦)、 (1.91,1.93,1.96)(大麦)、 (0.786,1.16,1.49)(ソルガム)(米国)】
大麦	6	6		0.02	6.0 米国	【米国小麦、大麦、ソルガム参照】
ライ麦	6	6		0.02	6.0 米国	【米国小麦、大麦、ソルガム参照】
とうもろこし	0.6	0.6	○	0.6		
そば	6	6		0.02	6.0 米国	【米国小麦、大麦、ソルガム参照】
その他の穀類	6	6		0.02	6.0 米国	【米国小麦、大麦、ソルガム参照】
大豆	0.2	0.2	○	0.05		<0.01,0.03(\$)
小豆類	1	1				【0.32,0.42(緑豆)(豪州)】
えんどう	1	1				【小豆類参照】
そら豆	1	1				【小豆類参照】
らっかせい	0.06	0.06		0.06	0.06 米国	【<0.003-0.034(n=6)(米国)】
その他の豆類	1	1				【小豆類参照】
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○	0.02		<0.01,<0.01
かんしょ	0.05	0.05	○	0.02		<0.01,<0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○	0.02		<0.01,<0.01
こんにゃくいも	0.02	0.02		0.02		
その他のいも類	0.02	0.02		0.02		
てんさい	0.02	0.02		0.02		
さとうきび	14	14	○	0.5	14 米国	【0.69-12.04(#)(n=21) (とうもろこし茎葉)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	40	40	○	40		
かぶ類の根	0.2	0.2	○	0.02		0.02,0.03(\$)
かぶ類の葉	20	20	○	20		
西洋わさび	0.02	0.02		0.02		
クレソン	20	20	○	20		
はくさい	20	20	○	20		
キャベツ	4	4	○	2	4.0 米国	【0.033-1.1(n=11) (外葉あり)、0.037,0.077,0.078 (外葉なし)(米国)】
芽キャベツ	4	4		2	4.0 米国	【米国キャベツ参照】
ケール	20	20	○	20		
こまつな	20	20	○	20		
きょうな	20	20	○	20		
チンゲンサイ	20	20	○	20		
カリフラワー	4	4	○	2	4.0 米国	【米国キャベツ参照】
ブロッコリー	4	4	○	2	4.0 米国	【米国キャベツ参照】
その他のあぶらな科野菜	20	20	○	20		
ごぼう	0.02	0.02		0.02		
サルシフィー	0.02	0.02		0.02		
アーティチョーク	2	4		2		
チコリ	20	20		20		
エンダイブ	20	20		20		
しゅんぎく	20	20		20		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20	○	20		
その他のきく科野菜	20	20	○	20		
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○		3.0 米国	【0.406-1.49(n=5)(米国)】
にら	3	3			3.0 米国	【米国ねぎ参照】
アスパラガス	0.1	0.1	○			0.02,0.02
その他のゆり科野菜	3	3	○		3.0 米国	【米国ねぎ参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん	0.08	0.08		0.08		
パースニップ	0.02	0.02		0.02		
パセリ	15	13	○・申			5.62,6.10(#)($\$$)
セロリ	15	13	申	7		【パセリ参照】
みつば	15		申			【パセリ参照】
その他のせり科野菜	15	13	申	0.02		【パセリ参照】
トマト	0.7	0.7	○	0.6		※1
ピーマン	1	1	○	0.6	1 EU	0.22,0.38
なす	0.7	0.7	○	0.6		0.06,0.26($\$$)
その他のなす科野菜	20	20	○	20		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○	0.3		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3	○	0.3		
しろり	0.3	0.3		0.3		
すいか※2	0.1	0.1	○			
メロン 類果実※2	0.1	0.1	○			
まくわり※2	0.1	0.1				
その他のうり科野菜	20	20	○	20		
ほうれんそう	20	20	○	20		
オクラ	0.7	0.7	○	0.6		0.15,0.27
しょうが	0.05	0.05	○			<0.01,0.01
未成熟えんどう	2	2	○	2		
未成熟いんげん	2	0.8	○	2		
えだまめ	1	1	○			0.14,0.32($\$$)
マッシュルーム	0.6	0.6		0.6		
しいたけ	0.6	0.6		0.6		
その他のきのこ類	0.6	0.6		0.6		
その他の野菜	20	20	○	20		
みかん※3	0.2	0.1				
なつみかんの果実全体	0.7	0.5		0.7		
レモン	0.7	0.5		0.7		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.5		0.7		
グレープフルーツ	0.7	0.5		0.7		
ライム	0.7	0.5		0.7		
その他のかんきつ類果実	0.7	0.5		0.7		
りんご	1	1	○	0.4	1.2 米国	【0.010(#)-0.23(#)(n=17)(米国)】
日本なし	1	1	○	0.4	1.2 米国	【米国西洋なし参照】
西洋なし	1	1	○	0.4	1.2 米国	【0.016(#)-0.13(#)(n=11)(米国)】
マルメロ	1	1		0.4	1.2 米国	【米国りんご、西洋なし参照】
びわ	0.4	0.4				
もも※4	0.4	0.4	○		4.0 米国	【0.0639(#)-0.891(#)(n=23)(米国)】
ネクタリン	4	4	○	1	4.0 米国	【米国もも、すもも、おうとう参照】
あんず(アブリコットを含む。)	4	4	○	1	4.0 米国	【米国もも、すもも、おうとう参照】
すもも(プルーンを含む。)	4	4	○	1	4.0 米国	【0.004(#)-0.076(#)(n=17)(米国)】
うめ	1	1	○	1		0.32,0.44
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○	1		【0.056(#)-0.57(#)(n=12)(米国)】
いちご	1	1	○	1		
ラズベリー	2	2		1	1.8 米国	【0.0902(#)-0.513(#)(n=6)(米国)】
ブラックベリー	2	2		1	1.8 米国	【0.049(#),0.436(#)(n=2)(米国)】
ブルーベリー	3	3		1	2.5 米国	【0.108(#)-0.840(#)(n=11)(米国)】
クランベリー	3	3		1	2.5 米国	【米国ブルーベリー参照】
ハックルベリー	3	3		1	2.5 米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	3	3		1	2.5 米国	【米国ブルーベリー参照】
ぶどう	2	2	○	1		0.16,0.51($\$$)
かき	0.3	0.3	○			0.07,0.07
アボカド	0.5	0.5			0.5 ニューゼaland	【0.15-0.34(#)(n=4)(ニューゼaland)】
その他の果実	1	1		1		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm		
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm			
ひまわりの種子	2	2	○	2	2.0	米国	【0.030-0.82(n=6)(米国)】 【米国綿実参照】 【米国ひまわり、なたね参照】 【0.006-0.34(#)(n=14)(米国)】 【0.14-1.0(n=6)(米国)】 【米国綿実参照】	
ごまの種子	0.3	0.3						
べにばなの種子	2	2				2.0		米国
綿実	0.3	0.3			0.3	0.3		米国
なたね	2	2			2	2.0		米国
その他のオイルシード	0.3	0.3						
ぎんなん	0.02	0.02		0.02				
くり	0.02	0.04		0.02				
ペカン	0.02	0.04		0.02				
アーモンド	0.02	0.04		0.02				
くるみ	0.02	0.04		0.02				
その他のナッツ類	0.02	0.04		0.02				
茶	50	50	○				29.8,38.6(荒茶)	
コーヒー豆	0.4	0.4		0.05	0.4	米国	【0.098-0.205(n=4)(米国)】	
カカオ豆※5	0.08	0.08			0.08	米国	【米国カカオ豆基準値参照】	
ホップ	40	40		40				
その他のスパイス	90	90					【17.6, 24.3(n=2)(デイル(種子))(米国)】	
その他のハーブ	25	25	○	20			7.76,17.3(\$)(しそ)	
牛の筋肉	0.2	0.2		0.2			推:0.02	
豚の筋肉	0.2	0.2		0.2			【牛の筋肉参照】	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.2			【牛の筋肉参照】	
牛の脂肪	0.3	0.3		0.2			推:0.12	
豚の脂肪	0.3	0.3		0.2			【牛の脂肪参照】	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3		0.2			【牛の脂肪参照】	
牛の肝臓	0.3	0.3		0.2			推:0.10	
豚の肝臓	0.3	0.3		0.2			【牛の肝臓参照】	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3		0.2			【牛の肝臓参照】	
牛の腎臓	0.2	0.2		0.2			推:0.07	
豚の腎臓	0.2	0.2		0.2			【牛の腎臓参照】	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2		0.2			【牛の腎臓参照】	
牛の食用部分	0.2	0.2		0.2			【牛の腎臓参照】	
豚の食用部分	0.2	0.2		0.2			【牛の腎臓参照】	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2		0.2			【牛の腎臓参照】	
乳	0.05	0.05		0.05			推:0.01	
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02			推:0.016	
その他の家さんの筋肉	0.02	0.02		0.02				
鶏の脂肪	0.08	0.01	申	0.08			推:0.066	
その他の家さんの脂肪	0.08	0.01	申	0.08				
鶏の肝臓	0.07	0.02	申	0.07			推:0.054	
その他の家さんの肝臓	0.07	0.02	申	0.07				
鶏の腎臓	0.07	0.02		0.07				
その他の家さんの腎臓	0.07	0.02		0.07				
鶏の食用部分	0.07	0.02		0.07				
その他の家さんの食用部分	0.07	0.02		0.07				
鶏の卵	0.2	0.2		0.2			推:0.162	
その他の家さんの卵	0.2	0.2		0.2				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
魚介類	0.05	0.05			⋮	推:0.05

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

※1平成21年3月当時の米国基準値を参照した現行基準値を維持する。

※2すいか、メロン類果実及びまくわうりにおいては、国際基準の残留基準に加工係数0.3(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

※3みかんにおいては、国際基準の残留基準に加工係数0.24(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

※4ももにおいては、米国の残留基準に国内残留試験より算出した加工係数0.1(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

※5カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用するものとする。

クロラントラニプロロール

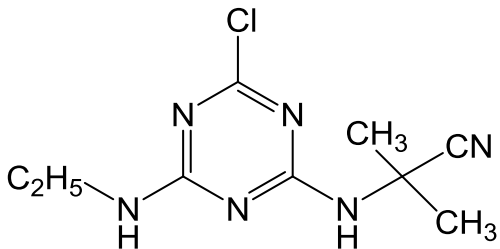
食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類 ^{注1)}	6 6 6 0.6 6 6 注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大豆 小豆類 ^{注2)} えんどう そら豆 らっかせい その他の豆類 ^{注3)}	0.2 1 1 1 0.06 1 注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。 注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにやくいも その他のいも類 ^{注4)}	0.02 0.05 0.05 0.05 0.02 0.02 注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
てんさい さとうきび	0.02 14
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	0.5 40 0.2 20 0.02 20 20 4 4 20 20 20 20 4 4 20 注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜 ^{注6)}	0.02 0.02 2 20 20 20 20 20 20 注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値	
	ppm	
ねぎ(リーキを含む。) にら アスパラガス その他のゆり科野菜 ^{注7)}	3 3 0.1 3	注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜 ^{注8)}	0.08 0.02 15 15 15 15	注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 ^{注9)}	0.7 1 0.7 20	注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.3 0.3 0.3 0.1 0.1 0.1 20	注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
ほうれんそう オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	20 0.7 0.05 2 2 1	注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類 ^{注11)}	0.6 0.6 0.6	注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
その他の野菜 ^{注12)}	20	
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注13)}	0.2 0.7 0.7 0.7 0.7 0.7 0.7	注13)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	1 1 1 1 0.4	
もも ネクタリン あんず(アブリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.4 4 4 4 1 1	

食品名	残留基準値	
		ppm
いちご	1	注14)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ラズベリー	2	
ブラックベリー	2	
ブルーベリー	3	
クランベリー	3	
ハックルベリー	3	
その他のベリー類果実 ^{注14)}	3	
ぶどう	2	注15)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
かき	0.3	
アボカド	0.5	
その他の果実 ^{注15)}	1	
ひまわりの種子	2	注16)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
ごまの種子	0.3	
べにばなの種子	2	
綿実	0.3	
なたね	2	
その他のオイルシード ^{注16)}	0.3	
ぎんなん	0.02	注17)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
くり	0.02	
ペカン	0.02	
アーモンド	0.02	
くるみ	0.02	
その他のナッツ類 ^{注17)}	0.02	
茶	50	注18) カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用するものとする。
コーヒー豆	0.4	
カカオ豆 ^{注18)}	0.08	注19)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
ホップ	40	
その他のスパイス ^{注19)}	90	注20)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他のハーブ ^{注20)}	25	
牛の筋肉	0.2	注21)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の筋肉	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注21)} の筋肉	0.2	
牛の脂肪	0.3	注22)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を用いる。
豚の脂肪	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	
牛の肝臓	0.3	注23)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
豚の肝臓	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	
牛の腎臓	0.2	注22)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を用いる。
豚の腎臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	
牛の食用部分 ^{注22)}	0.2	注22)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を用いる。
豚の食用部分	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	
乳	0.05	
鶏の筋肉	0.02	注23)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん ^{注23)} の筋肉	0.02	

食品名	残留基準値 ppm
鶏の脂肪 その他の家さんの脂肪	0.08 0.08
鶏の肝臓 その他の家さんの肝臓	0.07 0.07
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓	0.07 0.07
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分	0.07 0.07
鶏の卵 その他の家さんの卵	0.2 0.2
魚介類	0.05

シアナジン (Cyanazine)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	農薬／除草剤
作用機構	トリアジン系の除草剤である。緑色植物の光合成を阻害することにより殺草効果を示すと考えられている。
適用作物／適用雑草等	ばれいしょ／一年生雑草 等
我が国の登録状況	農薬：ばれいしょ、たまねぎ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、豪州においてとうもろこし、ばれいしょ等に、ニュージーランドにおいて穀物類、たまねぎ等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI:0.00053 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (雌ラット・混餌) 無毒性量 0.053 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雌で乳腺腺癌の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>評価に供された遺伝毒性試験の <i>in vitro</i> 試験の一部で陽性の結果が得られたが、<i>in vivo</i> 試験では陰性の結果が得られたので、シアナジンは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。</p> <p><u>ARfD:0.045 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 発生毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 4.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：シアナジンとする。

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 232 1433 456"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1 歳以上）</td> <td>40.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td> <td>63.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td> <td>43.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、一般（1 歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注）。</p> <p>注）基準値案を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI／ADI (%)	一般（1 歳以上）	40.3	幼小児（1～6 歳）	63.2	妊婦	30.4	高齢者（65 歳以上）	43.2
	TMDI／ADI (%)										
一般（1 歳以上）	40.3										
幼小児（1～6 歳）	63.2										
妊婦	30.4										
高齢者（65 歳以上）	43.2										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 7 月 28 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.01				
小麦		0.1				
大麦		0.05				
ライ麦		0.01				
とうもろこし		0.1				
そば		0.01				
その他の穀類		0.01				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.1				
そら豆		0.05				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ	0.02	0.1	○			<0.005(#), <0.005(#)
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくも		0.05				
その他のいも類		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(#)
ねぎ(リーキを含む。)	1	0.05	申			0.05, 0.334(\$)
にんにく		0.05				
にら		0.02				
アスパラガス	0.02	0.05	○			<0.005, <0.005
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
バセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろりり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		1				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
ミネラルウォーター類	0.0006	0.0006		0.0006 ^{注)}		

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

注) WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定 (Guideline Value: WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起ささない濃度を示す。

シアナジン

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.02
たまねぎ	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	1
アスパラガス	0.02
ミネラルウォーター類	0.0006

デスメディファム (Desmedipham)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入前に設定された基準値及びポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	カルバメート系の除草剤である。非ホルモン型、吸収移行性の光合成阻害剤で、雑草の茎葉部に処理することによって効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	てんさい（移植栽培）／畑地一年生雑草 等										
我が国の登録状況	農薬：てんさいを対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においててんさい、ほうれんそう等に、カナダにおいててんさい、ほうれんそう等に、EUにおいててんさい、バジル等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.032 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（雄ラット・混餌） 無毒性量 3.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD:0.9 mg/kg 体重 [設定根拠] 妊娠 6～18 日 発生毒性試験（ウサギ・強制経口） 無毒性量 90 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：デスメディファムとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 1680 1433 1908"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 てんさいについては、砂糖に加工して摂食される事から最大摂食量（97.5パーセントイル値）が推計されていないため、短期暴露評価はできなかった。</p>		TMDI／ADI (%)	一般（1歳以上）	0.2	幼小児（1～6歳）	0.5	妊婦	0.2	高齢者（65歳以上）	0.2
	TMDI／ADI (%)										
一般（1歳以上）	0.2										
幼小児（1～6歳）	0.5										
妊婦	0.2										
高齢者（65歳以上）	0.2										

	<p>しかしながら、仮に基準値案と同じ濃度のデスメディファムが残留するてんさいをそのまま摂食した場合、幼小児（16.5 kg）では148.5 kgを摂取しないとARfDに達しないことから、農薬として適正に使用される限りにおいて、国民の健康への悪影響が生じることはないと考えられる。</p> <p>（参考）最大摂食量（97.5パーセンタイル値）の推計は、平成17～19年の食品摂取頻度・摂取量調査を用いており、統計学的に95%の信頼水準で求めるのに必要な最小データ数は120人・日である。</p>
意見聴取の状況	平成29年9月27日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施する予定
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
てんさい	0.1	0.2	○			<0.02,<0.02
その他の野菜		20				
その他のスパイス		20				
その他のハーブ		20				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

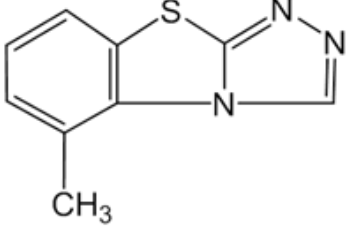
答申(案)

(別紙2)

デスメディファム

食品名	残留基準値 ppm
てんさい	0.1

トリシクラゾール (Tricyclazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	いもち病用殺菌剤である。いもち病菌の付着器のメラニン化を強く阻害して、付着器からのイネ表皮細胞への侵入を阻害すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲／いもち病 等										
我が国の登録状況	農薬：米を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及び EU において米に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI: 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 妊娠 0～20 日 発生毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：トリシクラゾールとする。										
暴露評価	長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="580 1498 1433 1724"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>18.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6 歳)</td> <td>31.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>19.5</td> </tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	18.1	幼小児 (1～6 歳)	31.5	妊婦	10.9	高齢者 (65 歳以上)	19.5
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	18.1										
幼小児 (1～6 歳)	31.5										
妊婦	10.9										
高齢者 (65 歳以上)	19.5										
意見聴取の状況	平成 29 年 9 月 27 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	3	3	○			0.89(#),1.30(#)
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろりり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アプリコットを含む。)		0.02				
すもも(プルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハuckleベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				
魚介類	0.06		申			推:0.055

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

推:推定される残留量であることを示す

答申(案)

(別紙2)

トリシクラゾール

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	3
魚介類	0.06

トリホリン (Triforine)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	$ \begin{array}{c} \text{CCl}_3\text{—CH—NH—CHO} \\ \\ \text{N} \\ \\ \text{C}_6\text{H}_{10} \\ \\ \text{N} \\ \\ \text{CCl}_3\text{—CH—NH—CHO} \end{array} $
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	ピペラジン系の殺菌剤である。菌の原形質膜の成分であるエルゴステロールの生合成を阻害して抗菌作用を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	かき／うどんこ病 等
我が国の登録状況	農薬：ねぎ、トマト等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、2014 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はトマト、ブルーベリー等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてブルーベリー、トマト等に、豪州においてりんご、もも等に、ニュージーランドにおいてキャベツ、もも等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.023 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (雄イヌ・混餌) 無毒性量 2.39 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>マウスを用いた 105 週間発がん性試験において、雌で細気管支肺胞上皮腺腫並びに細気管支肺胞上皮腺腫及び癌の合計の発生頻度の増加が認められたが、その発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>CHL 細胞あるいは CHO-K1 細胞を用いた <i>in vitro</i> 染色体異常試験では、それぞれ数的異常 (代謝活性化系非存在下のみ) あるいは数的異常及び構造異常 (代謝活性化系存在下のみ) の誘発が認められた。しかしながら、異なる細胞ではあるが同様の濃度・時間で処理されたにもかかわらず、これらの試験結果には一貫性が認められず、さらに、複数回実施されたマウスを用いた小核試験及び染色体異常試験を含む他の試験の結果は全て陰性であったことから、トリホリンに生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。</p> <p>ARfD:1.5 mg/kg 体重 [設定根拠] 妊娠 6~18 日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 150 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>

基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあつてはトリホリンとし、畜産物にあつてはトリホリン及び酸性条件下で抱水クロラールに変換される代謝物とする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 385 1433 609"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>26.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>17.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案又は最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	14.6	幼小児 (1~6 歳)	26.3	妊婦	12.5	高齢者 (65 歳以上)	17.0
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	14.6										
幼小児 (1~6 歳)	26.3										
妊婦	12.5										
高齢者 (65 歳以上)	17.0										
意見聴取の状況	平成 29 年 7 月 5 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		2				
かぶ類の根		2				
かぶ類の葉		2				
西洋わさび		2				
クレソン		2				
はくさい		2				
キャベツ		2				
芽キャベツ		0.2				
ケール		2				
こまつな		2				
きょうな		2				
チンゲンサイ		2				
カリフラワー		2				
ブロッコリー		2				
その他のあぶらな科野菜		2				
ごぼう		2				
サルシフィー		2				
アーティチョーク		2				
チコリ		2				
エンダイブ		2				
しゅんぎく		2				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		2				
その他のきく科野菜	0.5	2	○			0.052,0.141(\$)(食用ぎく)
たまねぎ		2				
ねぎ(リーキを含む。)	5	2	○・申			0.06-2.88(\$)(n=6)
にんにく		2				
にら		2				
アスパラガス		2				
わけぎ		2				
その他のゆり科野菜		2				
にんじん		2				
パースニップ		2				
パセリ		2				
セロリ		2				
みつば		2				
その他のせり科野菜		2				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	2	2	○	0.7		0.138-0.67(\$)(n=5)
ピーマン	3	2	○・申			0.496-1.22(n=8)
なす	1	2	○	1		
その他のなす科野菜		2				
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.244,0.315(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.5				
しろりり		0.5				
すいか		0.5				
メロン類果実	0.02	0.5	○			<0.005,<0.005
まくわうり		0.5				
その他のうり科野菜		0.5				
ほうれんそう		2				
たけのこ		2				
オクラ		2				
しょうが		2				
未成熟えんどう	1	2	○			0.28,0.45
未成熟いんげん		1				
えだまめ		2				
マッシュルーム		2				
しいたけ		2				
その他のきのこ類		2				
その他の野菜		2				
みかん		2				
なつみかんの果実全体		2				
レモン		2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		2				
グレープフルーツ		2				
ライム		2				
その他のかんきつ類果実		2				
りんご		2				
日本なし		2				
西洋なし		2				
マルメロ		2				
びわ		2				
もも	1	2	○			0.050-0.520(\$)(n=4)
ネクタリン		2				
あんず(アプリコットを含む。)		2				
すもも(プルーンを含む。)		2				
うめ		2				
おうとう(チェリーを含む。)		2				
いちご	2	2	○			0.189-0.794(n=8)
ラズベリー		2				
ブラックベリー		2				
ブルーベリー	0.03	1		0.03		
クランベリー		2				
ハックルベリー	0.03	1		0.03		
その他のベリー類果実		1				
ぶどう		2				
かき	0.7	2	○			0.060-0.36(\$)(n=4)
バナナ		2				
キウイ		2				
パパイヤ		2				
アボカド		2				
パイナップル		2				
グアバ		2				
マンゴー		2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パッションフルーツ		2				
なつめやし		2				
その他の果実		2				
ひまわりの種子		2				
ごまの種子		2				
べにばなの種子		2				
綿実		2				
なたね		2				
その他のオイルシード		2				
ぎんなん		2				
くり		2				
ペカン		2				
アーモンド		2				
くるみ		2				
その他のナッツ類		2				
茶		0.1				
ホップ		30				
その他のスパイス		2				
その他のハーブ		2				
牛の筋肉	0.01	0.05		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.05		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.05		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.05		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.05		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.05		0.01		
牛の肝臓	0.01	0.05		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.05		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.05		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.05		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.05		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.05		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.05		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.05		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.05		0.01		
乳	0.01	0.05		0.01		
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の家きんの卵		0.05				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\$): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

トリホリン

食品名	残留基準値 ppm	※今回基準値を設定するトリホリンとは、農産物にあつてはトリホリンとし、畜産物にあつてはトリホリン及び酸性条件下で抱水クロラルに変換される代謝物をトリホリンに換算したものの和をいう。
その他のきく科野菜 ^{注1)}	0.5	注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
ねぎ(リーキを含む。)	5	
トマト	2	
ピーマン	3	
なす	1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
メロン類果実	0.02	
未成熟えんどう	1	
もも	1	
いちご	2	
ブルーベリー	0.03	
ハックルベリー	0.03	
かき	0.7	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉	0.01	注2)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分 ^{注3)}	0.01	注3)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	

ピラクロストロビン (Pyraclostrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。ミトコンドリア内膜電子伝達系複合体Ⅲを阻害することにより呼吸機能に影響を及ぼし、抗菌活性を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	りんご／斑点落葉病 等										
我が国の登録状況	農薬：てんさい、ブロッコリー等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、2003 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はキャベツ、りんご等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてブロッコリー、らっかせい等に、カナダにおいててんさい、ぶどう等に、EU においてかんきつ類、豆類等に、豪州において仁果類、ぶどう等に、ニュージーランドにおいて豆類、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.034 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠①] 2年間 慢性毒性試験 (雄ラット・混餌)</p> <p>[設定根拠②] 2年間 発がん性試験 (雄ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 3.4 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>ARfD:0.05 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 妊娠 7～28 日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口)</p> <p>無毒性量 5 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ピラクロストロビンとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価</p> <p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6 歳)</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>23.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	19.4	幼小児 (1～6 歳)	25.3	妊婦	12.9	高齢者 (65 歳以上)	23.5
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	19.4										
幼小児 (1～6 歳)	25.3										
妊婦	12.9										
高齢者 (65 歳以上)	23.5										

	<p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、一般（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注。</p> <p>注）基準値案、最高残留濃度（HR）又は作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>
意見聴取の状況	<p>平成29年7月5日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成29年9月4日～平成29年10月3日パブリックコメント実施</p> <p>平成29年9月5日～平成29年11月3日WTO通報実施</p>
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.2	0.2		0.2		
大麦	1	1		1		
ライ麦	0.2	0.2		0.2		
とうもろこし	0.02	0.02		0.02		
その他の穀類	1	1		1		
大豆	0.05	0.2		0.05		
小豆類	0.5	0.5		0.5		
えんどう	0.3	0.3		0.3		
そら豆	0.5	0.3			0.5 米国	【米国いんげん(<0.02-0.15(n=10))参照】
らっかせい	0.05	0.05		0.02	0.05 米国	【<0.02-0.025(n=5)(米国)】
その他の豆類	0.3	0.3		0.3		
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04	0.04			0.04 米国	【米国ばれいしょ(<0.02(n=25))参照】
かんしょ	0.04	0.04			0.04 米国	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.04	0.04			0.04 米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.04	0.04			0.04 米国	【米国ばれいしょ参照】
てんさい	0.2	0.2	○	0.2		
さとうきび	0.1	0.1			0.1 ブラジル	【0.011-0.111(#)(n=12)(ブラジル)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	0.5		0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		20		20		
かぶ類の根	0.4	0.4			0.4 米国	【米国ラディッシュの根(0.05-0.31(n=5))、こんじん(0.03-0.24(n=8))参照】
かぶ類の葉	16	16			16.0 米国	【3.91-12.17(n=6)(米国)】
西洋わさび	0.4	0.4			0.4 米国	【米国ラディッシュの根、こんじん参照】
クレソン	29	29			29.0 米国	【米国セロリ(1.16-10.6(n=12))、レタス(0.08-20.8(n=12))、ほうれんそう(6.46-22.8(n=8))参照】
はくさい	3	3	○			0.25-1.59(\$)(#)(n=4)
キャベツ	0.2	0.2	○	0.2		
芽キャベツ	0.3	0.3		0.3		
ケール	1	1		1		
きょうな	16	16			16.0 米国	【米国マスタードグリーン(1.03-13.70(#)(n=11))参照】
チンゲンサイ		5				
カリフラワー	5	5		0.1	5.0 米国	【米国ブロッコリー(0.319-1.72(#)(n=7))、キャベツ(<0.02-4.27(n=8))参照】
ブロッコリー	5	5	○	0.1	5.0 米国	【米国ブロッコリー、キャベツ参照】
その他のあぶらな科野菜(たかなを除く。)	16(※1)	16		0.1	16.0 米国	【米国マスタードグリーン参照】
ごぼう	0.4	0.4			0.4 米国	【米国ラディッシュの根、にんじん参照】
サルシフィー	0.4	0.4			0.4 米国	【米国ラディッシュの根、にんじん参照】
アーティチョーク	2	2		2		
チコリ	16	29			16.0 米国	【米国かぶ類の葉参照】
エンダイブ	29	29			29.0 米国	【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	2	○	2		
その他のきく科野菜	29	29			29.0 米国	【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
たまねぎ	2	2	○	1.5		
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7		0.7		
にんにく	0.2	0.2	○	0.15		
アスパラガス	0.2		申			0.02,0.04
その他のゆり科野菜	2	2		1.5		
にんじん	0.5	0.5	○	0.5		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パースニップ	0.4	0.4			0.4	米国 【米国ラディッシュの根、にんじん参照】
パセリ	29	29			29.0	米国 【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
セロリ	29	29			29.0	米国 【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
その他のせり科野菜	29	29			29.0	米国 【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
トマト	0.5	0.5	○	0.3		0.10,0.18
ピーマン	1	1	○	0.5		0.17,0.40(\$)
なす	0.5	0.5	○	0.3		0.06,0.12(\$)
その他のなす科野菜	3	3	○	0.5		0.56,1.16(\$)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		
しろうり	0.5	0.5		0.5		
すいか	0.2	0.5	○	0.5		<0.05,<0.05
メロン類果実	0.05	0.2		0.2		0.007(#),0.014(#)
まくわうり		0.5		0.5		
その他のうり科野菜	0.5	0.5		0.5		
しょうが	0.04	0.04			0.04	米国 【米国、カナダばれいしょ参照】
未成熟えんどう	0.7	0.02	申	0.02		0.10,0.26(\$)
未成熟いんげん	0.5	0.5			0.5	米国 【米国さやいんげん(0.05-0.16)(#)(n=9)参照】
えだまめ	0.5	0.5			0.5	米国 【米国さやいんげん参照】
その他の野菜(ずいき、もやし、れんこんを除く。)	16	※2)16		0.02	16.0	米国 【米がかぶ類の葉参照】
みかん	0.03	0.02	申・○	2		0.006,0.008
なつみかんの果実全体	2	1	○	2		
レモン	2	2	○	2		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○	2		
グレープフルーツ	2	2	○	2		
ライム	2	2	○	2		
その他のかんきつ類果実	2	2	○	2		
りんご	1	1	○	0.5		0.18-0.442\$(n=5)
日本なし	0.7	2	○			0.220(#),0.298(#)
西洋なし	0.7	2	○			(日本なし参照)
マルメロ	2	2			1.5	米国 【米国りんご(0.08-0.74(n=16))、なし(0.17-0.88(n=10))参照】
びわ	2	2			1.5	米国 【米国りんご、なし参照】
もも	0.02	0.02	○	0.3		<0.005(#),<0.005(#)
ネクタリン	1	1	○	0.3		0.29,0.38
あんず(アプリコットを含む。)	2	2	○	0.3		(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.8	0.8	○	0.8		
うめ	2	2	○	0.3		0.36,0.55(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○	3		
いちご	2	2	○	1.5		
ラズベリー	3	3		3		
ブラックベリー	3	3		3		
ブルーベリー	4	4		4		
ハuckleベリー	4	4		4		
その他のベリー類果実	1	1			1.2	米国 【米国ラズベリー(0.51-0.94(n=3))、ブルーベリー(0.27-0.62(n=6))参照】
ぶどう	2	3	○	2		
かき	0.7	0.7	○			0.12,0.22(\$)
バナナ	0.02	0.02		0.02		
キウイ	0.05		申			<0.01,<0.01
パパイヤ	0.2	0.2		0.15		
マンゴー	0.05	0.05		0.05		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の果実	0.02	0.02		0.02		
ひまわりの種子	0.5	0.5		0.4	0.45 米国	【米国ひまわり(0.02-0.22(n=7))、なたね(<0.02-0.22(n=16))参照】
ごまの種子	0.5	0.5		0.4	0.45 米国	【米国ひまわり、なたね参照】
べにばなの種子	0.5	0.5		0.4	0.45 米国	【米国ひまわり、なたね参照】
綿実	0.4	0.4		0.4		
なたね	0.5	0.5		0.4	0.45 米国	【米国ひまわり、なたね参照】
その他のオイルシード	0.5	0.5		0.4	0.45 米国	【米国ひまわり、なたね参照】
ぎんなん	0.02	0.02		0.02		
くり	0.04	0.04		0.02	0.04 米国	【米国アーモンド(<0.02(#)(n=5))、ペカン(<0.02(#)(n=5))参照】
ペカン	0.02	0.02		0.02		
アーモンド	0.02	0.02		0.02		
くるみ	0.04	0.04		0.02	0.04 米国	【米国アーモンド、ペカン参照】
その他のナッツ類	1	1		1		
茶	25	5	申・○			9.30,18.1(\$)(荒茶)
コーヒー豆	0.3	0.3		0.3		
ホップ	15	15	○	15		
その他のスパイス	5	29	○	2		1.43,1.80(みかんの果皮)
その他のハーブ	29	29			29.0 米国	【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
牛の筋肉	0.5	0.5		0.5		
豚の筋肉	0.5	0.5		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5		0.5		
牛の脂肪	0.5	0.5		0.5		
豚の脂肪	0.5	0.5		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5		0.5		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.03	0.03		0.03		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
干しぶどう		5		5	⋮	

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

(※1) 現行の基準値は「その他のあぶらな科野菜」に基準値を設定している。

(※2) 現行の基準値は「その他の野菜」に基準値を設定している。

注)加工食品である干しぶどうについては、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、3.1(干しぶどう)と評価されている。)

ピラクロストロビン

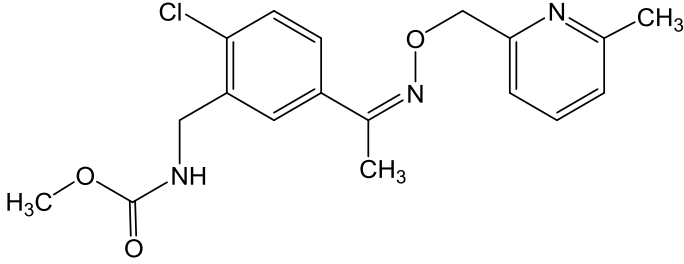
食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.2
大麦	1
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.02
その他の穀類 ^{注1)}	1
大豆	0.05
小豆類 ^{注2)}	0.5
えんどう	0.3
そら豆	0.5
らっかせい	0.05
その他の豆類 ^{注3)}	0.3
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04
かんしょ	0.04
やまいも(長いもをいう。)	0.04
その他のいも類 ^{注4)}	0.04
てんさい	0.2
さとうきび	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5
かぶ類の根	0.4
かぶ類の葉	16
西洋わさび	0.4
クレソン	29
はくさい	3
キャベツ	0.2
芽キャベツ	0.3
ケール	1
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜(たかなを除く。) ^{注5)}	16
ごぼう	0.4
サルシフィー	0.4
アーティチョーク	2
チコリ	16
エンダイブ	29
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2
その他のきく科野菜 ^{注6)}	29
たまねぎ	2
ねぎ(リーキを含む。)	0.7
にんにく	0.2
アスパラガス	0.2
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	2
にんじん	0.5
パースニップ	0.4
パセリ	29
セロリ	29
その他のせり科野菜 ^{注8)}	29
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.5

食品名	残留基準値	
	ppm	
その他のなす科野菜 ^{注9)}	3	注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びびなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	
しろうり	0.5	
すいか	0.2	
メロン類果実	0.05	
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.5	注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
しょうが	0.04	
未成熟えんどう	0.7	
未成熟いんげん	0.5	
えだまめ	0.5	
その他の野菜(ずいき、もやし、れんこんを除く。) ^{注11)}	16	注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きこの類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	0.03	
なつみかんの果実全体	2	
レモン	2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	
グレープフルーツ	2	
ライム	2	
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	2	注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご	1	
日本なし	0.7	
西洋なし	0.7	
マルメロ	2	
びわ	2	
もも	0.02	
ネクタリン	1	
あんず(アプリコットを含む。)	2	
すもも(プルーンを含む。)	0.8	
うめ	2	
おうとう(チェリーを含む。)	3	
いちご	2	
ラズベリー	3	
ブラックベリー	3	
ブルーベリー	4	
ハックルベリー	4	
その他のベリー類果実 ^{注13)}	1	注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	2	
かき	0.7	
バナナ	0.02	
キウイ	0.05	
パパイヤ	0.2	
マンゴー	0.05	注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
その他の果実 ^{注14)}	0.02	
ひまわりの種子	0.5	
ごまの種子	0.5	
べにばなの種子	0.5	
綿実	0.4	
なたね	0.5	

食品名	残留基準値	
	ppm	
その他のオイルシード ^{注15)}	0.5	
ぎんなん	0.02	注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
くり	0.04	
ペカン	0.02	
アーモンド	0.02	
くるみ	0.04	
その他のナッツ類 ^{注16)}	1	注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
茶	25	注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
コーヒー豆	0.3	
ホップ	15	
その他のスパイス ^{注17)}	5	注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他のハーブ ^{注18)}	29	
牛の筋肉	0.5	注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の筋肉	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.5	
牛の脂肪	0.5	注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の脂肪	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	
牛の肝臓	0.05	注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
豚の肝臓	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	
牛の腎臓	0.05	注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
豚の腎臓	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	
牛の食用部分 ^{注20)}	0.05	注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
豚の食用部分	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	
乳	0.03	
鶏の筋肉	0.05	注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.05	
鶏の脂肪	0.05	
その他の家きんの脂肪	0.05	
鶏の肝臓	0.05	注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きんの肝臓	0.05	
鶏の腎臓	0.05	
その他の家きんの腎臓	0.05	
鶏の食用部分	0.05	注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きんの食用部分	0.05	
鶏の卵	0.05	
その他の家きんの卵	0.05	

ピリベンカルブ (Pyribencarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	ベンジルカルバメート構造を有する殺菌剤である。ミトコンドリア電子伝達系の複合体Ⅲを阻害することにより、灰色かび病や菌核病などの孢子発芽阻止、孢子発芽以降の宿主への侵入防止などの作用を示すと考えられている。
適用作物／適用病害等	りんご／黒星病 等
我が国の登録状況	農薬：大豆、キャベツ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI:0.039 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (雄ラット・混餌) 無毒性量 3.97 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>発生毒性試験において、ウサギの胎児に低体重及び骨格変異 (胸骨分節未骨化) が認められたが、この変異は骨化遅延であり、発育抑制に関する所見と考えられた。また、ラットでは胎児に影響は認められなかったことから総合的に判断して、本剤に催奇形性はないものと考えられた。</p> <p><u>ARfD:1.1 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 単回 一般薬理試験 (マウス・強制経口) 無毒性量 113 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあってはピリベンカルブ及び代謝物 B【メチル=[2-クロロ-5-[(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】とし、魚介類にあってはピリベンカルブとする。

	 <p style="text-align: center;">代謝物 B</p>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 618 1434 842"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>17.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>28.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>20.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、最高残留濃度 (HR) 又は作物残留試験における中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	17.3	幼小児 (1~6 歳)	28.3	妊婦	15.0	高齢者 (65 歳以上)	20.0
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	17.3										
幼小児 (1~6 歳)	28.3										
妊婦	15.0										
高齢者 (65 歳以上)	20.0										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 7 月 5 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2		申			0.03,0.03
小麦	0.7		申			0.18,0.22(\$)
大豆	0.7	0.7	○			0.04,0.24(\$)
小豆類	2	2	○			0.23,0.69(\$)(いんげんまめ)
えんどう	2	2	○			(いんげんまめ参照)
そら豆	2	2	○			(いんげんまめ参照)
その他の豆類	2	2	○			(いんげんまめ参照)
はくさい	10		申			1.24,3.81(\$)
キャベツ	2	0.5	○・申			0.03,0.73(\$)
ブロッコリー	2		申			0.58,0.92
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	20	○			0.85,13.87(\$)(リーフレタス) 4.64(#),8.27(サラダ菜)
たまねぎ	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
ねぎ(リーキを含む。)	2		申			0.08,0.81(\$)
にら	10		申			3.63,5.98
アスパラガス	0.5		申			0.08,0.17
にんじん	0.7		申			0.05-0.28(\$)(n=4)
トマト	3	3	○			0.46,1.32(\$)(ミニトマト)
なす	2	2	○			0.47,0.80
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.13,0.33(\$)
すいか	0.2		申			<0.02,0.04
メロン類果実	0.1		申			<0.02,<0.02
未成熟えんどう	5		申			0.24,2.04(\$)(さやえんどう)
未成熟いんげん	2		申			0.88,1.00
えだまめ	2		申			0.88,0.99
その他の野菜	5		申			(さやえんどう参照)
みかん	0.3	0.3	○			0.03,0.06(\$)
なつみかんの果実全体	5	5	○			0.22-2.44(\$)(n=4)
レモン	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	2	2	○			0.15,0.79(\$)
日本なし	3	3	○			0.43,1.05(\$)
西洋なし	3	3	○			(日本なし参照)
もも	0.5	0.5	○			0.17,0.20
ネクタリン	2	2	○			0.70,0.80
あんず(アプリコットを含む。)	2		申			0.76,0.89
すもも(プルーンを含む。)	5		申			(うめ参照)
うめ	5		申			1.34,1.73
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			2.43,3.42(\$)
いちご	5	10	○			0.40-3.26(n=4)
ぶどう	2	2	○			0.86,0.90
かき	1		申			0.19,0.45
キウイ	0.2		申			0.03,0.04
茶	40	40	○			22.16,28.72(荒茶)
その他のスパイス	20	20	○			10.51,11.91(みかん果皮)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
魚介類	0.04		申			推:0.04

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

ピリベンカルブ

食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	※今回基準値を設定するピリベンカルブとは、農産物にあつてはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル=[2-クロロ-5-[(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】をピリベンカルブに換算したものの和をいい、魚介類にあつてはピリベンカルブをいう。
小麦	0.7	
大豆	0.7	
小豆類 ^{注1)}	2	
えんどう	2	
そら豆	2	
その他の豆類 ^{注2)}	2	
はくさい	10	
キャベツ	2	
ブロッコリー	2	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	
たまねぎ	0.1	
ねぎ(リーキを含む。)	2	
にら	10	
アスパラガス	0.5	
にんじん	0.7	
トマト	3	
なす	2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
すいか	0.2	
メロン類果実	0.1	
未成熟えんどう	5	
未成熟いんげん	2	
えだまめ	2	
その他の野菜 ^{注3)}	5	
みかん	0.3	
なつみかんの果実全体	5	
レモン	5	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	
グレープフルーツ	5	
ライム	5	
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	5	
りんご	2	
日本なし	3	
西洋なし	3	
もも	0.5	
ネクタリン	2	
あんず(アプリコットを含む。)	2	
すもも(プルーンを含む。)	5	
うめ	5	
おうとう(チェリーを含む。)	10	
いちご	5	
ぶどう	2	
かき	1	

食品名	残留基準値 ppm
キウイ	0.2
茶	40
その他のスパイス ^{注5)}	20
魚介類	0.04

注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

フルチアニル (Flutianil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	チアゾリジン環にシアノメチレン基を有する殺菌剤である。既存剤に対する耐性菌株又は低感受性菌株に対しても有効であり、また形態学的観察により菌の感染行動への影響は既存剤と異なることから、新規の作用機序を有すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	きゅうり／うどんこ病 等										
我が国の登録状況	農薬：なす、きゅうり等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 2.4 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (雄ラット・混餌) 無毒性量 249 mg/kg 体重/day (発がん性は認められなかった。) 安全係数 100</p> <p>ARFD: 設定の必要なし</p> <p>フルチアニルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量 (ARFD) は設定する必要がないと判断した。</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルチアニルとする。										
暴露評価	<p>長期暴露評価</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.02</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	0.02	幼小児 (1~6歳)	0.03	妊婦	0.01	高齢者 (65歳以上)	0.02
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	0.02										
幼小児 (1~6歳)	0.03										
妊婦	0.01										
高齢者 (65歳以上)	0.02										
意見聴取の状況	平成29年8月18日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	0.3		申			0.03,0.07(\$)(ミニトマト)
なす	0.2	0.2	○			0.03,0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○			0.017,0.041
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.05	○・申			0.01,0.03(\$)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
未成熟えんどう	0.5		申			0.05,0.15(\$)(さやえんどう)
いちご	0.5	0.5	○			0.113,0.138

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

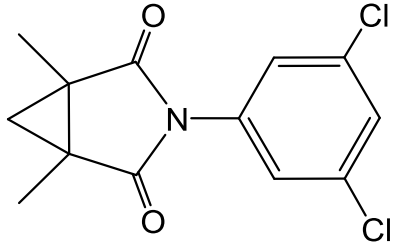
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

フルチアニル

食品名	残留基準値 ppm
トマト	0.3
なす	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
未成熟えんどう	0.5
いちご	0.5

プロシミドン (Procymidone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	ジカルボキシイミド系殺菌剤である。植物病原菌（ボトリチス属菌、スクレロチニア属菌等）に対し、菌糸の伸張生育を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	りんご／モニリア病 等
我が国の登録状況	農薬：大豆、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、2007 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどうに、カナダにおいてぶどうに、豪州において小豆類、にんにく等に、ニュージーランドにおいてぶどう、いちご等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI:0.035 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 妊娠 6～19 日 発生毒性試験（ラット・強制経口） 無毒性量 3.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>発がん性試験において、ラットで精巣間細胞腫の発生頻度増加が認められた。発生機序検討試験の結果、プロシミドンは AR^{注1)} への結合性を有し、血中ホルモンの不均衡（LH^{注2)} の増加）を惹起することが明らかにされ、LH の持続的な刺激により精巣間細胞腫が発現したと考えられた。また、雄マウスで肝芽腫の発生頻度の増加傾向が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>注1) アンドロゲン受容体 注2) 黄体形成ホルモン</p> <p><u>ARfD:</u> <u>一般の集団：0.3 mg/kg 体重</u> [設定根拠①] 単回 急性神経毒性試験（ラット・強制経口） [設定根拠②] 単回 一般薬理試験（マウス・強制経口） 無毒性量 30 mg/kg 体重 安全係数 100</p>

	<p>妊婦または妊娠している可能性のある女性：0.035 mg/kg 体重 [設定根拠] 妊娠 6～19 日 発生毒性試験（ラット・強制経口） 無毒性量 3.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：プロシミドンとする。</p>										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1 歳以上）</td> <td>31.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td> <td>59.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td> <td>36.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、一般（1 歳以上）、幼小児（1～6 歳）及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性（14～50 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^{注）}。 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般（1 歳以上）	31.5	幼小児（1～6 歳）	59.5	妊婦	25.6	高齢者（65 歳以上）	36.7
	TMDI/ADI (%)										
一般（1 歳以上）	31.5										
幼小児（1～6 歳）	59.5										
妊婦	25.6										
高齢者（65 歳以上）	36.7										
意見聴取の状況	<p>平成 29 年 9 月 27 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
答申案	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦	0.3	0.02	申			0.01,0.06(\$)
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆	2	2	○			0.498-1.35(n=6)
小豆類	3	5	○			
えんどう		5				
そら豆		5				
らっかせい	2	2	○			0.246,0.826
その他の豆類	2	2				
ばれいしょ	0.2	0.5	○			0.01-0.082(\$)(n=6)
さといも類(やつがしらを含む。)		0.5				
かんしょ		0.5				
やまいも(長いもをいう。)		0.5				
こんにやくいも		0.5				
その他のいも類		0.5				
てんさい		0.5				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.5				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		5				
かぶ類の根		0.5				
かぶ類の葉		5				
西洋わさび		0.5				
クレソン		5				
はくさい		0.5				
キャベツ	0.5	2	○			0.069,0.103(\$)
芽キャベツ		2				
ケール		5				
こまつな		5				
きょうな		5				
チンゲンサイ		5				
カリフラワー		5				
ブロッコリー		5				
その他のあぶらな科野菜		5				
ごぼう		0.5				
サルシフィー		0.5				
アーティチョーク		5				
チコリ	5	5				
エンダイブ	5	5				
しゅんぎく		5				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	5	○			0.04,0.836(\$)
その他のきく科野菜	2	2	○			0.24,0.66(\$)(ふき)
たまねぎ	0.2	0.5	○			0.04,0.05
ねぎ(リーキを含む。)	2	5	○			0.42,0.74
にんにく	0.1	5	○			0.02,0.02
にら		5				
アスパラガス		5				
わけぎ		5				
その他のゆり科野菜		5				
にんじん	0.2	0.5	○			0.02,0.05
パースニップ		0.5				
パセリ		5				
セロリ		5				
みつば		5				
	2	5	○			<0.5,0.8

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		5				
トマト	3	5	○			0.72-1.68(\$)(n=4)
ピーマン	5	5	○			1.50-3.80(n=6)
なす	3	5	○			0.56-1.895(\$)(n=5)
その他のなす科野菜	5	5	○			1.6-2.55(n=4)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	4	5	○			0.338-1.98(n=10)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	4	2	○・申※			0.338-1.98(n=10)(きゅうり)、 0.541,0.820(かぼちゃ)
しろりり		5				
すいか	0.7	3	○			0.09,0.21(\$)
メロン類果実	0.5	3	○			0.09(#),0.12(#)
まくわうり		5				
その他のうり科野菜	1	1	○			0.20,0.46(とうがん)
ほうれんそう		5				
たけのこ		0.02				
オクラ	2	5	○			0.29,0.78
しょうが		0.02				
未成熟えんどう	3	3				
未成熟いんげん	1	1				
えだまめ		1				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜	2	5	○			0.1,0.8(\$)(つるむらさき)
みかん	1	1	○			0.14(#),0.33(#)(\$)
なつみかんの果実全体		0.5				
レモン		0.5				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.5				
グレープフルーツ		0.5				
ライム		0.5				
その他のかんきつ類果実		0.5				
りんご	0.5	0.5	○			0.05,0.17
日本なし	1	1				
西洋なし	1	1				
マルメロ	1	1				
びわ	0.7	3	○			0.16,0.24(\$)
もも	0.7	3	○			0.24,0.26
ネクタリン	10	10				
あんず(アブリコットを含む。)	5	10	○			1.10(#),2.41
すもも(プルーンを含む。)	0.5	3	○			0.089,0.128
うめ	10	10				
おうとう(チェリーを含む。)	5	10	○			0.98,2.34
いちご	5	10	○			0.302,2.50(\$)
ラズベリー		10				
ブラックベリー		1.5				
ブルーベリー		5				
クランベリー		5				
ハuckleベリー		5				
その他のベリー類果実		5				
ぶどう		5				
かき		0.5				
バナナ		0.5				
キウイ	0.5	3	○			0.106(#),0.112(#)
パパイヤ		0.5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
アボカド	0.5	0.5	○			0.20,0.20
パイナップル		0.5				
グアバ		0.5				
マンゴー		0.5				
パッションフルーツ		0.5				
なつめやし		5				
その他の果実		5				
ひまわりの種子		0.2				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね	2	1.5				
その他のオイルシード		2				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス	25	5	○			14.9(#),17.4(#)(みかん果皮)
その他のハーブ		5				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.2				
豚の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.2				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.04				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.08				
その他の家きんの脂肪		0.08				
鶏の肝臓		0.03				
その他の家きんの肝臓		0.03				
鶏の腎臓		0.03				
その他の家きんの腎臓		0.03				
鶏の食用部分		0.03				
その他の家きんの食用部分		0.03				
鶏の卵		0.03				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の家きんの卵		0.03				
ひまわり油(注1に限る。)		0.5				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

注1) 食用植物油の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

※ズッキーニの適用拡大申請に伴うものであることを示している。

プロシミドン

食品名	残留基準値	
	ppm	
小麦	0.3	
大豆	2	
小豆類 ^{注1)}	3	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
らっかせい	2	豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及
その他の豆類 ^{注2)}	2	びレンズを含む。
ばれいしょ	0.2	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小
キャベツ	0.5	豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス
チコリ	5	以外のものをいう。
エンダイブ	5	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	
その他のきく科野菜 ^{注3)}	2	注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のう
たまねぎ	0.2	ち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコ
ねぎ(リーキを含む。)	2	リ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外
にんにく	0.1	のものをいう。
にんじん	0.2	
みつば	2	
トマト	3	
ピーマン	5	
なす	3	
その他のなす科野菜 ^{注4)}	5	注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜の
きゅうり(ガーキンを含む。)	4	うち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	4	
すいか	0.7	
メロン類果実	0.5	
その他のうり科野菜 ^{注5)}	1	注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のう
オクラ	2	ち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類
未成熟えんどう	3	果実及びまくわうり以外のものをいう。
未成熟いんげん	1	
その他の野菜 ^{注6)}	2	注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
みかん	1	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野
りんご	0.5	菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科
日本なし	1	野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
西洋なし	1	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きの
マルメロ	1	こ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
びわ	0.7	
もも	0.7	
ネクタリン	10	
あんず(アプリコットを含む。)	5	
すもも(プルーンを含む。)	0.5	
うめ	10	
おうとう(チェリーを含む。)	5	
いちご	5	

食品名	残留基準値 ppm
キウイ マンゴー	0.5
なたね	2
その他のスパイス ^{注7)}	25

注7)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

ホセチル (Fosetyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入前に設定した基準値及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	$\left[\begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{CH}_3\text{CH}_2\text{O}-\text{P}-\text{O}^- \\ \\ \text{H} \end{array} \right] \text{Al}^{3+} \quad 3$
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	有機リン系の殺菌剤である。孢子の発芽抑制による病原菌の植物体への侵入を阻害するとともに、植物体への生理作用の介在によって植物体の細胞壁を強化する等の病原菌に対する植物の抵抗性を強化すると考えられている。
適用作物／適用病害虫等	ぶどう／べと病 等
我が国の登録状況	農薬：たまねぎ、にんじん等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてたまねぎ、トマト等に、カナダにおいてキャベツ、レモン等に、EUにおいてマンダリン、ホップ等に、豪州においてりんご、アボカド等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.88 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験 (雄ラット・混餌) 無毒性量 88 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ラットを用いた 2 年間発がん性試験において雄の膀胱で移行上皮腫瘍の増加が認められたが、腫瘍発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>遺伝毒性試験において、試験結果が全て陰性であったことから、ホセチルは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと考えられた。</p> <p>ARfD: 設定の必要なし</p> <p>ホセチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値はラットを用いた発生毒性試験の 1,000 mg/kg 体重/日であり、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ホセチル及び亜リン酸とする。なお、亜リン酸は肥料としても広く使用されていることから、食品衛生法第 11 条違反の判断の際には、農薬の使用履歴の他、肥料の使用履歴について十分に確認すること。

	$\begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{HO}-\text{P}-\text{O}^- \quad \text{H}^+ \\ \\ \text{H} \end{array}$ <p style="text-align: center;">亜リン酸</p>										
<p>暴露評価</p>	<p>長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 501 1434 725"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>33.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>66.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>37.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	33.1	幼小児 (1~6 歳)	66.0	妊婦	30.2	高齢者 (65 歳以上)	37.2
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	33.1										
幼小児 (1~6 歳)	66.0										
妊婦	30.2										
高齢者 (65 歳以上)	37.2										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 7 月 5 日に在京大使館への説明を実施 平成 29 年 9 月 4 日~10 月 3 日にパブリックコメントを実施 平成 29 年 9 月 5 日~11 月 3 日に WTO 通報を実施中</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.5				
小麦		0.5				
大麦		0.5				
ライ麦		0.5				
とうもろこし		0.5				
そば		0.5				
その他の穀類		0.5				
大豆		0.5				
小豆類		0.5				
えんどう		0.5				
そら豆		0.5				
らっかせい		0.5				
その他の豆類		0.5				
ばれいしょ	35	35				
さといも類(やつがしらを含む。)		40				
かんしょ		40				
やまいも(長いもをいう。)		40				
こんにやくいも		40				
その他のいも類		40				
てんさい		100				
さとうきび		0.5				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		50				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		100				
かぶ類の根		50				
かぶ類の葉		100				
西洋わさび		50				
クレソン	60	60				
はくさい	100	100				
キャベツ	100	100				
芽キャベツ	100	100				
ケール	60	60				
こまつな		100				
きょうな		100				
チンゲンサイ		100				
カリフラワー	60	60				
ブロッコリー	60	60				
その他のあぶらな科野菜	50	100	○			33.2,35.0(なげな)
ごぼう		50				
サルシフィー		50				
アーティチョーク	100	100				
チコリ	100	100				
エンダイブ	100	100				
しゅんぎく	100	100				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	30	100	○			13.2,23.5(\$)
その他のさく科野菜	100	100				
たまねぎ	40	50	○			1.75,25.6(\$)(#)
ねぎ(リーキを含む。)	40	100	○			4.6,7.4,30.9(\$)(#)
にんにく	50	50				
にら		100				
アスパラガス	100	100				
わけぎ	60	100	○			10.5,46.8(\$)
その他のゆり科野菜	100	100				
にんじん	50	50	○			20.4,36.6(\$)(#)
パースニップ		50				
パセリ	100	100				
セロリ	100	100				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みつば	90	100	○			32.9,71.4(\$)
その他のせり科野菜	100	100				
トマト	100	100				
ピーマン		0.5				
なす		100				
その他のなす科野菜		100				
きゅうり(ガーキンを含む。)	100	100	○			53.3-80.1(\$)(n=4)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	60	100	○			
しろりり		100				22.5,24.7(\$)
すいか	15	15				
メロン類果実	40	70	○			
まくわうり		70				
その他のうり科野菜	15	15				
ほうれんそう	80	100	○			48.7(#),59.4(\$)(#)
たけのこ		100				
オクラ		0.5				
しょうが		50				
未成熟えんどう		100				
未成熟いんげん		0.5				
えだまめ		0.5				
マッシュルーム		0.5				
しいたけ		0.5				
その他のきのこ類		0.5				
その他の野菜	20	100	○			6.7,10.5(\$)(エンサイ)
みかん	15	20	○			0.8,9.0(\$)
なつみかんの果実全体	75	150	○		75 EU	【EUマンダリン参照】
レモン	75	150	○		75 EU	【EUマンダリン参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	75	150	○		75 EU	【2.7-13(n=9)(EU)】
グレープフルーツ	75	150	○		75 EU	【EUマンダリン参照】
ライム	75	150	○		75 EU	【EUマンダリン参照】
その他のかんきつ類果実	75	150	○		75 EU	【11-49(n=9)(マンダリン)(EU)】
りんご	75	75	○		75 EU	【11-32(n=8)(EU)】
日本なし	75	50	○		75 EU	【EUなし参照】
西洋なし	75	50	○		75 EU	【17-24(n=8)(EU)】
マルメロ	10	10				
びわ	10	10				
もも	30	150	○			19.0,23.7
ネクタリン		50				
あんず(アブリコットを含む。)		70				
すもも(プルーンを含む。)		70				
うめ		70				
おうとう(チェリーを含む。)	25	70	○			2.6(#),15.9(\$)(#)
いちご	75	75				
ラズベリー	70	70				
ブラックベリー	100	70			100 EU	【1.5-53(n=8)(EU)】
ブルーベリー	70	70				
クランベリー		70				
ハックルベリー		70				
その他のベリー類果実	70	70				
ぶどう	100	70	○		100 EU	【6.8-57(n=25)(EU)】
かき		50				
バナナ		50				
キウイ	70	70	○			39.6,55.4(\$)
パパイヤ		50				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
アボカド	150	150				
パイナップル	15	80	○			5.49,6.95
グアバ		50				
マンゴー		50				
パッションフルーツ	25	50	○			8.7,15.8(\$)
なつめやし		70				
その他の果実	25	70	○			10.0,15.5(\$)(さるなし)
ひまわりの種子		0.5				
ごまの種子		0.5				
べにばなの種子		0.5				
綿実		3				
なたね		0.5				
その他のオイルシード		1				
ぎんなん		1000				
くり		1000				
ペカン		1000				
アーモンド		1000				
くるみ		1000				
その他のナッツ類		1000				
茶		0.5				
コーヒー豆		0.5				
カカオ豆		0.5				
ホップ	1500	1440	○	1500	EU	【61-1248(n=8)(EU)】
その他のスパイス	50	150	○			6.7,36.4(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ		100				
牛の筋肉		1				
豚の筋肉		1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		1				
牛の脂肪		1				
豚の脂肪		1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		1				
牛の肝臓		5				
豚の肝臓		5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		5				
牛の腎臓		5				
豚の腎臓		5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		5				
牛の食用部分		5				
豚の食用部分		5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		5				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

ホセチル

食品名	残留基準値 ppm	
ばれいしょ	35	※今回基準値を設定するホセチルとは、ホセチル
クレソン	60	及び亜リン酸をホセチルに換算したものの和をい
はくさい	100	う。なお、亜リン酸は肥料としても広く使用されて
キャベツ	100	いることから、食品衛生法第11条違反の判断の
芽キャベツ	100	際には、農薬の使用履歴の他、肥料の使用履歴
ケール	60	について十分に確認すること。
カリフラワー	60	注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科
ブロッコリー	60	野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	50	かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、
アーティチョーク	100	はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつ
チコリ	100	な、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッ
エンダイブ	100	コリー及びハーブ以外のものをいう。
しゅんぎく	100	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のう
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	ち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコ
その他のきく科野菜 ^{注2)}	100	リ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外
たまねぎ	40	のものをいう。
ねぎ(リーキを含む。)	40	注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のう
にんにく	50	ち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガ
アスパラガス	100	ス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
わけぎ	60	
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	100	
にんじん	50	注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のう
パセリ	100	ち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつ
セロリ	100	ば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みつば	90	
その他のせり科野菜 ^{注4)}	100	注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のう
トマト	100	ち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類
きゅうり(ガーキンを含む。)	100	果実及びまくわうり以外のものをいう。
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	60	注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
すいか	15	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野
メロン類果実	40	菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科
その他のうり科野菜 ^{注5)}	15	野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
ほうれんそう	80	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きの
その他の野菜 ^{注6)}	20	こ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	15	注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ
なつみかんの果実全体	75	類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん
レモン	75	の外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレ
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	75	ンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外
グレープフルーツ	75	のものをいう。
ライム	75	
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	75	

食品名	残留基準値	
	ppm	
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	75 75 75 10 10	注8)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
もも おうとう(チェリーを含む。)	30 25	注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー その他のベリー類果実 ^{注8)}	75 70 100 70 70	
ぶどう	100	注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
キウイー アボカド パイナップル パッションフルーツ	70 150 15 25	
その他の果実 ^{注9)}	25	
ホップ その他のスパイス ^{注10)}	1500 50	

ホルペット (Folpet)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	フタルイミド環を有する殺菌剤である。解糖系やクエン酸回路におけるチオール基とアミノ基を有する酵素を不活化することにより、殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	あずき／茎疫病 等
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、1995 年に ADI が設定され、2004 年に ARfD が設定されている。国際基準はきゅうり、りんご等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてホップ、ぶどう等に、カナダにおいておうとう、にんにく等に、EU において大麦、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてりんご、かんきつ類等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.1 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠①] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口)</p> <p>[設定根拠②] 妊娠 6～19 日 発生毒性試験 (ラット・強制経口)</p> <p>[設定根拠③] 妊娠 7～19 日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口)</p> <p>[設定根拠④] 妊娠 6～28 日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口)</p> <p>無毒性量 10 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>マウスを用いた発がん性試験において、十二指腸腺腫及び腺癌の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍発生メカニズムは遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD:</p> <p>一般の集団：設定の必要なし</p> <p>一般の集団に対しては、ホルペットの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、ARfD は設定する必要がないと判断した。</p> <p>妊婦または妊娠している可能性のある女性：0.1 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 妊娠 6～28 日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口)</p> <p>無毒性量 10 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>

基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ホルペットとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 309 1433 533"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 309 975 360"></th> <th data-bbox="975 309 1433 360">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 360 975 405">一般 (1 歳以上)</td> <td data-bbox="975 360 1433 405">10.3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 405 975 450">幼小児 (1~6 歳)</td> <td data-bbox="975 405 1433 450">28.3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 450 975 495">妊婦</td> <td data-bbox="975 450 1433 495">10.7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 495 975 533">高齢者 (65 歳以上)</td> <td data-bbox="975 495 1433 533">11.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、妊婦又は妊娠している可能性のある女性 (14~50 歳) における摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	10.3	幼小児 (1~6 歳)	28.3	妊婦	10.7	高齢者 (65 歳以上)	11.7
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	10.3										
幼小児 (1~6 歳)	28.3										
妊婦	10.7										
高齢者 (65 歳以上)	11.7										
意見聴取の状況	平成 29 年 8 月 18 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.3		申			0.01,0.09(\$)
ばれいしょ	0.1	0.02		0.1		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2		50		
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	1	2 30	申	1		
にんにく		20				
セロリ		30				
トマト	5	3	申	3		0.16-2.96(\$)(n=4)
きゅうり(カーキンを含む。)	5	2	申	1		0.46-2.32(\$)(n=6)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		20				
メロン類果実	0.3	2	申			0.01,0.07(\$)
まくわうり		3				
未成熟いんげん		0.05				
みかん		10				
なつみかんの果実全体		10				
レモン		10				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		10				
グレープフルーツ		10				
ライム		10				
その他のかんきつ類果実		10				
りんご	5	5		10		
おうとう(チェリーを含む。)		30				
いちご	5	20		5		
ラズベリー		20				
ブラックベリー		20				
ブルーベリー		20				
クランベリー		20				
ハックルベリー		20				
その他のベリー類果実		20				
ぶどう	10	2		10		
アボカド		30				
その他の果実		30				
ホップ	120	120		120.0	米国	【2.97-86.5(#)(n=6)(米国)】
その他のスパイス		30				
干しぶどう	40			40		

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

レタス及びりんごについては国際基準が設定されているが、国際基準の設定根拠となった作物残留試験の最高残留濃度(HR)を用いて推計した暴露量が、食品安全委員会が設定したARfDを超えることから、現行の本基準を維持する。

ホルペット

食品名	残留基準値 ppm
小豆類 ^{注)}	0.3
ばれいしょ	0.1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2
たまねぎ	1
トマト	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	5
メロン類果実	0.3
りんご	5
いちご	5
ぶどう	10
ホップ	120
干しぶどう	40

注)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

マンジプロパミド (Mandipropamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	マンデルアミド系殺菌剤である。被嚢胞子からの発芽管伸長、または孢子嚢からの直接的な発芽管伸長を阻害し、病原菌の菌糸伸長及び孢子形成を抑制すると考えられている。
適用作物／適用病害虫等	かんきつ／褐色腐敗病 等
我が国の登録状況	農薬：大豆、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、2008 年に ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしとされている。国際基準はブロッコリー、きゅうり等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてキャベツ、オクラ等に、カナダにおいてブロッコリー、オクラ等に、EUにおいてぶどう、ホップ等に、豪州においてぶどう、畜産物等に、ニュージーランドにおいてたまねぎ、ばれいしょ等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI: 0.05 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p><u>ARfD: 設定の必要なし</u> マンジプロパミドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する最小毒性量は、ラットを用いた急性毒性試験における 5,000 mg/kg 体重であり、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：マンジプロパミドとする。

<p>暴露評価</p>	<p>長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 237 1433 465"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 237 975 286"></th> <th data-bbox="975 237 1433 286">EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 286 975 331">一般 (1 歳以上)</td> <td data-bbox="975 286 1433 331">19.2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 331 975 376">幼小児 (1~6 歳)</td> <td data-bbox="975 331 1433 376">27.7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 376 975 421">妊婦</td> <td data-bbox="975 376 1433 421">17.2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 421 975 465">高齢者 (65 歳以上)</td> <td data-bbox="975 421 1433 465">22.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	19.2	幼小児 (1~6 歳)	27.7	妊婦	17.2	高齢者 (65 歳以上)	22.9
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	19.2										
幼小児 (1~6 歳)	27.7										
妊婦	17.2										
高齢者 (65 歳以上)	22.9										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 7 月 28 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
大豆	0.2	0.2	○			0.028, 0.030	
小豆類	0.1	0.1	○			0.014, 0.018	
ばれいしょ	0.09	0.02	○・IT	0.01	0.09	米国	【<0.01-0.0727(n=16)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01					
かんしょ	0.01	0.01					
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01					
その他のいも類	0.01	0.01					
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25	25		25			
かぶ類の葉	25	25		25			
クレソン	25	25		25			
はくさい	25	25	○	25			
キャベツ	3	3	○	3			
芽キャベツ	3	3			3	米国	【米国キャベツ(外葉あり)(0.655-1.45(n=6))、ブロッコリー(0.285-0.585(n=6))参照】
ケール	25	25		25			
こまつな	25	25		25			
きょうな	25	25		25			
チンゲンサイ	25	25		25			
カリフラワー	3	3			3	米国	【米国キャベツ(外葉あり)、ブロッコリー参照】
ブロッコリー	5	5	○	2			0.78, 2.46
その他のあぶらな科野菜	25	25		25			
チコリ	25	25		25			
エンダイブ	25	25		25			
しゅんぎく	25	25		25			
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	25	25	○	25			
その他のきく科野菜	25	25		25			
たまねぎ	0.1	0.1	○	0.1			
ねぎ(リーキを含む。)	7	7	○	7			
にんにく	0.05	0.05			0.05	米国	【米国たまねぎ(<0.01-0.03(n=8))参照】
その他のゆり科野菜	7	7		7			
パセリ	20	20			20	米国	【米国結球レタス(外葉あり)(1.29-8.3(n=5))、ほうれんそう(5.35-10.7(n=6))参照】
セロリ	20	20		20			
トマト	2	2	○	0.3			0.390, 0.655
ピーマン	2	2	○	1			0.66, 0.90
なす	2	2	○				0.30, 0.81
その他のなす科野菜	25	25		25			
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3		0.2			【米国きゅうり(0.01-0.07(n=7))、かぼちゃ(0.02-0.07(n=5))、メロン類果実(0.04-0.23(n=6))参照】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.2			【米国きゅうり、かぼちゃ、メロン類果実参照】
しろりり	0.3	0.3					【米国きゅうり、かぼちゃ、メロン類果実参照】
すいか	0.2	0.3	○				0.01, 0.03(\$)
メロン類果実	0.01	0.3					【<0.01(n=7) (EU)】
まくわうり	0.01	0.3					【<0.01(n=7) (EU)】
その他のうり科野菜	25	25		25			
ほうれんそう	25	25	○	25			

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
オクラ	1	1			1 米国	【米国トマト(0.02-0.18(n=11))、ピーマン(0.04-0.325(n=6))参照】
しょうが えだまめ	0.01 2	0.01	申			0.16, 0.50, 1.00
その他の野菜	25	25		25		
みかん	0.3	0.3	○			0.06, 0.10
なつみかんの果実全体	3	3	○			1.07, 1.12
レモン	3	3	○			(なつみかんの果実全体、すだち、かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	3	○			(なつみかんの果実全体、すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	3	3	○			(なつみかんの果実全体、すだち、かぼす参照)
ライム	3	3	○			(なつみかんの果実全体、すだち、かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	3	3	○			(なつみかんの果実全体、すだち(0.41)、かぼす(0.28)参照)
いちご	5	5	○			0.53, 1.92(\$)
ぶどう	3	3	○	2		0.516, 1.24(\$)
その他の果実	3	1	○・申			0.82, 1.21(いちじく)
ホップ	90	50	○・申	90		
その他のスパイス	10	10	○			3.28, 4.36(みかんの果皮)
その他のハーブ	25	25	○	25		
とうがらし(乾燥させたもの)		10		10		
干しぶどう		5		5		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

加工食品であるとうがらし(乾燥させたもの)、干しぶどうについては、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて7(とうがらし)、3.91(干しぶどう)と評価されている)。

マンジプロパミド

食品名	残留基準値 ppm	
大豆 小豆類 ^{注1)}	0.2 0.1	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いものをいう。) その他のいも類 ^{注2)}	0.09 0.01 0.01 0.01 0.01	注2)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の葉 クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	25 25 25 25 3 3 25 25 25 25 3 5 25	注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜 ^{注4)}	25 25 25 25 25	注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく その他のゆり科野菜 ^{注5)}	0.1 7 0.05 7	注5)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
パセリ セロリ	20 20	
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 ^{注6)}	2 2 2 25	注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろり すいか メロン類果実 まくわり その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.3 0.3 0.3 0.2 0.01 0.01 25	注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。
ほうれんそう オクラ しょうが えだまめ	25 1 0.01 2	注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
その他の野菜 ^{注8)} みかん なつみかんの果実全体	25 0.3 3	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	3
いちご	5
ぶどう	3
その他の果実 ^{注10)}	3
ホップ	90
その他のスパイス ^{注11)}	10
その他のハーブ ^{注12)}	25

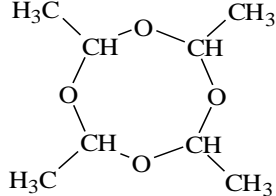
注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

メタアルデヒド (Metaldehyde)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤（軟体動物駆除剤）										
作用機構	ナメクジ類、カタツムリ類及び淡水性リンゴガイ科巻貝の経口吸収及び腹足部からの接触吸収により、麻痺を誘発するとともに粘液分泌を促し収縮させることで、殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用品害虫等	みかん／ナメクジ類 等										
我が国の登録状況	農薬：米、キャベツ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてかんきつ類、レタス等に、カナダにおいてトマト、キャベツ等に、EUにおいてパセリ、綿実等に、豪州において穀類、野菜類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.022 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（雄ラット・混餌） 無毒性量 2.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雌で肝細胞腺腫が増加したが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>なお、遺伝毒性試験において、試験結果が全て陰性であったことから、メタアルデヒドに遺伝毒性はないものと考えられた。</p> <p>ARfD:0.3 mg/kg 体重 [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・強制経口） 無毒性量 30 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：メタアルデヒドとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 1872 1433 2101"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1 歳以上）</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td> <td>48.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td> <td>27.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI (%)	一般（1 歳以上）	26.7	幼小児（1～6 歳）	48.8	妊婦	19.9	高齢者（65 歳以上）	27.7
	TMDI／ADI (%)										
一般（1 歳以上）	26.7										
幼小児（1～6 歳）	48.8										
妊婦	19.9										
高齢者（65 歳以上）	27.7										

	<p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、一般（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注。</p> <p>注）基準値案又は作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>
意見聴取の状況	<p>平成29年7月5日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成29年9月4日～10月3日にパブリックコメントを実施（WTO通報は対象外）</p>
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	1	1	○			0.29,0.44
小麦	0.2	0.2				【<0.05(n=4)(豪州)】
とうもろこし	0.2	0.2				【豪州小麦参照】
はくさい	0.5		○・申			0.06,0.08,0.16(\$)
キャベツ	3	3	○			0.65,1.50
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	3	○			0.68,1.46
その他の野菜	1		申			0.12,0.37(\$)(れんこん)
みかん	0.2	0.2	○			<0.05(#),<0.05(#)
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○			0.06,0.30(\$)
レモン	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
いちご	0.7	0.1	申			0.03,0.23(\$)
なたね	0.2	0.2				【<0.05(n=2)(豪州)】
その他のスパイス	0.7	0.7	○			0.11(#),0.22(\$)(#) (みかんの果皮)
魚介類	0.02	0.02				推:0.011

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

#:使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

メタアルデヒド

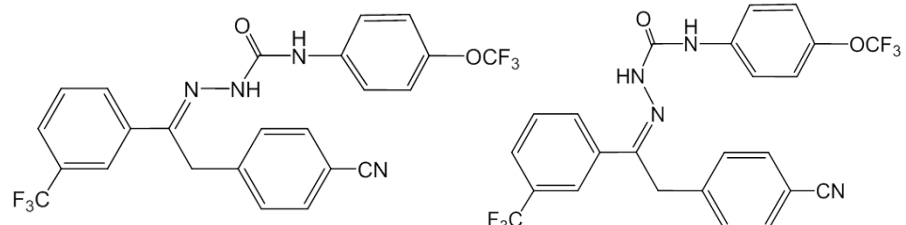
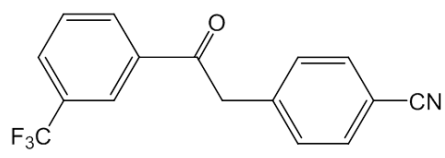
食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	1
小麦 とうもろこし	0.2
はくさい キャベツ	0.5
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3
その他の野菜 ^{注1)}	1
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	0.7
いちご	0.7
なたね	0.2
その他のスパイス ^{注3)}	0.7
魚介類	0.02

注1)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

メタフルミゾン (Metaflumizone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	 <p style="text-align: center;">E体 Z体 (有効成分中の含有量 E体 90%以上、Z体 10%以下)</p>
用途	農薬/殺虫剤
作用機構	トリフルオロメトキシフェニル環を有する殺虫剤である。昆虫の神経細胞のナトリウムイオンチャンネルに作用し、神経系の情報伝達を阻害することにより殺虫効果を示すと考えられている。
適用作物/適用病害虫等	キャベツ/コナガ 等
我が国の登録状況	農薬：キャベツ、はくさい等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、2009 年に ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしとされている。国際基準はレタス、トマト等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてかんきつ類、ナッツ類等に、EU においてははくさい、畜産物等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.12 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 12 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD:設定の必要なし メタフルミゾンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあつてはメタフルミゾン (E体及びZ体) 及び代謝物 D [p-[m-(トリフルオロメチル)フェナシル]ベンゾニトリル] とし、畜水産物にあつてはメタフルミゾン (E体及びZ体) とする。</p>  <p style="text-align: center;">代謝物 D</p>

<p>暴露評価</p>	<p>長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 237 1433 465"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 237 975 286"></th> <th data-bbox="975 237 1433 286">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 286 975 331">一般 (1 歳以上)</td> <td data-bbox="975 286 1433 331">43.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 331 975 376">幼小児 (1~6 歳)</td> <td data-bbox="975 331 1433 376">60.6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 376 975 421">妊婦</td> <td data-bbox="975 376 1433 421">39.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 421 975 465">高齢者 (65 歳以上)</td> <td data-bbox="975 421 1433 465">52.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	43.1	幼小児 (1~6 歳)	60.6	妊婦	39.9	高齢者 (65 歳以上)	52.0
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	43.1										
幼小児 (1~6 歳)	60.6										
妊婦	39.9										
高齢者 (65 歳以上)	52.0										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 8 月 18 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.2		申			<0.04,<0.04(とうもろこし)、 <0.04,<0.04(未成熟とうもろこし)
大豆	0.5	0.5	○			0.18,0.18
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04
かんしょ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	0.5	○			<0.2,<0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	30	40	○			19.2,21.1
はくさい	10	10	○	6		2.7,5.6
キャベツ	5	5	○			1.4,3.0
芽キャベツ	0.8	0.8		0.8		
ケール	40	40	○			(みずな参照)
こまつな	40	40	○			13.6,28.3(\$)
きょうな	40	40	○			16.3,30.4(\$)(みずな)
チンゲンサイ	10	10	○			2.66,3.48
ブロッコリー	10	10	○			3.49,5.17
その他のあぶらな科野菜	40	40	○			(みずな参照)
ごぼう	0.2		申			<0.04,<0.04
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	50	50	○	7		26.4,35.1\$(サラダ菜)
ねぎ(リーキを含む。)	10		申			1.2,3.6(\$)
アスパラガス	0.7		申			0.21,0.22
にんじん	0.3		申			<0.04,0.09
トマト	5	0.6	申	0.6		2.39,2.73(ミニトマト)
ピーマン	5	0.6	申	0.6		2.78,2.85
なす	3	0.6	申	0.6		0.78,1.22(\$)
その他のなす科野菜	0.6	0.6		0.6		
ほうれんそう	70		申			25.4,51.8(\$)
しょうが	0.3	0.3	○			<0.04,0.06(\$)
えだまめ	10	10	○			4.08,5.24
うめ	10		申			2.68,3.49
いちご	0.2		申			<0.04,<0.04
その他のハーブ	40	40	○			(みずな参照)
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02		
豚の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02		
牛の脂肪	0.02	0.02				【推:0.013】
豚の脂肪	0.02	0.02				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02				【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02		
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02		
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
乳	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
魚介類	2	2				推:1.106
とうがらし(乾燥させたもの)		6		6		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

加工食品であるとうがらし(乾燥させたもの)については、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料中の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、10と評価されている)。

国際基準の農産物における規制対象は、メタフルミゾン(E体)及びメタフルミゾン(Z体)であり、代謝物Dを含んでいないが、今回国際基準を参照したばれいしよ、芽キャベツ、とうがらし(その他のなす科野菜類)においては、JMPR評価書より代謝物Dの残留はほとんど認められないことが確認できたため、国際基準値をそのまま採用した。

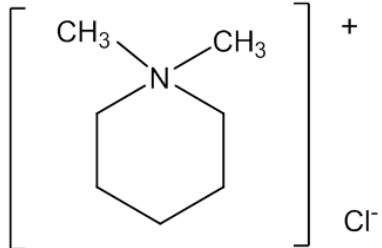
メタフルミゾン

食品名	残留基準値 ppm		
とうもろこし	0.2	※今回基準値を設定するメタフルミゾンとは、農産物にあつてはメタフルミゾン(E体)、メタフルミゾン(Z体)及び代謝物D【 <i>p</i> -[<i>m</i> -(トリフルオロメチル)フェナシル]ベンゾニトリル】をメタフルミゾンに換算したものの和をいい、畜水産物にあつてはメタフルミゾン(E体)及びメタフルミゾン(Z体)の和をいう。	
大豆	0.5		
ばれいしょ	0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2		
かんしょ	0.2		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	30		
はくさい	10		
キャベツ	5		
芽キャベツ	0.8		
ケール	40		
こまつな	40		
きょうな	40		
チンゲンサイ	10		
ブロッコリー	10		
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	40		
ごぼう	0.2		注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	50		
ねぎ(リーキを含む。)	10		
アスパラガス	0.7		
にんじん	0.3		
トマト	5		
ピーマン	5		
なす	3		
その他のなす科野菜 ^{注2)}	0.6		
ほうれんそう	70	注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。	
しょうが	0.3		
えだまめ	10		
うめ	10		
いちご	0.2		
その他のハーブ ^{注3)}	40		
牛の筋肉	0.02		注3)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
豚の筋肉	0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注4)} の筋肉	0.02		
牛の脂肪	0.02		
豚の脂肪	0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02		
牛の肝臓	0.02	注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。	
豚の肝臓	0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02		
牛の腎臓	0.02		
豚の腎臓	0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02		

食品名	残留基準値 ppm
牛の食用部分 ^{注5)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01
魚介類	2

注5)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

メピコートクロリド (Mepiquat chloride)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	ヘテロ系の植物成長調整剤である。植物体内におけるジベレリンの生合成を阻害することにより成長を抑制すると考えられている。										
適用作物／使用目的等	ぶどう（巨峰）／着粒増加、新梢伸長抑制 等										
我が国の登録状況	農薬：ぶどうを対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどう、綿実等に、EUにおいて穀類、なたね等に、豪州において綿実、畜産物等に、ニュージーランドにおいて穀類に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.3 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 母動物：妊娠 6 日～哺育 10 日 児動物：生後 11～21 日 発達神経毒性試験（ラット・強制経口） 無毒性量 30 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARFD:0.3 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 母動物：妊娠 6 日～哺育 10 日 児動物：生後 11～21 日 発達神経毒性試験（ラット・強制経口） 無毒性量 30 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：メピコートクロリドとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価</p> <p>TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 1870 1433 2094"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1 歳以上）</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI (%)	一般（1 歳以上）	1.8	幼小児（1～6 歳）	4.7	妊婦	2.3	高齢者（65 歳以上）	1.5
	TMDI／ADI (%)										
一般（1 歳以上）	1.8										
幼小児（1～6 歳）	4.7										
妊婦	2.3										
高齢者（65 歳以上）	1.5										

	<p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、一般（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注。</p> <p>注）基準値案又は作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>
意見聴取の状況	平成29年8月18日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施する予定
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		2				
小麦	3	2			3 EU	【0.08-1.82(#)(n=20)(EU)】
大麦	4	2			4 EU	【<0.05-1.72(#)(n=18)(EU)】
ライ麦	3	2			3 EU	【EU小麦参照】
とうもろこし		2				
そば		2				
その他の穀類	3	2			3 EU	【EU小麦参照】
すいか		2				
メロン類果実		2				
まくわうり		2				
みかん		2				
なつみかんの果実全体		2				
レモン		2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		2				
グレープフルーツ		2				
ライム		2				
その他のかんきつ類果実		2				
りんご		2				
日本なし		2				
西洋なし		2				
マルメロ		2				
びわ		2				
もも		2				
ネクタリン		2				
あんず(アブリコットを含む。)		2				
すもも(プルーンを含む。)		2				
うめ		2				
おうとう(チェリーを含む。)		2				
いちご		2				
ラズベリー		2				
ブラックベリー		2				
ブルーベリー		2				
クランベリー		2				
ハuckleベリー		2				
その他のベリー類果実		2				
ぶどう	5	2	○・申			0.51,2.00(\$)
かき		2				
バナナ		2				
キウイ		2				
パパイヤ		2				
アボカド		2				
パイナップル		2				
グアバ		2				
マンゴー		2				
パッションフルーツ		2				
なつめやし		2				
その他の果実		2				
ひまわりの種子		2				
ごまの種子		2				
べにばなの種子		2				
綿実	2	2			2 米国	【0.3-1.6(#)(n=13)(米国)】
なたね	4	2			4 EU	【0.21-1.88(#)(n=13)(EU)】
その他のオイルシード		2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぎんなん		2				
くり		2				
ペカン		2				
アーモンド		2				
くるみ		2				
その他のナッツ類		2				
その他のスパイス		2				
牛の筋肉	0.09	0.1		0.09	EU	【推:0.07】
豚の筋肉	0.05	0.1		0.05	EU	【推:0.004】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.09	0.1		0.09	EU	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.06	0.1		0.06	EU	【推:0.05】
豚の脂肪	0.05	0.1		0.05	EU	【推:0.004】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.06	0.1		0.06	EU	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.5	0.1		0.5	EU	【推:0.4】
豚の肝臓	0.05	0.1		0.05	EU	【推:0.02】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.1		0.5	EU	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.8	0.1		0.8	EU	【推:0.5】
豚の腎臓	0.05	0.1		0.05	EU	【推:0.02】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8	0.1		0.8	EU	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.8	0.1		0.8	EU	【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.05	0.1		0.05	EU	【豚の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8	0.1		0.8	EU	【牛の腎臓参照】
乳	0.06	0.05		0.06	EU	【推:0.05】
鶏の筋肉	0.05	0.1		0.05	EU	【推:0.05】
その他の家きんの筋肉	0.05	0.1		0.05	EU	【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.05	0.1		0.05	EU	【推:0.05】
その他の家きんの脂肪	0.05	0.1		0.05	EU	【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.05	0.1		0.05	EU	【推:0.05】
その他の家きんの肝臓	0.05	0.1		0.05	EU	【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.05	0.1		0.05	EU	【推:0.05】
その他の家きんの腎臓	0.05	0.1		0.05	EU	【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分	0.05	0.1		0.05	EU	【鶏の肝臓及び腎臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.05	0.1		0.05	EU	【鶏の肝臓及び腎臓参照】
鶏の卵	0.05	0.05		0.05	EU	【推:0.05】
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05	EU	【鶏の卵参照】

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

メピコートクロリド

食品名	残留基準値 ppm
小麦	3
大麦	4
ライ麦	3
その他の穀類 ^{注1)}	3
ぶどう	5
綿実	2
なたね	4
牛の筋肉	0.09
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉	0.09
牛の脂肪	0.06
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.06
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.8
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8
牛の食用部分 ^{注3)}	0.8
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8
乳	0.06
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注4)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05

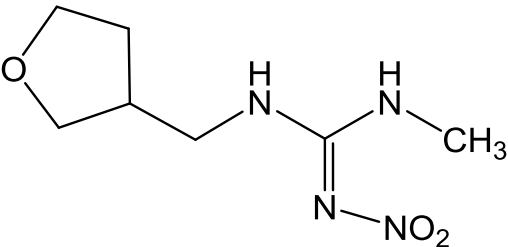
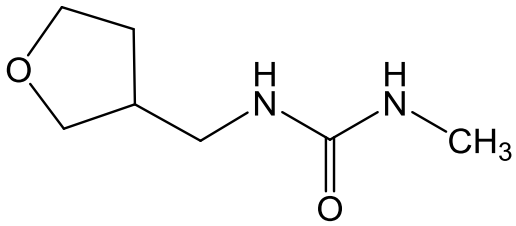
注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注4)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ジノテフラン (Dinotefuran)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬及び動物用医薬品／殺虫剤
作用機構	ネオニコチノイド系の殺虫剤である。神経のシナプス後膜にあるニコチン性アセチルコリン受容体に対するアゴニスト作用により、殺虫効果を示すと考えられている。 また、動物用医薬品としても、国内において承認されており、ハエの駆除を目的として畜・鶏舎内の壁等に塗布される。
適用作物／適用品害虫等	ピーマン／コナジラミ類 等
我が国の登録・承認状況	農薬：米、てんさい等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、2012 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準は米、たまねぎ等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、ぶどう等に、EU においても、クランベリー等に、豪州において綿実に残留基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.22 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (雄イヌ・混餌) 無毒性量 22 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD:1.2 mg/kg 体重 [設定根拠] 妊娠 6~18 日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 125 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあつてはジノテフラン、畜産物にあつてはジノテフラン及び UF【1-メチル-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)ウレア】とする。</p>  <p style="text-align: center;">UF</p>

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 230 1433 454"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1 歳以上）</td> <td>21.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td> <td>39.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td> <td>25.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、一般（1 歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注。 注）基準値案又は作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI／ADI (%)	一般（1 歳以上）	21.8	幼小児（1～6 歳）	39.1	妊婦	19.6	高齢者（65 歳以上）	25.0
	TMDI／ADI (%)										
一般（1 歳以上）	21.8										
幼小児（1～6 歳）	39.1										
妊婦	19.6										
高齢者（65 歳以上）	25.0										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 7 月 28 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	2	○			0.36,1.00
とうもろこし	0.5	0.1	○	0.5		0.01,0.02(未成熟)
大豆	0.1	0.1	○			0.006,0.014(\$)
小豆類	0.3		申			0.05,0.09
ばれいしょ	0.2	0.2	○			0.02(#),0.03(#)(%)
かんしょ	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
てんさい	0.2	0.2	○			<0.01,0.04(\$)
さとうきび	0.3		申			<0.01,0.01,0.07(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.5	0.5	○			0.08,0.12(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10	10	○	6		1.99,4.12
かぶ類の根	0.5	0.5	○			0.10(#),0.15(#)
かぶ類の葉	6	5	○	6		
クレソン	7	5	○	7		
はくさい	6	2	○	6		
キャベツ	2	2	○	2		0.820,0.913
芽キャベツ	2	1		2		
ケール	10	10	○	6		(きょうな参照)
こまつな	10	10	○	6		1.36(#),3.86(#)(%)
きょうな	10	10	○	6		3.22(#),4.06(#)(みずな)
チンゲンサイ	10	10	○	6		2.02,3.92(\$)
カリフラワー	2	2		2		
ブロッコリー	2	2	○	2		0.14,0.64(\$)
その他のあぶらな科野菜	10	10	○	6		2.90,4.24(オータムポエム)
アーティチョーク		5				
チコリ	6	5		6		
エンダイブ	6	5		6		
しゅんぎく	20	20	○	6		7.5(#),12.7(#)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	25	25	○	6		5.21(#),16.0(#)(%) (サラダ菜)
その他のきく科野菜	6	5	○	6		
たまねぎ	0.1			0.1		
ねぎ(リーキを含む。)	15	15	○			8.04(#)(深ねぎ)
にら	10	10	○			2.44,5.20
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.08,0.13
わけぎ	10		申			2.82,3.04(\$)
その他のゆり科野菜	4	0.7	○	4		0.18(#),0.26(#)(らっきょう)
にんじん	1	1	○			0.20,0.38(\$)
パセリ	5	5			5.0 米国	
セロリ	5	5	○	0.6		0.98(#),1.82(#)
みつば		5				
その他のせり科野菜	5	5	○			0.04,1.7(せり)
トマト	2	2	○	0.5		0.43(#),0.58(#)(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○	0.5		0.431,1.18(\$)
なす	2	2	○	0.5		0.264,0.504(\$)
その他のなす科野菜	10	15	○	6		3.4,3.6(とうがらしの葉)
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○	0.5		0.43,0.52(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	2	○	0.5		(きゅうり参照)
しろり	2	2	○	0.5		(きゅうり参照)
すいか	0.5	0.5	○	0.5		0.13(#),0.20(#)
メロン類果実	1	1	○	0.5		0.26(#),0.47(#)
まくわうり	1	1	○	0.5		0.21,0.40
その他のうり科野菜	10	10	○	6		1.14,4.00(\$)(きゅうりの葉)
ほうれんそう	15	15	○	6		7.10(#),9.33(#)
オクラ	2	2	○	0.5		0.46,0.56
しょうが	0.5	0.5	○			0.16,0.18
未成熟えんどう	5	5	○			1.17(#),2.49(#)
未成熟いんげん	2	2	○			0.80,0.82

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
えだまめ	2	2	○			0.534(#),0.678(#)
しいたけ	0.5			0.5		
その他のきのこ類	0.5			0.5		
その他の野菜	25	25	○	6		12.3,15.5(\$)(えごまの葉)
みかん	2	2	○			0.64,0.79
なつみかんの果実全体	5	5	○			1.18(#),1.9(#)
レモン	10	10	○			(その他のかんきつ類果実参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○			(その他のかんきつ類果実参照)
グレープフルーツ	10	10	○			(その他のかんきつ類果実参照)
ライム	10	10	○			(その他のかんきつ類果実参照)
その他のかんきつ類果実	10	10	○			4.66(すだち)
りんご	2	2	○			0.52,0.62
日本なし	1	1	○			0.454(#),0.736(#)
西洋なし	1	1	○			(日本なし参照)
びわ	1	1	○			0.18,0.36(\$)
もも	3	3	○			0.54(#),1.03(#)(%)
ネクタリン	2	2	○	0.8		0.86,0.93
あんず(アブリコットを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.7	0.7	○			0.18(#),0.22(#)(%)
うめ	5	5	○			1.36,1.94
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			2.03(#),5.05(#)
いちご	2	2	○			0.039,0.606(\$)
ブルーベリー	0.2		IT		0.2: 米国	【米国クランベリー参照】
クランベリー	0.2		IT	0.15	0.2: 米国	【0.01-0.06(n=5)】
その他のベリー類果実	0.2		IT		0.2: 米国	【米国クランベリー参照】
ぶどう	15	15	○	0.9		7.8(小粒種)
かき	2	2	○			0.50(#),0.70(#)
キウイ	0.5	0.5	○			0.10,0.20
マンゴー	1	1	○			0.32,0.34
その他の果実	5	0.7	○・申	0.5		1.74,1.78(オリーブ)
綿実	0.4	0.4		0.2	0.4: 米国	
茶	25	25	○			9.10,19.1(\$)
その他のスパイス	10	10	○			4.64,5.96(みかん果皮)
その他のハーブ	25	25	○	6		3.90,18.9(\$)(畑わさび(花茎))
牛の筋肉	0.1	0.05		0.1		
豚の筋肉	0.1	0.05		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.05		0.1		
牛の脂肪	0.1	0.05		0.1		
豚の脂肪	0.1	0.05		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.05		0.1		
牛の肝臓	0.1	0.05		0.1		
豚の肝臓	0.1	0.05		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.05		0.1		
牛の腎臓	0.1	0.05		0.1		
豚の腎臓	0.1	0.05		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.05		0.1		
牛の食用部分	0.1	0.05		0.1		
豚の食用部分	0.1	0.05		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.05		0.1		
乳	0.1	0.05		0.1		
鶏の筋肉	0.02			0.02		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の家さんの筋肉	0.02			0.02		
鶏の脂肪	0.02			0.02		
その他の家さんの脂肪	0.02			0.02		
鶏の肝臓	0.02			0.02		
その他の家さんの肝臓	0.02			0.02		
鶏の腎臓	0.02			0.02		
その他の家さんの腎臓	0.02			0.02		
鶏の食用部分	0.02			0.02		
その他の家さんの食用部分	0.02			0.02		
鶏の卵	0.02			0.02		
その他の家さんの卵	0.02			0.02		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

ジノテフラン

食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)	2	※今回基準値を設定するジノテフランとは、農産物にあつてはジノテフラン、畜産物にあつてはジノテフラン及びUF【1-メチル-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)ウレア】をジノテフランに換算したものの和をいう。
とうもろこし	0.5	
大豆	0.1	
小豆類 ^{注1)}	0.3	
ばれいしょ	0.2	
かんしょ	0.1	
てんさい	0.2	
さとうきび	0.3	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	
かぶ類の根	0.5	注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。 注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。 注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。 注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。 注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
かぶ類の葉	6	
クレソン	7	
はくさい	6	
キャベツ	2	
芽キャベツ	2	
ケール	10	
こまつな	10	
きょうな	10	
チンゲンサイ	10	
カリフラワー	2	
ブロッコリー	2	
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	10	
チコリ	6	
エンダイブ	6	
しゅんぎく	20	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	25	
その他のきく科野菜 ^{注3)}	6	
たまねぎ	0.1	
ねぎ(リーキを含む。)	15	
にら	10	
アスパラガス	0.5	
わけぎ	10	
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	4	
にんじん	1	
パセリ	5	
セロリ	5	
その他のせり科野菜 ^{注5)}	5	
トマト	2	
ピーマン	3	
なす	2	
その他のなす科野菜 ^{注6)}	10	
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	

食品名	残留基準値	
	ppm	
しろうり	2	
すいか	0.5	
メロン類果実	1	注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
まくわうり	1	
その他のうり科野菜 ^{注7)}	10	
ほうれんそう	15	
オクラ	2	
しょうが	0.5	
未成熟えんどう	5	
未成熟いんげん	2	
えだまめ	2	
しいたけ	0.5	注8)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
その他のきのこ類 ^{注8)}	0.5	
その他の野菜 ^{注9)}	25	注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	2	注10)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	5	
レモン	10	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	
グレープフルーツ	10	
ライム	10	
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	10	
りんご	2	
日本なし	1	
西洋なし	1	
びわ	1	
もも	3	注11)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ネクタリン	2	
あんず(アプリコットを含む。)	5	
すもも(プルーンを含む。)	0.7	
うめ	5	
おうとう(チェリーを含む。)	10	
いちご	2	注12)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
ブルーベリー	0.2	
クランベリー	0.2	
その他のベリー類果実 ^{注11)}	0.2	
ぶどう	15	注13)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
かき	2	
キウイー	0.5	
マンゴー	1	
その他の果実 ^{注12)}	5	
綿実	0.4	注14)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
茶	25	
その他のスパイス ^{注13)}	10	
その他のハーブ ^{注14)}	25	
牛の筋肉	0.1	
豚の筋肉	0.1	

食品名	残留基準値 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注15)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注16)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.1
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注17)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02

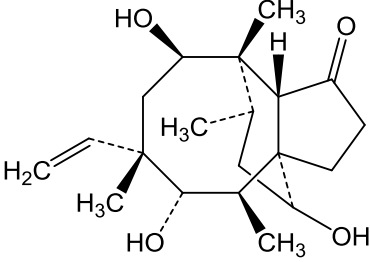
注15)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注16)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注17)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

チアムリン (Tiamulin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	動物用医薬品／抗生物質
作用機構	<p>バルネムリンと類似のプレウロムチリンの化学構造を有するジテルペン系抗生物質である。リボソームのタンパク質合成を阻害することにより、主にグラム陽性菌及びマイコプラズマに抗菌活性を発揮する。</p> <p>国内では、豚赤痢、豚のマイコプラズマ性肺炎、豚ヘモフィルス感染症、慢性型豚増殖性腸炎等を適応症として、フマル酸チアムリンが飼料添加剤及び飲水添加剤として、チアムリンが注射剤として用いられる。</p> <p>海外では、赤痢、肺炎及びマイコプラズマ感染の予防のため、豚、ウサギ及び家きんに用いられる。</p> <p>ヒト用医薬品としては使用されていない。</p>
我が国の承認状況	動物用医薬品：豚を対象動物として承認されている。
諸外国の状況	<p>JECFA におけるリスク評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。</p> <p>米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいて豚に、EUにおいて豚、鶏等に、豪州において豚及び家きんに基準値が設定されている。</p>
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>①毒性学的 ADI: 0.03 mg/kg 体重/day [設定根拠①] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) [設定根拠②] 26週間 亜急性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 3 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>②微生物学的 ADI : 0.0022 mg/kg 体重/day</p> <p>③ADI の設定について 微生物学的 ADI は、毒性学的 ADI よりも小さいことから、チアムリンの ADI は、微生物学的 ADI の <u>0.0022 mg/kg 体重/day</u> とすることが適当であると判断された。</p>
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：鶏の卵にあってはチアムリンとし、その他の食品にあっては加水分解により 8-α-ヒドロキシムチリンに変換される代謝物とする。</p>

	 <p style="text-align: center;">8-α-ヒドロキシシムチリン</p>										
<p>暴露評価</p>	<p>長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 539 1433 763"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>16.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>41.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>13.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	16.0	幼小児 (1~6 歳)	41.7	妊婦	15.2	高齢者 (65 歳以上)	13.1
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	16.0										
幼小児 (1~6 歳)	41.7										
妊婦	15.2										
高齢者 (65 歳以上)	13.1										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 7 月 28 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ^{注1} ppm	基準値現行 ^{注1} ppm	承認有無	参考基準値 ^{注1}		残留試験成績等 ^{注1} ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
豚の筋肉	0.1	0.04	○		0.1 EU	(注2参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1			0.1 EU	【<0.02(n=6)(投与後8時間)(EU)】
豚の脂肪	0.1	0.08	○			(注2参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1				【<0.02(n=6)(投与後8時間)(EU)】
豚の肝臓	0.6	0.04	○		0.6 米国	【0.175±0.059(n=8)(投与後24時間)(米国)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5			0.5 EU	【0.283(n=6)(投与後8時間)(EU)】
豚の腎臓	0.1	0.04	○			(注2参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.5				【<0.02(n=6)(投与後8時間)(EU)】
豚の食用部分	0.1	0.04	○			(注2参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.5				(その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓参照)
鶏の筋肉	0.1	0.1			0.1 EU	【<0.05(n=6)(投与後6時間)(EU)】
その他の家さんの筋肉	0.1	0.1			0.1 EU	【<0.05(n=12)(投与後3日)(EU)】
鶏の脂肪	0.1	0.1			0.1 EU	【<0.05(n=6)(投与後6時間)(EU)】
その他の家さんの脂肪	0.1	0.1			0.1 EU	【<0.05(n=12)(投与後3日)(EU)】
鶏の肝臓	1	0.6			1 EU	【0.318±0.065(n=6)(投与後1日)(EU)】
その他の家さんの肝臓	0.3	0.2			0.3 EU	【0.228(n=12)(投与後3日)(EU)】
鶏の腎臓	0.1	0.1				(鶏の筋肉及び脂肪の基準値参照)
その他の家さんの腎臓	0.1	0.1				(その他の家さんの筋肉及び脂肪の基準値参照)
鶏の食用部分	0.1	0.1				(鶏の筋肉及び脂肪の基準値参照)
その他の家さんの食用部分	0.1	0.1				(その他の家さんの筋肉及び脂肪の基準値参照)
鶏の卵	0.2	1				【<0.1(n=12)(投与後0日)(EU)】
その他の家さんの卵		1				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

注1) 基準値案、参考基準値及び残留試験成績は8-α-ヒドロキシムチリンとしての濃度で、基準値現行はチアムリンとしての濃度でそれぞれ示している。ただし、鶏の卵については、いずれもチアムリンとしての濃度で示している。

注2) 豚について、代謝試験の結果等から肝臓以外の組織におけるチアムリン及びその代謝物の残留性が低いことが示されているため、ほとんどの残留試験が肝臓を標的臓器として実施されている。このため、肝臓以外の組織について、代謝試験の結果や分析法の定量限界(0.05 mg/kg)、海外の基準値等を考慮して、残留基準として0.1 ppmを設定することとする。

チアムリン

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
豚の肝臓	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
豚の食用部分 ^{注2)}	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	1
その他の家きんの肝臓	0.3
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.2

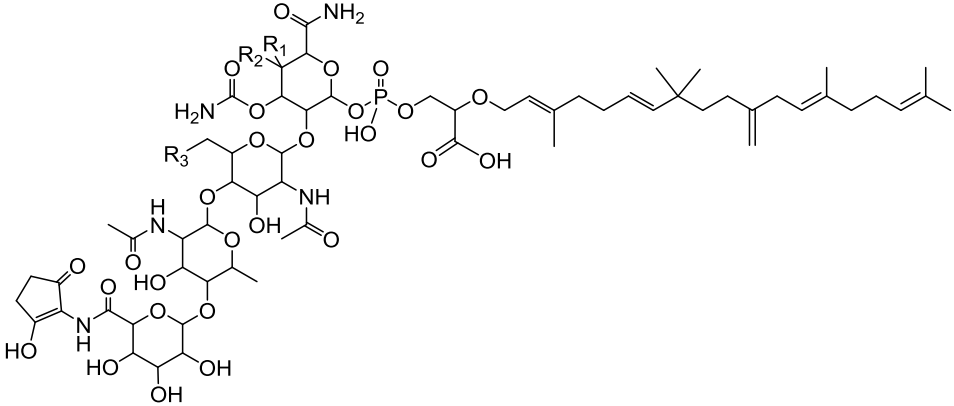
※今回基準値を設定するチアムリンとは、鶏の卵にあつてはチアムリンをいい、その他の食品にあつては加水分解により8- α -ヒドロキシムチリンに変換される代謝物を8- α -ヒドロキシムチリンに換算したものをいう。

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フラボフォスフォリポール (Flavophospholipol)

審議の対象	動物用医薬品及び飼料添加物の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	 <p>モエノマイシン A R₁ = CH₃ R₂ = OH R₃ = Glucosyl モエノマイシン A₁₂ R₁ = OH R₂ = H R₃ = Glucosyl モエノマイシン C₁ R₁ = OH R₂ = H R₃ = H モエノマイシン C₃ R₁ = CH₃ R₂ = OH R₃ = H モエノマイシン C₄ R₁ = CH₃ R₂ = OH R₃ = OH</p>
用途	動物用医薬品及び飼料添加物／抗生物質
作用機構	<i>Streptomyces</i> 属の細菌が産生するホスホグリコリピッド系の抗生物質である。細菌の細胞壁の生合成を阻害することにより、抗菌活性を示すと考えられている。
我が国の承認・指定状況	動物用医薬品：承認されていない。 飼料添加物：豚及び鶏を対象動物として指定されている。
諸外国の状況	JECFA におけるリスク評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、豪州において牛、卵に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>①毒性学的 ADI 各種毒性試験のうち、何らかの毒性影響が認められた試験で得られた最小の NOAEL は、ウサギを用いた発生毒性試験における母動物の摂取量の減少及び体重増加の抑制に基づく 14 mg/kg 体重/日であった。しかしながら、この試験は設定された用量の公比が大きいいため、フラボフォスフォリポールの毒性学的 ADI の設定の根拠とすることは適切でないと考えられ、また、フラボフォスフォリポールは、経口投与では、そのほとんどが体内に吸収されることなく、代謝されずに排泄されることから、毒性学的 ADI は設定せず、微生物学的影響により ADI を設定することが適当であると考えた。</p> <p>②微生物学的 ADI : 0.048 mg/kg 体重/day</p> <p>③ADI の設定について フラボフォスフォリポールの ADI は、微生物学的 ADI の <u>0.048 mg/kg 体重/day</u> とすることが適当であると判断された。</p>
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：モエノマイシン A とする。

暴露評価	長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	0.2	幼小児 (1~6 歳)	0.5	妊婦	0.2	高齢者 (65 歳以上)	0.2
		TMDI/ADI (%)									
	一般 (1 歳以上)	0.2									
	幼小児 (1~6 歳)	0.5									
妊婦	0.2										
高齢者 (65 歳以上)	0.2										
TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)											
意見聴取の状況	平成 29 年 9 月 27 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉	0.05	0.01 0.01	○			<0.05(n=3)(投与後6～8時間)
牛の脂肪 豚の脂肪	0.05	0.01 0.01	○			<0.05(n=3)(投与後6～8時間)
牛の肝臓 豚の肝臓	0.05	0.01 0.01	○			<0.05(n=3)(投与後6～8時間)
牛の腎臓 豚の腎臓	0.05	0.01 0.01	○			<0.05(n=3)(投与後6～8時間)
牛の食用部分 豚の食用部分	0.05	0.01 0.01	○			(豚の肝臓及び腎臓の基準値参照)
乳		0.01				
鶏の筋肉	0.05	0.03	○			<0.05(n=10)(投与開始後12週間)
鶏の脂肪	0.05	0.03	○			<0.05(n=10)(投与開始後12週間)
鶏の肝臓	0.05	0.03	○			<0.05(n=10)(投与開始後12週間)
鶏の腎臓	0.05	0.03	○			<0.05(n=10)(投与開始後12週間)
鶏の食用部分	0.05	0.03	○			(鶏の肝臓及び腎臓の基準値参照)
鶏の卵 その他の家さんの卵	0.05	0.02 0.02	○			<0.05(n=10)(投与開始後12週間)

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において飼料添加物として指定されているもの

フラボフォスフォリポール

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.05
豚の脂肪	0.05
豚の肝臓	0.05
豚の腎臓	0.05
豚の食用部分 ^{注)}	0.05
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
鶏の卵	0.05

※今回基準値を設定するフラボフォスフォリポールとは、モエノマイシンAをいう。

注)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

2017年10月27日

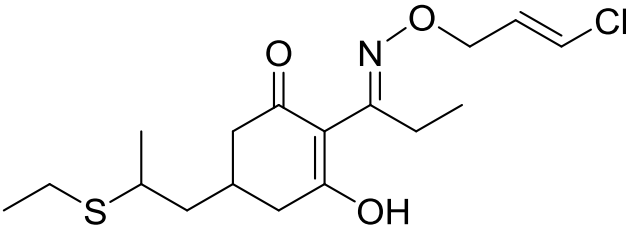
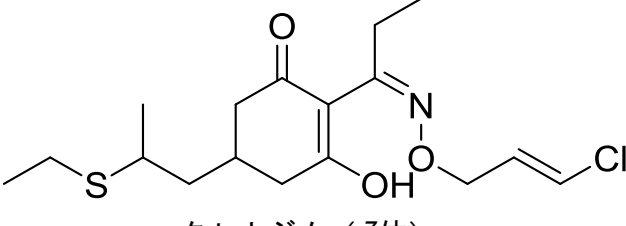
食品衛生分科会

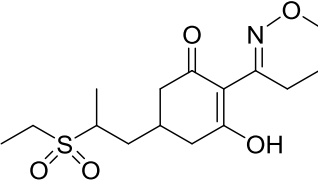
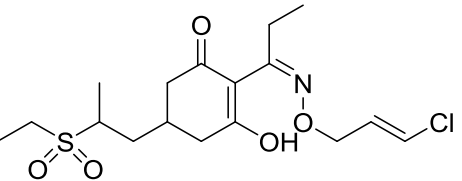
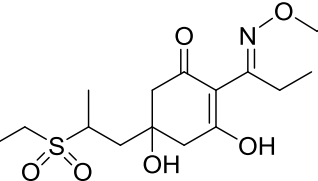
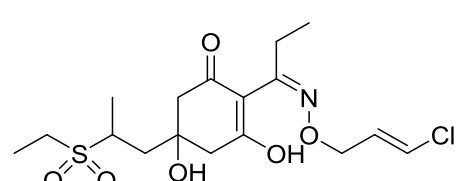
文書による報告事項等
に関する資料

(4) 文書による報告事項等

- ・クレトジム（海外からの基準追加要請） 156～162
- ・ジフェノコナゾール（適用拡大申請＋インポートトレランス申請）
. . . . 163～170
- ・ピリフルキナゾン（適用拡大申請） 171～176
- ・フルオピコリド（インポートトレランス申請） 177～184
- ・アバメクチン（海外からの基準追加要請） 185～191
- ・ガミスロマイシン（国内承認申請に伴う基準値の設定） 192～195

クレトジム (Clethodim)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	<div style="text-align: center;">  <p>クレトジム (E体)</p>  <p>クレトジム (Z体)</p> </div> <p>クレトジムには E と Z の異性体が存在する。両異性体とも薬物活性を有する。容易に互変異性し、その存在比は溶解する溶媒によって一定となる。</p>
用途	農薬／除草剤
作用機構	シクロヘキサジオン系の除草剤である。植物体内で脂肪酸の生合成酵素アセチル CoA カルボキシラーゼを阻害することにより、殺草効果を示すと考えられている。
適用作物／適用雑草等	だいず／スズメノカタビラ 等
我が国の登録状況	農薬：ばれいしょ、てんさい等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	<p>JMPR が毒性評価を行い、1999 年に ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしとされている。国際基準は大豆、ばれいしょ等に設定されている。</p> <p>米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてだいこん類、ホップ等に、カナダにおいて大豆、たまねぎ等に、EU においてたまねぎ、トマト等に、豪州においてたまねぎ、ばれいしょ等に、ニュージーランドにおいてあぶらな科野菜、葉菜類等に基準値が設定されている。</p>

<p>食品安全委員会における 食品健康影響評価結果</p>	<p>ADI:0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・強制経口) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD:1 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験 (雄ラット・強制経口) 無毒性量 100 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
<p>基準値案</p>	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：クレトジム及び <i>m</i>-クロロ過安息香酸によって、 代謝物 C [(±)-2-[(<i>E</i>)-1-[(<i>E</i>)-3-クロロアリロキシミノ]プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘクス-2-エノン] 又は代謝物 O [(±)-2-[(<i>E</i>)-1-[(<i>E</i>)-3-クロロアリロキシミノ]プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3,5-ジヒドロキシシクロヘクス-2-エノン] に酸化される代謝物とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 C (<i>E</i>体)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 C (<i>Z</i>体)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 O (<i>E</i>体)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 O (<i>Z</i>体)</p> </div> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>30.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>56.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>24.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>34.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^注。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	30.4	幼小児 (1~6 歳)	56.7	妊婦	24.7	高齢者 (65 歳以上)	34.8
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	30.4										
幼小児 (1~6 歳)	56.7										
妊婦	24.7										
高齢者 (65 歳以上)	34.8										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 9 月 27 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	1	1		1		
ピーマン	1	1			1.0 米国	【0.22-0.9(#)(n=4)(米国)】
なす		1				
その他のなす科野菜		1				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5			0.50 米国	【<0.27(#)(n=6)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○		0.50 米国	【<0.20-<0.21(#)(n=5)(スカッシュ)(米国)】
しろうり		0.5				
すいか		1				
メロン類果実		1				
まくわうり		1				
その他のうり科野菜		1				
ほうれんそう		1				
たけのこ		1				
オクラ		1				
しょうが		1				
未成熟えんどう		0.6				
未成熟いんげん	0.5	0.5		0.5		
えだまめ	2	6	○			0.20, 0.84(\$)*
マッシュルーム		1				
しいたけ		1				
その他のきのこ類		1				
その他の野菜	0.5	0.5	○	0.5		
いちご		2				
クランベリー	0.5	0.5			0.50 米国	【0.16-0.28(#)(n=3)(クランベリー)(米国)】
その他の果実		0.6				
ひまわりの種子	0.5	0.2	○	0.5		
綿実	0.5	0.5		0.5		
なたね	0.5	0.5		0.5		
その他のオイルシード		0.2				
アーモンド		0.5				
ホップ	0.5		IT		0.5 米国	【<0.2(n=4)(米国)】
その他のスパイス		1				
その他のハーブ		2				
牛の筋肉	0.2	0.2		0.2		
豚の筋肉	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.2		
牛の脂肪	0.2	0.2		0.2		
豚の脂肪	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.2		
牛の肝臓	0.2	0.2		0.2		
豚の肝臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2		0.2		
牛の腎臓	0.2	0.2		0.2		
豚の腎臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2		0.2		
牛の食用部分	0.2	0.2		0.2		
豚の食用部分	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2		0.2		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉	0.2	0.2		0.2		
その他の家きんの筋肉	0.2	0.2		0.2		
鶏の脂肪	0.2	0.2		0.2		
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2		0.2		
鶏の肝臓	0.2	0.2		0.2		
その他の家きんの肝臓	0.2	0.2		0.2		
鶏の腎臓	0.2	0.2		0.2		
その他の家きんの腎臓	0.2	0.2		0.2		
鶏の食用部分	0.2	0.2		0.2		
その他の家きんの食用部分	0.2	0.2		0.2		
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05		
大豆油(注1に限る。)		0.5		0.5		
大豆油(注1を除く。)		1				
ひまわり油(注2を除く。)		0.1		0.1		
綿実油(注3に限る。)		0.5		0.5		
綿実油(注3を除く。)		0.5				
綿実油	0.5					
なたね油(注4に限る。)		0.5		0.5		
なたね油(注4を除く。)		0.5				
なたね油	0.5					

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

注1) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注2) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注3) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注4) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

*:国際基準との整合性を図るため、作物残留試験の結果に、補正係数2を掛けた値を示した。

加工食品である大豆油、ひまわり油については、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRIにおいて、0.1(大豆油)、0.2(ひまわり油)と評価されている)。

クレトジム

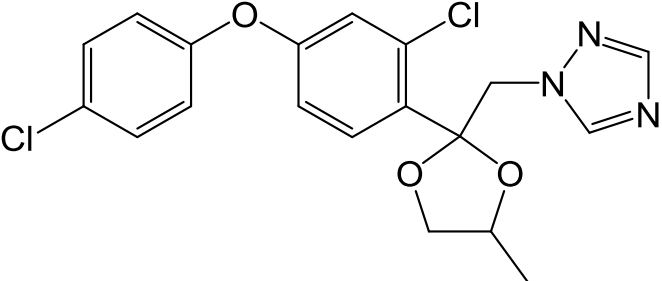
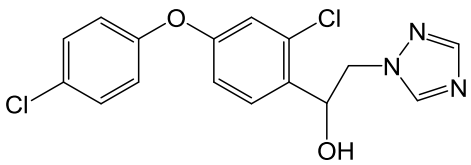
食品名	残留基準値 ppm	
とうもろこし	0.2	※今回残留基準値を設定するクレトジムとは、ク
大豆	10	レトジム及び <i>m</i> -クロロ過安息香酸によって代謝物
小豆類 ^{注1)}	2	C【(±)-2-[(<i>EZ</i>)-1-[(<i>E</i>)-3-クロロアリロキシイミノ]
えんどう	2	プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3-
そら豆	2	ヒドロキシシクロヘクス-2-エノン】又は代謝物O
らっかせい	5	【(±)-2-[(<i>EZ</i>)-1-[(<i>E</i>)-3-クロロアリロキシイミノ]
その他の豆類 ^{注2)}	2	プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3,5-
ばれいしょ	1	ジヒドロキシシクロヘクス-2-エノン】に酸化される
かんしょ	1	代謝物をクレトジムに換算したものの和をいう。
やまいも(長いもをいう。)	1	
てんさい	0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1	
キャベツ	0.3	
たまねぎ	0.5	
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	
にんにく	0.5	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
アスパラガス	0.2	豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及
にんじん	0.1	びレンズを含む。
トマト	1	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小
ピーマン	1	豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	以外のものをいう。
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	
未成熟いんげん	0.5	注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
えだまめ	2	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野
その他の野菜 ^{注3)}	0.5	菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科
クランベリー	0.5	野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
ひまわりの種子	0.5	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きの
綿実	0.5	こ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
なたね	0.5	
ホップ	0.5	
牛の筋肉	0.2	
豚の筋肉	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注4)} の筋肉	0.2	注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、
牛の脂肪	0.2	陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外
豚の脂肪	0.2	のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	
牛の肝臓	0.2	
豚の肝臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	
牛の腎臓	0.2	
豚の腎臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	

食品名	残留基準値 ppm
牛の食用部分 ^{注5)} 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2 0.2 0.2
乳	0.05
鶏の筋肉 その他の家きん ^{注6)} の筋肉	0.2 0.2
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.2 0.2
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.2 0.2
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.2 0.2
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.2 0.2
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.05 0.05
綿実油 なたね油	0.5 0.5

注5)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注6)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ジフェノコナゾール (Difenoconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	 <p>The image shows the chemical structure of Difenoconazole. It consists of a central carbon atom bonded to a 4-chlorophenoxy group, a 2-chlorophenyl group, a 1,3,4-oxadiazol-5-ylmethyl group, and a 2-methyl-1,3-dioxolane ring.</p>
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。糸状菌の細胞膜のエルゴステロール生合成阻害により殺菌作用を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	りんご／黒星病 等
我が国の登録状況	農薬：だいず、てんさい等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	<p>JMPR が毒性評価を行い、2007 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はバナナ、ぶどう等に設定されている。</p> <p>米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においててんさい、大麦等に、カナダにおいてなたね、りんご等に、EU においてぶどう、いちご等に、豪州においてアボカド、にんじん等に、ニュージーランドにおいてキャベツ、ブロッコリー等に基準値が設定されている。</p>
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.0096 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (雄ラット・混餌) 無毒性量 0.96 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>マウス 18 か月発がん性試験において肝細胞腺腫及び肝細胞癌が認められたが、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD:0.25 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験 (雄ラット・強制経口) 無毒性量 25 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあつてはジフェノコナゾールのみとし、畜産物にあつてはジフェノコナゾール及び代謝物D【1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)エタノール】とする。</p>  <p>The image shows the chemical structure of Metabolite D, which is 1-[2-chloro-4-(4-chlorophenoxy)phenyl]-2-(1H-1,2,4-triazol-1-yl)ethanol. It is similar to Difenoconazole but has a hydroxyl group (-OH) instead of a methyl group on the ethyl chain.</p> <p style="text-align: center;">代謝物 D</p>

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 241 1433 465"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>45.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>26.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	23.8	幼小児 (1~6 歳)	45.4	妊婦	20.0	高齢者 (65 歳以上)	26.9
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	23.8										
幼小児 (1~6 歳)	45.4										
妊婦	20.0										
高齢者 (65 歳以上)	26.9										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 8 月 18 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2			0.2 韓国	【0.02,0.04,0.05(韓国)】
小麦	0.1	0.1		0.02	0.1 米国	【<0.01(n=28)(米国)】
大麦	0.1	0.1			0.1 米国	【<0.01(n=9)(米国)】
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.02				
大豆	0.1	0.05	○	0.1		
らっかせい	0.01	0.1		0.01		
ばれいしょ	0.1	0.1				【<0.003-0.096(n=16)(カナダ)】
てんさい	0.3	0.3	○	0.2		0.06(#),0.09(#)
西洋わさび	0.4	0.4			0.4 EU	【EUにんじん(<0.02-0.28(n=16))参 照】
キャベツ	2	2	○	2		
芽キャベツ	2	2		2		
カリフラワー	2	2		2		
ブロッコリー	2	2		2		
その他のあぶらな科野菜	2	2		2		
サルシフィー	0.4	0.4			0.4 EU	【EUにんじん参照】
チコリ	0.08	0.08			0.08 EU	【<0.01-0.04(#)(チコリ)(n=4)(EU)】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2		2		
その他のきく科野菜	0.6	0.6			0.6 EU	【0.09-0.32(#)(チコリの 根)(n=4)(EU)】
たまねぎ	0.2	0.2		0.1	0.20 米国	【<0.01-0.09(n=8)(米国)】
ねぎ(リーキを含む。)	6	6		0.3	6.0 米国	【2.5,2.9,4.8(米国)】
にんにく	0.2	0.2		0.02	0.20 米国	【米国たまねぎ参照】
アスパラガス	0.03	0.03		0.03		
その他のゆり科野菜	9	9		9		
にんじん	0.2	0.2		0.2		
パセリ	25	10	○・申			6.82,17.7(\$)
セロリ	10	10	○	3		1.74,3.46(\$)
その他のせり科野菜	0.5	0.5		0.5		
トマト	0.6	0.6	○	0.6		
ピーマン	2	2	○	0.6		0.32,0.53(\$)
なす	0.6	0.6	○	0.6		
その他のなす科野菜	1	1		0.6	1.0 韓国	【0.25,0.45,0.57(とうがらし)(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.2	0.70 米国	【<0.01-0.20(n=12)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.7	○	0.2	0.70 米国	【<0.01-0.06(サマースカッシュ)(n=10) (米国)】
すいか	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
オクラ	0.6	0.6		0.6		
しょうが	0.05		申			<0.01,0.01,0.01
未成熟えんどう	0.7	0.7		0.7		
未成熟いんげん	0.7	0.7		0.7		
しいたけ	0.6	0.6		0.6		
その他のきのこ類	0.6	0.6		0.6		
その他の野菜	0.7	0.7		0.7		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なつみかんの果実全体	0.6	0.6		0.6		
レモン	0.6	0.6		0.6		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.6	0.6		0.6		
グレープフルーツ	0.6	0.6		0.6		
ライム	0.6	0.6		0.6		
その他のかんきつ類果実	0.6	0.6		0.6		
りんご	0.8	0.8	○	0.8		
日本なし	0.8	0.8	○	0.8		
西洋なし	0.8	0.8	○	0.8		
マルメロ	0.8	0.8	○	0.8		
びわ	0.2	0.5	○			0.01,0.03(\$)
もも	0.2	0.2	○			0.04,0.04
ネクタリン	0.7	0.7	○	0.5		0.2,0.3
あんず(アプリコットを含む。)	1	1	○			0.4,0.5
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.3	0.3	○	0.2		<0.1,0.1
うめ	3	3	○			0.42,1.16(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○	0.2		0.30,1.33(\$)
いちご	2	2	○			0.6,0.6
ブルーベリー	4		IT		4 カナダ	【0.19-2.2(#)(n=14)(カナダ)】
ぶどう	4	4		3	4.0 米国	【0.12-1.8(n=12)(米国)】
かき	0.7	0.7	○			0.19,0.24
バナナ	0.1	0.1		0.1		
パパイヤ	0.2	0.2		0.2		
アボカド	0.6	0.5		0.6		
マンゴー	0.07	0.07		0.07		
パッションフルーツ	0.05	0.05		0.05		
その他の果実	2	2		2		
ひまわりの種子	0.02	0.02		0.02		
ごまの種子	0.1	0.1			0.1 カナダ	【カナダなたね参照】
なたね	0.2	0.1		0.15		【<0.01-0.081(n=13)(カナダ)】
その他のオイルシード	0.1	0.1			0.1 カナダ	【カナダなたね参照】
ぎんなん	0.03	0.03		0.03		
くり	0.03	0.03		0.03		
ペカン	0.03	0.03		0.03		
アーモンド	0.03	0.03		0.03		
くるみ	0.03	0.03		0.03		
その他のナッツ類	0.03	0.03		0.03		
茶	15	15	○			5.31,7.87(荒茶)
その他のスパイス	0.6	0.6		0.60	米国	【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照】
その他のハーブ	35	35		35	米国	【3.2-14(からしな)(n=5)(米国)】
牛の筋肉	0.2	0.2		0.2		【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	0.2	0.2		0.2		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.2		【牛の脂肪参照】
牛の脂肪	0.2	0.2		0.2		【推:0.19】
豚の脂肪	0.2	0.2		0.2		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.2		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	2	2		1.5		【推:0.95】
豚の肝臓	2	2		1.5		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	2		1.5		【牛の肝臓参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の腎臓	2	2		1.5		【牛の肝臓参照】
豚の腎臓	2	2		1.5		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2		1.5		【牛の肝臓参照】
牛の食用部分	2	2		1.5		【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	2	2		1.5		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	2		1.5		【牛の肝臓参照】
乳	0.02	0.02		0.02		【推:0.013】
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		【推:0.01】
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		【推:0.01】
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		【推:0.01】
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		【鶏の肝臓参照】
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		【鶏の肝臓参照】
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		【鶏の肝臓参照】
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		【鶏の肝臓参照】
鶏の卵	0.03	0.03		0.03		【推:0.026】
その他の家さんの卵	0.03	0.03		0.03		【鶏の卵参照】

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

ジフェノコナゾール

食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	※今回基準値を設定するジフェノコナゾールとは、農産物にあつてはジフェノコナゾールのみとし、畜産物にあつてはジフェノコナゾール及び代謝物D【1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)エタノール】をジフェノコナゾールに換算したものの和とする。
小麦	0.1	
大麦	0.1	
大豆	0.1	
ばれいしょ	0.1	
てんさい	0.3	
西洋わさび	0.4	
キャベツ	2	
芽キャベツ	2	
カリフラワー	2	
ブロッコリー	2	
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	2	
サルシフィー	0.4	注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
チコリ	0.08	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.6	
たまねぎ	0.2	注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
ねぎ(リーキを含む。)	6	
にんにく	0.2	
アスパラガス	0.03	
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	9	
にんじん	0.2	注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
パセリ	25	
セロリ	10	
その他のせり科野菜 ^{注4)}	0.5	
トマト	0.6	
ピーマン	2	注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
なす	0.6	
その他のなす科野菜 ^{注5)}	1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	
すいか	0.1	
メロン類果実	0.05	
オクラ	0.6	
しょうが	0.05	
未成熟えんどう	0.7	
未成熟いんげん	0.7	
しいたけ	0.6	
その他のきのこ類 ^{注6)}	0.6	注6)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
その他の野菜 ^{注7)}	0.7	注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	0.6	
レモン	0.6	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.6	
グレープフルーツ	0.6	
ライム	0.6	
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	0.6	

食品名	残留基準値	
	ppm	
りんご	0.8	注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
日本なし	0.8	
西洋なし	0.8	
マルメロ	0.8	
びわ	0.2	
もも	0.2	注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
ネクタリン	0.7	
あんず(アプリコットを含む。)	1	
すもも(プルーンを含む。)	0.3	
うめ	3	
おうとう(チェリーを含む。)	3	
いちご	2	注10)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
ブルーベリー	4	
ぶどう	4	注11)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。 注12)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。 注13)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。 注14)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
かき	0.7	
バナナ	0.1	
パパイヤ	0.2	
アボカド	0.6	
マンゴー	0.07	
パッションフルーツ	0.05	
その他の果実 ^{注9)}	2	
ひまわりの種子	0.02	
ごまの種子	0.1	
なたね	0.2	
その他のオイルシード ^{注10)}	0.1	
ぎんなん	0.03	注12)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
くり	0.03	
ペカン	0.03	
アーモンド	0.03	
くるみ	0.03	
その他のナッツ類 ^{注11)}	0.03	
茶	15	注13)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注12)}	0.6	
その他のハーブ ^{注13)}	35	
牛の筋肉	0.2	注14)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の筋肉	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注14)} の筋肉	0.2	
牛の脂肪	0.2	注14)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の脂肪	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	

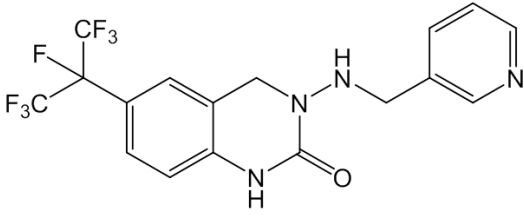
食品名	残留基準値 ppm
牛の肝臓	2
豚の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
豚の腎臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分 ^{注15)}	2
豚の食用部分	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	0.02
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注16)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.03
その他の家きんの卵	0.03

注15)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注16)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピリフルキナゾン (Pyrifluquinazon)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺虫剤
作用機構	キナゾリン環を有する殺虫剤である。害虫の摂食行動を制御する神経系又は内分泌系へ作用すると考えられている。
適用作物／適用病害虫等	かんきつ／アブラムシ類 等
我が国の登録状況	農薬：とうもろこし、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間(6か月間回復期間) 慢性毒性試験及び回復試験(イヌ・カプセル経口) 無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>発がん性試験では、ラット及びマウスで精巢間細胞腫の発生頻度増加が認められたが、発生機序は本剤が有する抗アンドロゲン作用を介した二次的な影響によるものであり、遺伝毒性によるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD: 一般の集団: 1 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験(ラット・強制経口) 無毒性量 100 mg/kg 体重 安全係数 100</p> <p>妊婦または妊娠している可能性のある女性: 0.05 mg/kg 体重 [設定根拠] 妊娠6~19日 発生毒性試験(ラット・強制経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>

<p>基準値案</p>	<p>別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ピリフルキナゾン及び代謝物 B【1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン】とする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 B</p> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 689 1433 913"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>57.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>31.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1 歳以上)、幼小児 (1~6 歳) 及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性 (14~50 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	28.0	幼小児 (1~6 歳)	57.8	妊婦	29.8	高齢者 (65 歳以上)	31.5
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	28.0										
幼小児 (1~6 歳)	57.8										
妊婦	29.8										
高齢者 (65 歳以上)	31.5										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 9 月 27 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
どうもろこし	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03
ばれいしょ	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03
かんしょ	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03
やまいも(長いものをいう。)	0.2	0.2	申			<0.03,<0.03
こんにゃくいも	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03
はくさい	1	1	○			0.09,0.32(\$)
キャベツ	0.5	0.5	○			0.03,0.13(\$)
ブロッコリー	2	2	○			0.29,0.60(\$)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10	○			0.50(#),4.23(\$)(サラダ菜)、 0.12,0.44(リーフレタス)
たまねぎ	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7	○			0.10,0.23(\$)
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.10,0.12
トマト	1	1	○			0.28,0.39(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.24,0.37
なす	0.3	0.3	○			0.03,0.08
その他のなす科野菜	5	5	○			1.39,2.01(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○			0.03,0.03
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○			0.03,0.03
しろりり	0.3		申			0.05,0.10
すいか	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03
メロン類果実	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03
その他のうり科野菜	0.5		申			0.03,0.11(\$)(にがうり)
オクラ	0.5	0.5	○			0.17,0.17
未成熟えんどう	0.5		申			0.08,0.13
未成熟いんげん	0.5	0.5	○			0.10,0.13
みかん	0.2	0.2	○			0.03,0.03
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.15,0.49(#)
レモン	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.5	0.5	○			0.04,0.16(\$)
日本なし	1	1	○			0.28(#),0.32(\$)(#)
西洋なし	1	1	○			(日本なし参照)
もも	0.2	0.2	○			<0.03,0.05
ネクタリン	0.7	0.7	○			0.13,0.27(\$)
あんず(アプリコットを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○			0.04,0.05
うめ	5	5	○			0.42,1.53(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.61,0.72
いちご	2	2	○			0.37,0.98
ぶどう	3	3	○			0.39-1.29\$(n=4)
かき	0.5	0.5	○			0.10,0.18
キウイ	0.2	0.2	○			<0.03,0.03
マンゴー	1	1	○			0.11,0.33(\$)
茶	20	20	○			5.6,14.4(\$)(荒茶)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	5	5	○		⋮	1.5,1.7(みかん果皮)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

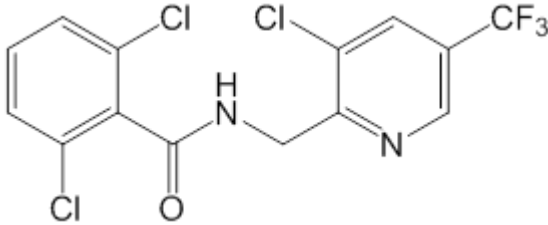
ピリフルキナズン

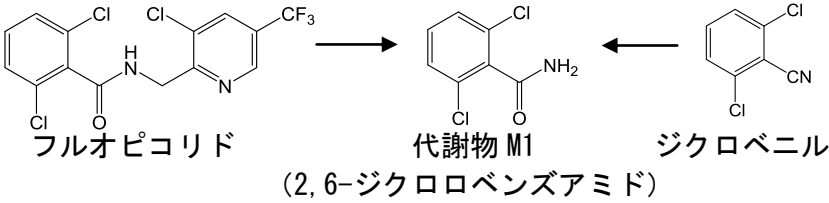
食品名	残留基準値	
	ppm	
とうもろこし	0.2	※今回基準値を設定するピリフルキナズンとは、ピリフルキナズン及び代謝物B【1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナズリン-2-オン】をピリフルキナズンに換算したものの和をいう。
ばれいしょ	0.2	
かんしょ	0.2	
やまいも(長いもをいう。)	0.2	
こんにゃくいも	0.2	
はくさい	1	
キャベツ	0.5	
ブロッコリー	2	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	
たまねぎ	0.2	
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
アスパラガス	0.5	
トマト	1	
ピーマン	1	
なす	0.3	
その他のなす科野菜 ^{注1)}	5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	
しろりり	0.3	
すいか	0.2	
メロン類果実	0.2	注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
その他のうり科野菜 ^{注2)}	0.5	
オクラ	0.5	
未成熟えんどう	0.5	
未成熟いんげん	0.5	
みかん	0.2	
なつみかんの果実全体	1	
レモン	1	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	
グレープフルーツ	1	
ライム	1	注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	1	
りんご	0.5	
日本なし	1	
西洋なし	1	
もも	0.2	
ネクタリン	0.7	
あんず(アブリコットを含む。)	5	
すもも(ブルーンを含む。)	0.2	
うめ	5	
おうとう(チェリーを含む。)	2	
いちご	2	
ぶどう	3	
かき	0.5	
キウイー	0.2	

食品名	残留基準値 ppm
マンゴー	1
茶	20
その他のスパイス ^{注4)}	5

注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

フルオピコリド (Fluopicolide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	ベンズアミド骨格を有する殺菌剤である。作用機構は不明であるが、電子伝達系阻害、エネルギーの代謝障害（酸化的リン酸化の脱共役）、セルロース生合成阻害等とは異なると考えられている。
適用作物／適用病害虫等	ばれいしょ／疫病 等
我が国の登録状況	農薬：ばれいしょ、はくさい等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、2009 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はたまねぎ、ぶどう等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどう、はくさい等に、カナダにおいてほうれんそう、トマト等に、EU においてかぼちゃ、ねぎ等に、豪州においてレタス、たまねぎ等に、ニュージーランドにおいてばれいしょに基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI:</u> フルオピコリド（親化合物）：0.079 mg/kg 体重/day [設定根拠] 18 か月間 発がん性試験（雄マウス・混餌） 無毒性量 7.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>代謝物 M1（2,6-ジクロロベンズアミド）：0.047 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2 年間 慢性毒性試験（雄ラット・混餌） 無毒性量 4.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>マウスの発がん性試験において、3,200 ppm 投与群で肝細胞腺腫の発生頻度が増加したが、肝薬物代謝酵素誘導試験結果及び遺伝毒性試験結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>細菌を用いた復帰突然変異試験で陽性の結果が得られた試験があったが、検体が析出する高濃度での結果であり、また同じ菌株を用いた他の復帰突然変異試験は全て陰性の結果が得られたことから、再現性のない結果であった。また、チャイニーズハムスター肺由来線維芽細胞（V79）を用いた遺伝子突然変異試験では陰性であり、問題となる遺伝子突然変異誘発性はないものと考えた。チャイニーズハムスター肺由来細胞（V79）を用いた染色体異常試験でも陽性の結果が得られたが、同じ指標を <i>in vivo</i> で検出する小核試験では全て陰性の結果が得られたことから、フルオピコリドに生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えた。</p>

	<p>ARFD: <u>フルオピコリド（親化合物）：1 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 単回 急性神経毒性試験（ラット・強制経口） 無毒性量 100 mg/kg 体重/day 安全係数 100 <u>代謝物 M1（2,6-ジクロロベンズアミド）：0.52 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 単回 急性毒性試験（マウス・強制経口） 最小毒性量 156 mg/kg 体重/day 安全係数 300 （最小毒性量を用いたことによる追加係数：3）</p>																				
<p>基準値案</p>	<p>別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：フルオピコリドとする。</p>																				
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 i) <u>フルオピコリド（親化合物）</u> 長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 770 1433 996"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1 歳以上）</td> <td>18.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td> <td>21.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</p> <p>ii) <u>代謝物 M1（2,6-ジクロロベンズアミド）</u> 代謝物 M1 は、同じく除草剤として農薬登録がなされているジクロロベニルの代謝物でもある。</p> <div style="text-align: center;">  <p>フルオピコリド → 代謝物 M1 (2,6-ジクロロベンズアミド) ← ジクロベニル</p> </div> <p>長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 1498 1433 1724"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1 歳以上）</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 フルオピコリド及び代謝物 M1（2,6-ジクロロベンズアミド）について、各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、一般（1 歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARFD）を超えていない^{注）}。</p> <p>注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	一般（1 歳以上）	18.2	幼小児（1～6 歳）	25.1	妊婦	16.2	高齢者（65 歳以上）	21.3		EDI/ADI (%)	一般（1 歳以上）	0.5	幼小児（1～6 歳）	1.1	妊婦	0.5	高齢者（65 歳以上）	0.6
	EDI/ADI (%)																				
一般（1 歳以上）	18.2																				
幼小児（1～6 歳）	25.1																				
妊婦	16.2																				
高齢者（65 歳以上）	21.3																				
	EDI/ADI (%)																				
一般（1 歳以上）	0.5																				
幼小児（1～6 歳）	1.1																				
妊婦	0.5																				
高齢者（65 歳以上）	0.6																				

意見聴取の状況	平成 29 年 9 月 27 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01 【0.00271-0.0126(n=19)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02				【米国ばれいしょ参照】
かんしょ	0.02	0.02				【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.02				【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.02	0.02				【米国ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.2			0.15	米国 【0.02-0.11(n=6)(ラディッシュの根)、 <0.01-0.14(n=7)(こんじん)、 0.004-0.06(n=10)(てんさいの 根)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	30	30		30		
かぶ類の根	0.2	0.2			0.15	米国 【米国ラディッシュの根、にんじん、て んさいの根参照】
かぶ類の葉	30	30		30		
西洋わさび	0.2	0.2			0.15	米国 【米国ラディッシュの根、にんじん、て んさいの根参照】
クレソン	30	30		30		
はくさい	30	30	○	30		
キャベツ	7	7		7		
芽キャベツ	5	5		0.2	5.0	米国 【0.31-3.9(n=7)(キャベツ(外葉あ り))、0.01-2.6(n=7)(キャベツ(外葉 なし))、0.18-0.69(n=6)(ブロッコ リー)(米国)】
ケール	30	30		30		
こまつな	30	30		30		
きょうな	30	30		30		
チンゲンサイ	30	30		30		
カリフラワー	5	5		2	5.0	米国 【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
ブロッコリー	5	5		2	5.0	米国 【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
その他のあぶらな科野菜	30	30		30		
ごぼう	0.2	0.2			0.15	米国 【米国ラディッシュの根、にんじん、て んさいの根参照】
サルシフィー	0.2	0.2			0.15	米国 【米国ラディッシュの根、にんじん、て んさいの根参照】
チコリ	30	30		30		
エンダイブ	30	30		30		
しゅんぎく	30	30		30		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	30		30		
その他のきく科野菜	30	30		30		
たまねぎ	7	7	○	1	7.0	米国 【0.01-2.3(n=7)(たまねぎ)、1.7、 2.1、4.5(グリーンオニオン)(米国)】
ねぎ(リーキを含む。)	10	10		10		
にんにく	7	7			7.0	米国 【米国たまねぎ、グリーンオニオン 参照】
その他のゆり科野菜	7	7			7.0	米国 【米国たまねぎ、グリーンオニオン 参照】
パースニップ	0.2	0.2			0.15	米国 【米国ラディッシュの根、にんじん、て んさいの根参照】
パセリ	25	25			25	米国 【0.16-14(n=7)(セロリ)、0.616- 7.15(n=7)(結球レタス・外葉あり)、 <0.003-0.324(n=7)(結球レタス・外 葉なし)、4.33-11.7(n=7)(非結球レ タス)、6.8-17(n=7)(ほうれんそ う)(米国)】
セロリ	25	25		20	25	米国 【米国セロリ、結球レタス、非結球 レタス、ほうれんそう参照】
その他のせり科野菜	25	25			25	米国 【米国セロリ、結球レタス、非結球 レタス、ほうれんそう参照】
トマト	2	2	○	1	1.60	米国 【0.053-0.42(n=12)(トマト)、0.044- 0.571(n=7)(ピーマン)、0.0946- 0.576(n=3)(とうがらし)(米国)】
ピーマン	2	2		1	1.60	米国 【米国トマト、ピーマン、とうがらし 参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす	2	2		1	1.60 米国	【米国トマト、ピーマン、とうがらし参照】
その他のなす科野菜	30	30		30		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.5		0.15, 0.26
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5		0.5		
しろうり	0.5	0.5		0.5		
メロン類果実※	0.2	0.2		0.5		
その他のうり科野菜	30	30		30		
ほうれんそう	30	30		30		
オクラ	1	1		1		
しょうが	0.02	0.02				【米国ばれいしょ参照】
しいたけ	1	1		1		
その他のきのこ類	1	1		1		
その他の野菜	30	30		30		
みかん	0.2	0.2	○			0.04, 0.05
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.64, 0.82
レモン	2	2	○			【なつみかんの果実全体参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			【なつみかんの果実全体参照】
グレープフルーツ	2	2	○			【なつみかんの果実全体参照】
ライム	2	2	○			【なつみかんの果実全体参照】
その他のかんきつ類果実	2	2	○			【なつみかんの果実全体参照】
ぶどう	2	2	○	2		
その他の果実	1	1		1		
ホップ	0.7		IT		0.7 EU	【<0.05(#),0.091(#),0.091(#)(ホップ)(EU)】
その他のスパイス	10	10	○			3.19, 5.58(みかんの果皮)
その他のハーブ	30	30		30		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.02	0.02		0.02		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

※メロン類果実においては、国際基準の残留基準に加工係数0.3(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

フルオピコリド

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いものをいう。) その他のいも類 ^{注1)}	0.05 0.02 0.02 0.02 0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	0.2 30 0.2 30 0.2 30 30 7 5 30 30 30 30 5 5 30
ごぼう サルシフィー チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) その他のきく科野菜 ^{注3)}	0.2 0.2 30 30 30 30 30
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく その他のゆり科野菜 ^{注4)}	7 10 7 7
パースニップ パセリ セロリ その他のせり科野菜 ^{注5)}	0.2 25 25 25
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 ^{注6)}	2 2 2 30
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり メロン類果実 その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.7 0.5 0.5 0.2 30

注1)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

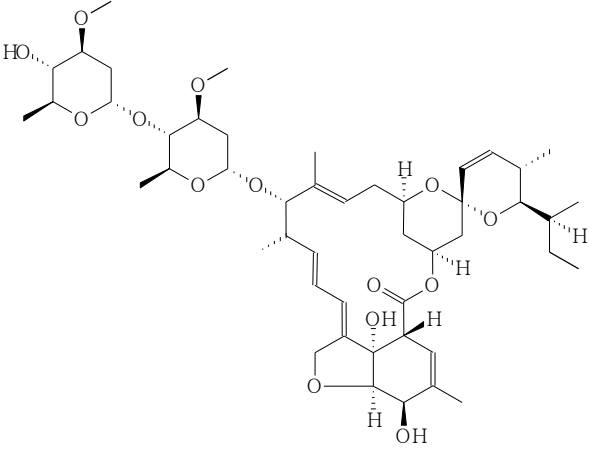
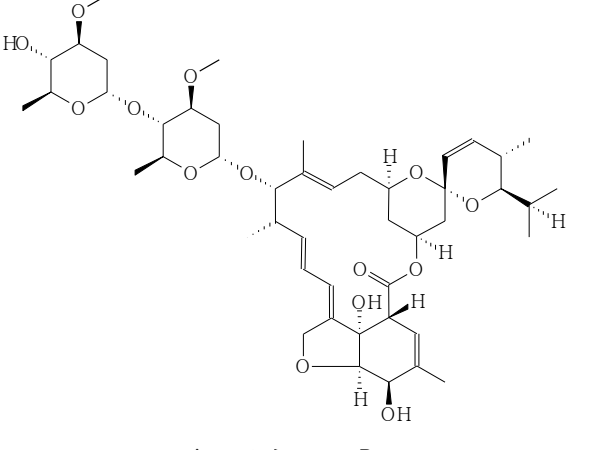
注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

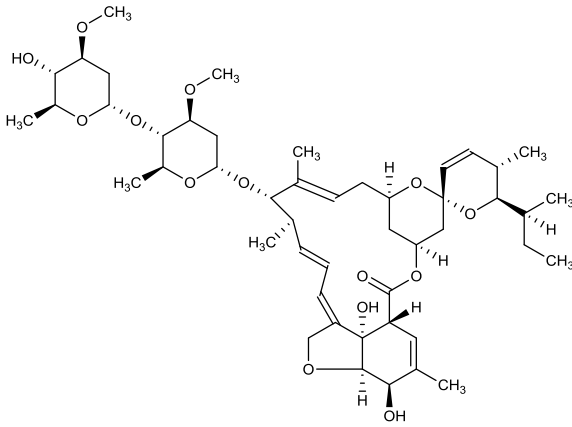
注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

食品名	残留基準値	
	ppm	
ほうれんそう	30	
オクラ	1	
しょうが	0.02	注8)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
しいたけ	1	
その他のきのこ類 ^{注8)}	1	
その他の野菜 ^{注9)}	30	注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	0.2	
なつみかんの果実全体	2	
レモン	2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	
グレープフルーツ	2	
ライム	2	
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	2	注10)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
ぶどう	2	
その他の果実 ^{注11)}	1	
ホップ	0.7	
その他のスパイス ^{注12)}	10	注11)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
その他のハーブ ^{注13)}	30	注12)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注14)} の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	注13)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分 ^{注15)}	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	注14)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
乳	0.02	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きん ^{注16)} の筋肉	0.01	注15)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	注16)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	

アバメクチン (Abamectin)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	<div style="text-align: center;">  <p>アベルメクチン B_{1a}</p>  <p>アベルメクチン B_{1b}</p> </div> <p>(アバメクチンはアベルメクチン B_{1a} 及びアベルメクチン B_{1b} の混合物である。存在比はアベルメクチン B_{1a} ≥ 80%、アベルメクチン B_{1b} ≤ 20%)</p>
用途	農薬／殺虫剤、動物用医薬品／寄生虫駆除剤
作用機構	<p>マクロライド系の殺虫剤である。グルタミン酸を伝達物質とする塩素イオンチャネルの塩素イオン透過性を高め、神経や筋細胞の細胞膜を過分極させて機能を抑制することにより、殺虫効果を示すと考えられている。</p> <p>また、動物用医薬品として、海外において、牛、羊等の家畜を対象とした内部寄生虫（線虫類等）及び外部寄生虫（ダニ類等）の駆除剤（皮下投与剤、外皮塗布剤等）として使用されている。</p> <p>日本では動物用及びヒト用の医薬品として承認されていない。</p>
適用作物／適用病害虫等	なす／アザミウマ類 等
我が国の登録状況	農薬：ねぎ、ピーマン等を対象作物に登録されている。

<p>諸外国の状況</p>	<p>JECFA が毒性評価を行い、1995 年に ADI が設定されている。2015 年に JMPR が毒性評価を行い、ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はばれいしょ、トマト、牛等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてかんきつ、核果類、牛等に、カナダにおいてレタス、りんご等に、EUにおいてなす、いちご、牛等に、豪州においてりんご、なし、牛等に、ニュージーランドにおいてトマト、アボカド、牛等に基準値が設定されている。</p>										
<p>食品安全委員会における 食品健康影響評価結果</p>	<p>ADI:0.0006 mg/kg 体重/day [設定根拠] 妊娠 6 日～哺育（分娩後）21 日 発達神経毒性試験（ラット・強制経口） 最小毒性量 0.12 mg/kg 体重/day 安全係数 200 （最小毒性量を用いたことによる追加係数：2） ARfD:0.005 mg/kg 体重 [設定根拠①] 急性神経毒性試験（ラット・強制経口） [設定根拠②] 18 週間 亜急性毒性試験（イヌ・強制経口） [設定根拠③] 85 日間 亜急性毒性試験（イヌ・混餌） [設定根拠④] 1 年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌） 無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
<p>基準値案</p>	<p>別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：アベルメクチン B_{1a}、アベルメクチン B_{1b} 及び代謝物 [b] 【8,9-Z-アベルメクチン B_{1a}】とする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 [b]</p> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 1691 1428 1915"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1 歳以上）</td> <td>37.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td> <td>73.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>35.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td> <td>38.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、一般（1 歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない注）。</p>		EDI/ADI (%)	一般（1 歳以上）	37.1	幼小児（1～6 歳）	73.3	妊婦	35.2	高齢者（65 歳以上）	38.7
	EDI/ADI (%)										
一般（1 歳以上）	37.1										
幼小児（1～6 歳）	73.3										
妊婦	35.2										
高齢者（65 歳以上）	38.7										

	注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。
意見聴取の状況	平成 29 年 8 月 18 日及び平成 29 年 9 月 27 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.005			0.005		
らっかせい	0.005			0.005		
その他の豆類	0.005			0.005		
ばれいしょ	0.01	0.01		0.005	0.01	米国
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01		0.005	0.01	米国
かんしょ	0.01	0.01		0.005	0.01	米国
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01		0.005	0.01	米国
その他のいも類	0.01	0.01			0.01	米国
レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)	0.2	0.05	IT	0.15	0.1	米国
たまねぎ	0.005			0.005		
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	0.1	○	0.005		0.005,0.017(\$)
にんにく	0.005			0.005		
セロリ	0.03			0.03		
その他のせり科野菜	0.05	0.05			0.05	米国
トマト	0.3	0.02	申	0.05		0.041-0.097(\$)(n=4)
ピーマン	0.5	0.5	○	0.09		0.076,0.104(\$)
なす	0.2	0.2	○	0.05		0.027,0.044
その他のなす科野菜	0.2	0.2		0.005	0.2	韓国
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.01	申	0.03		0.028,0.039
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
すいか	0.05	0.05	○			<0.009,<0.009
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.009,<0.009
その他のうり科野菜	0.01	0.01			0.01	米国
しょうが	0.01	0.01			0.01	米国
未成熟いんげん	0.08			0.08		
その他の野菜	0.08	0.01		0.08		
みかん	0.02		申			<0.002-<0.009(n=4)
なつみかんの果実全体	0.1	0.01	申	0.02		<0.06-0.029(n=4)
レモン	0.1	0.01	申	0.02		なつみかん参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1	0.01	申	0.02		なつみかん参照
グレープフルーツ	0.1	0.01	申	0.02		なつみかん参照
ライム	0.1	0.01	申	0.02		なつみかん参照
その他のかんきつ類果実	0.1	0.01	申	0.02		なつみかん参照
りんご	0.02	0.02		0.01	0.02	米国
日本なし	0.02	0.02		0.01	0.02	米国
西洋なし	0.02	0.02		0.01	0.02	米国
マルメロ	0.01			0.01		
ネクタリン	0.09	0.09		0.03	0.09	米国
あんず(アブリコットを含む。)	0.09	0.09		0.03	0.09	米国
すもも(ブルーンを含む。)	0.09	0.09		0.005	0.09	米国
おうとう(チェリーを含む。)	0.09	0.09		0.07	0.09	米国
いちご	0.2	0.02	IT	0.15	0.15	EU
ラズベリー	0.05			0.05		
ブラックベリー	0.05			0.05		
ぶどう	0.02		IT	0.01	0.02	米国
パパイヤ	0.02			0.015		
アボカド	0.02			0.015		
マンゴー	0.01			0.01		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の果実	0.005			0.005		
綿実	0.02	0.01		0.015		
くり	0.01	0.01		0.005	0.01	米国
ペカン	0.01	0.01		0.005	0.01	米国
アーモンド	0.01	0.01		0.005	0.01	米国
くるみ	0.01	0.01		0.005	0.01	米国
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.005	0.01	米国
茶	1	1	○			0.072,0.477(\$)
ホップ	0.2	0.2	○	0.15		
その他のスパイス	1		申	0.02		0.0374-0.410(\$)(n=4)
その他のハーブ	0.03	0.03		0.005	0.03	米国
牛の筋肉	0.02	0.01			0.02	米国
豚の筋肉	0.02				0.02	豪州
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01			0.01	豪州
牛の脂肪	0.1	0.1		0.1		
豚の脂肪	0.02	0.02			0.02	豪州
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.01			0.1	豪州
牛の肝臓	0.1	0.1		0.1		
豚の肝臓	0.02	0.02			0.02	豪州
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.1			0.05	豪州
牛の腎臓	0.06	0.06		0.05	0.06	米国
豚の腎臓	0.01	0.01			0.01	豪州
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.1			0.01	豪州
牛の食用部分	0.06	0.06			0.06	米国
豚の食用部分	0.02	0.02			0.02	米国
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.1				(豚の肝臓参照) (その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓参照)
乳	0.02	0.02			0.02	豪州
とうがらし(乾燥させたもの)	0.5	0.2		0.5		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

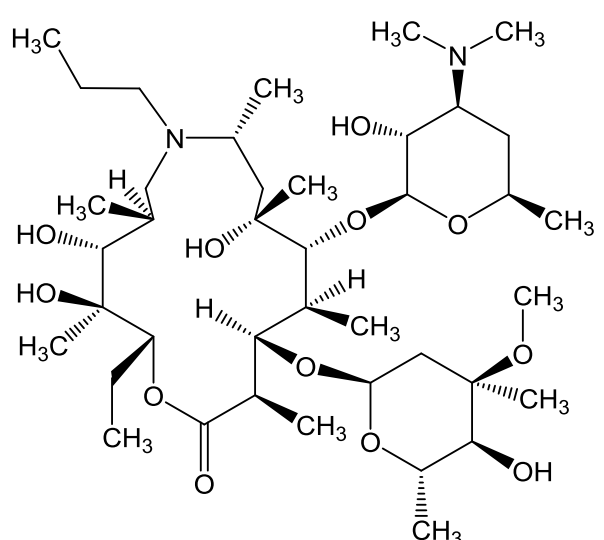
(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

アバメクチン

食品名	残留基準値	
	ppm	
小豆類 ^{注1)}	0.005	※今回基準値を設定するアバメクチンとは、アベルメクチンB _{1a} 、アベルメクチンB _{1b} 及び代謝物[b] 【8,9-Z-アベルメクチンB _{1a} 】の総和をいう。
らっかせい	0.005	
その他の豆類 ^{注2)}	0.005	
ばれいしょ	0.01	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	
かんしょ	0.01	
やまいも(長いもをいう。)	0.01	
その他のいも類 ^{注3)}	0.01	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
たまねぎ	0.005	
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	
にんにく	0.005	注3)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
セロリ	0.03	
その他のせり科野菜 ^{注4)}	0.05	
トマト	0.3	注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
ピーマン	0.5	
なす	0.2	
その他のなす科野菜 ^{注5)}	0.2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
すいか	0.05	
メロン類果実	0.05	
その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.01	
しょうが	0.01	注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
未成熟いんげん	0.08	
その他の野菜 ^{注7)}	0.08	
みかん	0.02	注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	0.1	
レモン	0.1	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1	
グレープフルーツ	0.1	
ライム	0.1	
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	0.1	
りんご	0.02	
日本なし	0.02	
西洋なし	0.02	
マルメロ	0.01	注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
ネクタリン	0.09	
あんず(アプリコットを含む。)	0.09	
すもも(プルーンを含む。)	0.09	
おうとう(チェリーを含む。)	0.09	
いちご	0.2	
ラズベリー	0.05	
ブラックベリー	0.05	
ぶどう	0.02	

食品名	残留基準値	
	ppm	
パパイヤ	0.02	注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
アボカド	0.02	
マンゴー	0.01	
その他の果実 ^{注9)}	0.005	
綿実	0.02	
くり	0.01	注10)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
ペカン	0.01	
アーモンド	0.01	
くるみ	0.01	
その他のナッツ類 ^{注10)}	0.01	
茶	1	注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
ホップ	0.2	
その他のスパイス ^{注11)}	1	
その他のハーブ ^{注12)}	0.03	注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の筋肉	0.02	
豚の筋肉	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.1	注13)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の脂肪	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	
牛の肝臓	0.1	
豚の肝臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	
牛の腎臓	0.06	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分 ^{注14)}	0.06	注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	
乳	0.02	
とうがらし(乾燥させたもの)	0.5	

ガミスロマイシン (Gamithromycin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請がなされたこと及び当該承認に伴い同法に基づく使用基準を設定することについて農林水産省から意見聴取があり、残留基準を設定する。
構造式	
用途	動物用医薬品／抗生物質
作用機構	15員環のマクロライド系の抗生物質である。細菌のリボソーム 50S サブユニットに結合してタンパク質合成を阻害することにより、静菌作用を示すと考えられている。
我が国の承認状況	動物用医薬品：牛を対象動物として承認審査中である。
諸外国の状況	JECFA におけるリスク評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいて牛に、EUにおいて牛、豚等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>①毒性学的 ADI：0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠①] 13 週間 亜急性毒性試験（イヌ・強制経口） [設定根拠②] 52 週間 慢性毒性試験（イヌ・カプセル経口） 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>②微生物学的 ADI：0.045 mg/kg 体重/day</p> <p>③ADI の設定について 毒性学的 ADI と微生物学的 ADI を比較すると、毒性学的 ADI の値がより小さくなることから、ガミスロマイシンの ADI は <u>0.01 mg/kg 体重/day</u> と設定することが適当であると判断した。</p>
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ガミスロマイシンとする。

<p>暴露評価</p>	<p>長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 237 1433 465"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 237 975 286"></th> <th data-bbox="975 237 1433 286">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 286 975 331">一般 (1 歳以上)</td> <td data-bbox="975 286 1433 331">0.6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 331 975 376">幼小児 (1~6 歳)</td> <td data-bbox="975 331 1433 376">1.2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 376 975 421">妊婦</td> <td data-bbox="975 376 1433 421">1.7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 421 975 465">高齢者 (65 歳以上)</td> <td data-bbox="975 421 1433 465">0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	0.6	幼小児 (1~6 歳)	1.2	妊婦	1.7	高齢者 (65 歳以上)	0.4
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	0.6										
幼小児 (1~6 歳)	1.2										
妊婦	1.7										
高齢者 (65 歳以上)	0.4										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 7 月 28 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.01	0.01	○			<0.01(n=4)(投与後20日), <0.01(n=4)(投与後30日) <0.05(n=6)(投与後7日)
豚の筋肉	0.05		申			
牛の脂肪	0.01	0.01	○			<0.01(n=4)(投与後30日), <0.01(n=4)(投与後40日) <0.05(n=6)(投与後10日)
豚の脂肪	0.05		申			
牛の肝臓	0.4	0.4	○			0.32(統計学的解析)(投与後49日) 0.064(統計学的解析)(投与後13日)
豚の肝臓	0.1		申			
牛の腎臓	0.4	0.4	○			0.39(統計学的解析)(投与後49日) 0.137(統計学的解析)(投与後13日)
豚の腎臓	0.2		申			
牛の食用部分	0.06	0.06	○			0.055(統計学的解析)(投与後49日) <0.05(n=6)(投与後10日)
豚の食用部分	0.05		申			

○:既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

申:動物用医薬品の承認申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

牛については、「承認有無」の欄に「○」の記載をしているが、現在、農林水産省で動物用医薬品の承認審査中である(平成29年10月27日時点)。

ガミスロマイシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉 豚の筋肉	0.01 0.05
牛の脂肪 豚の脂肪	0.01 0.05
牛の肝臓 豚の肝臓	0.4 0.1
牛の腎臓 豚の腎臓	0.4 0.2
牛の食用部分 ^{注)} 豚の食用部分	0.06 0.05

注)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

2017年10月27日

食品衛生分科会

その他の報告事項
に関する資料

(5) その他の報告事項

- ・ 食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について

．．．．198

